

資料編
改訂版

〈令和8年3月11日修正〉

目次

資料-1	倶知安町防災会議条例	1
資料-2	倶知安町災害対策本部条例	3
資料-3	職員参集関連	4
	(1) 非常参集時の被災状況記録表	4
	(2) 職員参集状況報告書	5
	(3) 職員非参集状況報告書	6
	(4) 参集、参集予定人員、応援人数及び地域の状況表参集記録表	7
資料-4	災害の概況	8
資料-5	危険区域・箇所	14
	(1) 水防区域	14
	(2) 市街地における低地帯の浸水予想区域	15
	(3) 地すべり・がけ崩れ等危険箇所	16
	(4) 土石流危険渓流	18
	(5) 重要水防箇所評定基準	21
	(6) 重要水防箇所	22
	(7) 尻別川・倶登山川浸水想定区域図	23
	(8) 硫黄川、ソースケ川、倶登山川、ポイントサン川、砂利川、ヌップリ寒別川の浸水想定区域図	28
	(9) 山地災害危険地区マップ	34
資料-6	災害時優先電話一覧	36
資料-7	各団体連絡責任者等	37
	(1) 自治振興会長名簿(市街)	37
	(2) 自治振興会長名簿(郊外)	37
	(3) 連合会名簿	37
	(4) 婦人、青年団体代表者名簿	37
資料-8	災害情報等報告取扱要領	38
資料-9	避難所等関係	49
	(1) 倶知安町指定緊急避難場所	49
	(2) 倶知安町指定一般避難所(指定緊急避難場所を兼ねる。)	50
	(3) 倶知安町指定福祉避難所	50
	(4) 倶知安町予備避難所	51
	(5) 倶知安町自主防災避難所	51
	(6) 倶知安町一時避難場所	52
	(7) 避難者登録カード・避難者リスト	62
	(8) 応急仮設住宅リスト	65
	(9) 広域避難協議書/要請・受諾様式	66
資料-10	医療関係	67
	(1) 医療関係機関電話番号	67
資料-11	ヘリポート	69
	(1) ヘリポート作成要領	69
	(2) ヘリポートの状況	70
資料-12	自衛隊災害派遣要請	71
資料-13	自衛隊派遣および撤収要請文の様式	73
	(1) 自衛隊災害派遣要請依頼文の様式	73
	(2) 自衛隊災害派遣撤収要請依頼文の様式	74
資料-14	物資調達関係	75
	(1) 食糧販売店一覧	75
	(2) 指定水道工事店(資器材の調達先)	76
	(3) 炊き出し給与状況	77
	(4) 救助種目別物資受払簿	78
資料-15	機械・車両関係	79
	(1) 町有車両の状況	79
	(2) 運送車輛調達先	79
	(3) バス調達先	79
資料-16	雪捨場	80

資料-17	水防倉庫	81
	(1) 水防倉庫所在地	81
	(2) 水防資器材現有量	81
資料-18	水防活動公用負担	82
	(1) 水防活動委任証	82
	(2) 水防立入検査員証	83
	(3) 公用負担権限委任証	84
	(4) 公用負担命令書	84
	(5) 民間協力の補償	84
資料-19	水防活動報告書	86
	(1) 水防活動実績報告書	86
	(2) 水防活動報告書	87
資料-20	要配慮者利用施設関係	88
	(1) 幼稚園(認定こども園(内閣府所管))	88
	(2) 学校	88
	(3) 児童福祉施設	88
	(4) 障がい者福祉施設	89
	(5) 高齢者福祉施設(※訪問介護は除く。)	90
	(6) 病院・医院(有床)	90
	(7) 放課後児童クラブ	90
資料-21	樋門・樋管位置図(尻別川・倶登山川)	92
資料-22	気象に関する警報・注意報発表基準	93
	(1) 気象庁発表区分(石狩・空知・後志地方)	93
	(2) 警報・注意報発表基準一覧表(倶知安町)	94
	(3) 大雨特別警報(浸水害、土砂災害)の指標(発表条件)に用いる基準値一覧(倶知安町)	95
資料-23	雨量・水位観測所一覧	96
	(1) 雨量観測所一覧	96
	(2) 水位観測所一覧	96
	(3) 北海道で管理する危機管理型水位計一覧	96
資料-24	ダム関連	97
	(1) ダム一覧	97
	(2) 双葉ダム管理条例	98
	(3) 双葉ダム管理規定	99
資料-25	水防協力団体	107
	(1) 水防協力団体指定要領(例)	107
	(2) 水防協力団体指定申請書様式(例)	108
	(3) 水防協力団体協力活動業務計画書(例)	109
	(4) 水防協力団体認定書様式(例)	110
	(5) 水防協力団体との水防協働活動実施要領(例)	111
	(6) 水防協力団体協働活動報告書様式(例)	112
資料-26	災害見舞金支給要綱	113
資料-27	特設公衆電話一覧表	114

資料-1 俱知安町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 15 日
条例第 20 号

改正 昭和 62 年 9 月 28 日条例第 24 号	昭和 62 年 12 月 21 日条例第 27 号
平成 11 年 12 月 29 日条例第 30 号	平成 13 年 12 月 28 日条例第 38 号
平成 15 年 6 月 23 日条例第 21 号	平成 24 年 9 月 18 日条例第 21 号
平成 25 年 6 月 20 日条例第 21 号	平成 26 年 3 月 20 日条例第 3 号
平成 27 年 3 月 26 日条例第 13 号	

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、俱知安町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 俱知安町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第 1 項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから当該指定地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 俱知安町を災害派遣区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する自衛官
 - (3) 北海道知事とその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 俱知安警察署長又はその指名する警察官
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防署長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、第 1 号及び第 5 号については 5 人、第 3 号については 4 人、第 8 号については 8 人、第 9 号については 2 人とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残

任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務課において行う。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年9月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年12月21日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月29日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(倶知安町水防協議会条例の廃止)

2 倶知安町水防協議会条例(平成元年条例第41号)は廃止する。

附 則 (平成13年12月28日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年6月23日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月18日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月20日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資料-2 俱知安町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 15 日
条例第 19 号

改正 平成24年 9 月 18 日 条例第22号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、俱知安町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要を認めるときは災害対策本部に班を置くことができる。

- 2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 9 月 18 日 条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料-3 職員参集関連

(1) 非常参集時の被災状況記録表

- 参集時に各自が記入し、各対策部長に報告をする。

■報告者氏名 _____ 対策部 _____ 班

■参集報告 令和 年 月 日 時 分 参集

■被災状況（いつ、どこで、誰が、どうした等を簡潔に明瞭に記載すること。）

①自宅付近の状況

②道路の状況

③避難所等の状況

④火災の発生状況

⑤その他（ _____ ）

(4) 参集、参集予定人員、応援人数及び地域の状況表参集記録表

参集記録表（別記4号様式）

■参集、参集予定人員、応援人数及び地域の状況表（全対策部共通）

（第 非常配備）

令和 年 月 日 時 分現在

対策部	配備人員		現在の 参集人員	参集 予定時間	参集 予定人員	応援 要請人員	備考
	時間 内	時間 外					
本部事務局							
総務対策部							
住民対策部							
経済対策部							
建設対策部							
水道対策部							
教育対策部							
くっちゃん保 育所ぬくぬく							
文化福祉セン ター							
総合体育館							
サンスポーツ ランドくっち ゃん							
保健福祉会館							
倶知安小学校							
北陽小学校							
東小学校							
西小学校							
西小学校樺山 分校							
倶知安中学校							
消防本部							
消防署							
消防団							

資料-4 災害の概況

年 月 日	種別	地 域	被 災 状 況																																
明治37年07月10日	水害	市街地	大雨による出水により市街地2条通浸水 望羊橋半壊																																
明治39年12月6日	火災	市街地	第3尋常小校（現倶知安小学校） 校舎全焼（5学級）																																
明治41年06月28日	晩霜	全域	被害面積 1,000ha（収穫皆無 400ha） 被害金額4万円																																
明治41年07月08日	火災	羊蹄山	焼失面積 800ha																																
明治41年07月10日	火災	市街地（駅前）	帝国製麻木造倉庫から出火し、烈風により 99棟159戸全焼 損害13万円 死傷者なし																																
明治42年04月07日	暴風雨	全域	最大風速 40m以上（観測不能）被害 全壊家屋55戸 半壊家屋44戸 橋梁流失2ヶ所 死者 1人																																
大正2年6月～9月	冷害	全域	収穫皆無となり災害救助法適用																																
大正05年8月18日～19日	火災	羊蹄山	山火事																																
昭和02年10月	山崩れ	羊蹄山	豪雨により溪谷を流れる水量は増し、西2号地内耕地30数haが土砂に埋没し、5～6戸の農家が離農した																																
昭和03年03月06日	火災	市街地	倶知安町駅構内の鉄道合宿所から出火																																
昭和03年04月23日	暴風雪	全域	電柱100本余りが倒れ停電																																
昭和05年05月26日	火災	市街地	全焼家屋 5棟6戸																																
昭和05年09月01日	火災	市街地	全焼家屋5戸																																
昭和06年03月30日	火災	市街地	町住宅組合所有の住宅 全焼 原因：風呂場煙突の不備																																
昭和06年5月～8月	冷害	全域	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">耕作面積</th> <th colspan="4">被害面積</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>収穫皆無</th> <th>70%以上</th> <th>50%～70%</th> <th>50%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>1570.0ha</td> <td>502.0ha</td> <td>1,060.0ha</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,562.0ha</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>4,880.3ha</td> <td>—</td> <td>1,934.3ha</td> <td>1,116.5ha</td> <td>190.8ha</td> <td>3,241.6ha</td> </tr> <tr> <td>戸数</td> <td>550戸</td> <td>48戸</td> <td>311戸</td> <td>115戸</td> <td>—</td> <td>474戸</td> </tr> </tbody> </table>	種別	耕作面積	被害面積				計	収穫皆無	70%以上	50%～70%	50%未満	田	1570.0ha	502.0ha	1,060.0ha	—	—	1,562.0ha	畑	4,880.3ha	—	1,934.3ha	1,116.5ha	190.8ha	3,241.6ha	戸数	550戸	48戸	311戸	115戸	—	474戸
種別	耕作面積	被害面積				計																													
		収穫皆無	70%以上	50%～70%	50%未満																														
田	1570.0ha	502.0ha	1,060.0ha	—	—	1,562.0ha																													
畑	4,880.3ha	—	1,934.3ha	1,116.5ha	190.8ha	3,241.6ha																													
戸数	550戸	48戸	311戸	115戸	—	474戸																													
昭和06年12月18日	火災	市街地	全焼家屋4棟5戸																																
昭和07年5月～9月	旱、水害	全域	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">耕作面積</th> <th colspan="5">被害面積</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>収穫皆無</th> <th>70%以上</th> <th>50%～70%</th> <th>30%～50%</th> <th>30%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>1,669.0ha</td> <td>300.0ha</td> <td>667.0ha</td> <td>350.0ha</td> <td>266.0ha</td> <td>84.0ha</td> <td>1,667.0ha</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>4,096.0ha</td> <td>—</td> <td>255.0ha</td> <td>2,631.0ha</td> <td>1,062.0ha</td> <td>119.0ha</td> <td>4,067.0ha</td> </tr> </tbody> </table>	種別	耕作面積	被害面積					計	収穫皆無	70%以上	50%～70%	30%～50%	30%以下	田	1,669.0ha	300.0ha	667.0ha	350.0ha	266.0ha	84.0ha	1,667.0ha	畑	4,096.0ha	—	255.0ha	2,631.0ha	1,062.0ha	119.0ha	4,067.0ha			
種別	耕作面積	被害面積					計																												
		収穫皆無	70%以上	50%～70%	30%～50%	30%以下																													
田	1,669.0ha	300.0ha	667.0ha	350.0ha	266.0ha	84.0ha	1,667.0ha																												
畑	4,096.0ha	—	255.0ha	2,631.0ha	1,062.0ha	119.0ha	4,067.0ha																												
昭和07年06月01日	火災	市街地	駅前通りの薬店から出火、全焼家屋65戸、重軽傷者18人																																
昭和07年09月01日	水害	倶知安橋	増水、下流の堤防が決壊し、一部田畑冠水																																
昭和08年03月03日	雪崩	京極～寒別間	雪崩 延長30m																																

年 月 日	種別	地 域	被 災 状 況																											
昭和 09 年 7 月～9 月	冷害	全 域	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">耕作 面積</th> <th colspan="5">被 害 面 積</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>収穫 皆無</th> <th>70% 以上</th> <th>50% ～70%</th> <th>30% ～50%</th> <th>30% 以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>1,434.0ha</td> <td>577.0ha</td> <td>566.0ha</td> <td>243.0ha</td> <td>—</td> <td>48.0ha</td> <td>1,434.0ha</td> </tr> </tbody> </table>							種別	耕作 面積	被 害 面 積					計	収穫 皆無	70% 以上	50% ～70%	30% ～50%	30% 以下	田	1,434.0ha	577.0ha	566.0ha	243.0ha	—	48.0ha	1,434.0ha
			種別	耕作 面積	被 害 面 積							計																		
					収穫 皆無	70% 以上	50% ～70%	30% ～50%	30% 以下																					
田	1,434.0ha	577.0ha	566.0ha	243.0ha	—	48.0ha	1,434.0ha																							
昭和 09 年 09 月	暴風雨	羊 蹄 山	羊蹄山石室の一部崩壊																											
昭和 09 年 11 月 23 日	火災	六 郷	除虫菊会社から出火 工場全焼																											
昭和 10 年 5 月～9 月	冷害	全 域																												
昭和 10 年 11 月 08 日	火災	市 街 地	伊達澱粉工場の乾燥室 全焼																											
昭和 12 年 05 月 16 日	火災	北 四 東 三	菊池木管工場 全焼																											
昭和 18 年 03 月 06 日	火災	市 街 地	夜、農業会の招待映画会が開催され、満員の布袋座から出火し、3mに近い雪のため、入口のみが唯一の逃げ場だったため、観客 208 人が焼死する大惨事となった。																											
昭和 19 年 04 月 14 日	火災	市街地	倶知安警察署交換台から出火 庁舎（木造 150 坪）全焼																											
昭和 19 年 10 月 08 日	暴風雨	全域	家屋に相当の被害																											
昭和 21 年 11 月 19 日	火災	市街地	農業会馬鈴薯倉庫 100 坪 全焼 馬鈴薯 6,000 俵 被害損害 100 万円																											
昭和 23 年 11 月 12 日	火災	市街地	倶知安高校校舎 倶知安高等女学校校舎 約 1,000 坪全焼																											
昭和 28 年 5 月～9 月	冷害	全域	被害総額 11,300 万円																											
昭和 29 年 09 月 26 日	台風	全域	台風第 15 号のため、全町にわたり被害を受けた。 全壊家屋 61 棟 (38 世帯 205 人) 半壊家屋 246 棟 (128 世帯 717 人) 土地改良施設 2ヶ所 農作物被害 2,000ha 開拓農地 72ha 道路 1ヶ所 治山 1ヶ所 軽傷者 4 人 被害総額 9,753 万円																											
昭和 30 年 07 月 27 日	火災	市街地	後志支庁庁舎 159 坪 半焼 損害 427 万円 原因 不審火																											
昭和 34 年 04 月 22 日	風水害	全域	寒別橋流失																											
昭和 36 年 07 月 26 日	豪雨	全域	床下浸水 36 戸 床上浸水 13 戸 田畑冠水 367ha 被害総額 1,000 万円内外																											
昭和 37 年 07 月 09 日	火災	旭	町立わらび岱火葬場 全焼																											
昭和 37 年 08 月 03 日	暴風雨	全域	山間の融雪と豪雨により、全町にわたり被害を受けた。 被害数 640 世帯 3,710 人 住宅流出 3 戸 (18 人) 床上浸水 174 戸 床下浸水 413 戸 非住家被害 54 戸農地流出 73ha 農地冠水 545ha 土木被害 224ヶ所 林業被害ほか 11ヶ所 被害総額 230,216 千円																											
昭和 39 年 04 月 01 日	融雪災害	全域	クトサン川、ポイントサン川、硫黄川氾濫 被害農家 821 戸																											
昭和 40 年 09 月 20 日	台風	全域	台風第 23 号による被害 床下浸水 97 棟 141 戸 冠水 田・23ha 畑・28ha 被害総額 248 万円																											
昭和 40 年 09 月 20 日	台風	全域	台風第 24 号による被害 床上浸水 1 棟 4 戸 床下浸水 120 棟 147 戸 冠水 田・34ha 畑・70ha																											

資料-4 災害の概況

年 月 日	種別	地 域	被 災 状 況
昭和 45 年 05 月 08 日	融雪災害	全域	河川決壊 2ヶ所 道路決壊 8ヶ所 被害総額 456 万円 暴風により、全町にわたり被害を受けた。 被害数 625 世帯 3,925 人 住宅流出 1 戸 (3 人) 床上浸水 164 戸 床下浸水 452 戸 農地流出 30ha 農地冠水 436ha 土木被害 49 ヶ所 林業被害ほか 13 ヶ所 被害総額 226,908 千円 床上浸水 1 戸 床下浸水 7 戸 農地流失 1.9ha 農地冠水 82.9ha 土木被害 31 ヶ所 (河川 19 ヶ所、 道路 8 ヶ所、橋梁 4 ヶ所) がけ崩れ 6 ヶ所 死者 1 人
昭和 45 年 08 月 15 日	台風	全域	台風第 9 号により全町にわたり被害を受けた。 最大風速 43m 家屋全壊 1 戸 家屋一部破損 124 戸 非住家全壊 11 棟 半壊 4 棟 公共施設 12 棟
昭和 47 年 02 月 27 日	暴風雨	比羅夫、樺山	農作物被害 1,048 ha 被害総額 386,200 千円 家屋被害 全壊 1 戸 一部破損 29 戸
昭和 47 年 04 月 24 日	融雪災害	峠下、末広出雲、市街地	非住家被害 全壊 4 棟 半壊 8 棟 公共施設 2 棟 土木被害 4 ヶ所 (河川 3 ヶ所、橋梁 1 ヶ所)
昭和 49 年 04 月 21 日	暴風雨	全域	家屋被害 一部破損 16 戸 床下浸水 19 戸 非住家被害 全壊 10 棟 半壊 60 棟 農業施設被害 144 ヶ所 公共施設 11 ヶ所
昭和 50 年 02 月 23 日	雪崩	イワブツリ	800m地点で雪崩 1 名死亡
昭和 50 年 08 月 19 日	大雨災害	全域	土木被害 河川 2 ヶ所 衛生施設被害 1 ヶ所 被害総額 53,000 千円
昭和 50 年 08 月 22 日	台風	全域	台風第 6 号により全町にわたり被害を受けた。 総雨量 147mm 住宅被害 床受け浸水 5 戸 (20 人) 床下浸水 69 戸 (238 人) 農地冠水 田・65ha 畑・730ha 土木被害 34 ヶ所 (河川 24 ヶ所、道路 9 ヶ所、 橋梁 1 ヶ所) 林業被害 3 件 被害総額 465,289 千円
昭和 51 年	冷害	全域	被害総額 53,000 万円
昭和 51 年 04 月 13 日	融雪災害		土木被害 河川 42,800 千円
昭和 52 年 04 月 12 日	融雪災害		土木被害 河川 75,000 千円
昭和 53 年 04 月 15 日	融雪災害	市街地、末広、旭、樺山	土木被害 河川 78,000 千円
昭和 54 年 04 月 05 日	融雪災害	末広、山梨樺山	土木被害 河川 55,000 千円
昭和 54 年 10 月 20 日	台風	全域	台風第 20 号により全町にわたり被害を受けた。 最大風速 26.3m 総雨量 116mm 住家被害 床下浸水 4 戸 (13 人) 土木被害 2 ヶ所 (河川 1 ヶ所、道路 1 ヶ所) 被害総額 8,000 千円
昭和 55 年 12 月 23 日	火災	市街地	ニセコストア 1・2 階内部 全焼
昭和 56 年 04 月 10 日	融雪災害	出雲、緑	土木被害 河川 13,000 千円
昭和 56 年 08 月 03 日	台風	全域	台風第 12 号により全町にわたり被害を受けた。 農地冠水 38ha (16 戸) 被害総額 22,405 千円

年 月 日	種別	地 域	被 災 状 況
昭和 56 年 08 月 21 日 (56 災害)	台風	全域	台風第 15 号により全町にわたり被害を受けた。 総雨量 158mm 人的被害 重傷 1 人 住家被害 床上浸水 5 戸 (27 人) 床下浸水 50 戸 (169 人) 農地被害 農地流出 17ha 農地冠水 293ha (田・ 39ha、畑・254ha) 土木被害 29 ヶ所 (道路 10 ヶ 所、河川 16 ヶ所、橋梁 3 ヶ所) 被害総額 273,497 千円 寒別地区に避難命令を発 した。
昭和 56 年 08 月 23 日 (56 災害)	台風	北岡～寒別 間	台風第 15 号により築堤 160m 流出 10 月 5 日開通
昭和 57 年 04 月 16 日	融雪災害	出雲、八幡	土木被害 河川 4,200 千円
昭和 58 年	冷害	全域	被害総額 33,000 万円
昭和 59 年 05 月 17 日	融雪災害	寒別	農業施設 (2 ヶ所) 25,000 千円
昭和 59 年 08 月 23 日	台風	全域	農業被害 5ha
昭和 60 年 09 月 09 日	台風	全域	台風第 13 号により全町にわたって被害を受けた。 床下浸水 12 戸 (42 人) 農地被害 3ha (田) 農作物被害 7.1ha (田・1.3ha、畑・5.8ha) 土木被害 5 ヶ所 (河川 2 ヶ所、道路 3 ヶ所) 被害総額 21,572 千円
昭和 61 年 05 月 02 日	融雪災害	寒別	農業施設 (1 ヶ所) 3,500 千円
昭和 61 年 06 月 09 日	強風	八幡、豊岡 緑、富士見 峠下	農業被害 150ha 2,856 千円
昭和 62 年 09 月 01 日	台風	全域	台風第 12 号により全町にわたり被害を受けた。 最大風速 29.3m 住家被害 6 棟 (52 人) 半壊 34 戸 農業被害 農作物 458ha 営農施設 2 戸 公立文教施設 5 棟 社会教育施設 1 棟 被害総額 25,291 千円
平成元年 04 月 08 日	暴風	全域	台風並の強風 (最大風速 25.5m) ハウスなどに被害
平成 04 年 04 月 04 日	融雪災害	富士見	排水路 (3 箇所) 107,990 千円
平成 06 年 08 月 08 日	大雨災害	高見	農業被害 2ha
平成 09 年 08 月 09 日	大雨災害	全域	農業被害 30ha 土木被害 河川 717 千円 土木被害 道路 1,778 千円
平成 11 年 08 月 02 日	大雨災害	全域	床下浸水 4 棟 農業被害 108.8ha 166.824 千円 土木被害 道路 3,850 千円
平成 11 年 09 月 25 日	台風	市街地	台風第 18 号により全町にわたって被害を受けた。 住家被害 一部損壊 3 棟
平成 14 年 01 月 21 日	暴風雨	全域	住家被害 一部損壊 6 棟 非住家被害 半壊 7 棟

資料-4 災害の概況

年 月 日	種別	地 域	被 災 状 況
平成16年09月08日	台風	全域	台風第18号により全町にわたって被害を受けた。 最大瞬間風速40.3m 住家被害 全壊1棟 半壊4棟 非住家被害 半壊10棟 農業被害 1,965.4ha 70,020千円 農業施設 430ヶ所 545,550千円 森林被害(道有林) 304.5ha 160,273千円 森林被害(民有林) 110.5ha 19,328千円 商工被害 20件 被害総額 27,325千円 人的被害 重傷8名 軽傷3名 農業施設 5棟 26,000千円
平成18年1月～2月	豪雪	全域	最大積雪 212cm
平成18年09月20日	台風	八幡、寒別	台風第13号による被害 農業被害 22ha
平成22年07月28日 ～29日	低気圧 通過	全域	路肩崩落(町道(旭)) 幅4m×高さ6m 農地冠水・住宅浸水(硫黄川(旭)) 1カ所 農道冠水(町道岩尾別南3線付近) 1カ所 農業被害(降雨・風害による冠水・倒伏等) 680ha
平成22年08月07日	集中豪雨	字末広(町 道北12線 末広線)	土木被害(北12線1号橋北付近の河川法面崩壊) 2,000千円
平成22年08月23日	集中豪雨	市街地 字緑	床上浸水 1戸 土木被害(河川・町道法面等崩壊) 河川 447千円 町道 573千円
平成23年09月05日 ～06日	台風	全域	台風第12号による被害 農業被害 19.8ha 町道被害 3カ所 公園被害 尻別川リバーパーク公園(右岸) 倶知安橋から富士見橋の間の冠水 寒別の溪流ゾーンの冠水 わんぱく公園広場の法面の一部崩壊
平成24年05月03日 ～05日	大雨・ 融雪災害	寒別(尻別 川(寒別橋 下流側))	自主避難 1世帯 右岸にフレコン設置(堤防決壊の恐れのため堤外地) 左岸は農地冠水
平成25年04月07日	低気圧 通過	全域	シャッター破損 2カ所 屋根のトタン剥離 3カ所 車庫浸水 1カ所 通行止め 1カ所(国道5号(中山峠から定山溪))
平成27年09月21日	記録的 短時間 大雨	字琴平	13時頃～15時頃の倶知安特別地域観測所の降雨量 20mm(琴平地区の雨量は約40mm(非公式データ)) 法面崩落(西9号琴平高見線、クトサン1号川の交点 の町道東側 高さ約8m×横約25m)
平成28年02月29日 ～03月01日	暴風雪	全域	通行止 延10区間 運休 3事業者(鉄道、バス) 臨時休校 町小中学校(6校)、道立高等学校(2校) 農業被害 営農施設(全壊、半壊、一部破損) 8農業者 11棟
平成28年08月30日 ～31日	台風	全域	台風第23号による被害 通行止 4路線 停電 340戸 家屋等被害 4件 町有施設被害 2棟 倒木 72本 農業被害 営農施設(全壊、トタン剥離) 5棟

年 月 日	種別	地 域	被 災 状 況
平成 29 年 04 月 18 日	低気圧 通過	全域	瞬間最大風速 34.9m (4月の観測史上最大) 人的被害 1名 (重症) 住家被害 40件 町有施設被害 13棟 非住家被害 6棟 町有施設被害 (倒木、トタン剥離、墓地損壊等) 8件 学校施設被害 3件 農業被害 営農施設破損 58棟 通行止 3路線 停電 192戸
平成 29 年 09 月 18 日	台風	全域	台風第 18 号による被害 農業被害 倒伏 1件 営農施設破損 7棟 土木被害 農地表土流出 約 3m ² 農地法面崩壊 幅約 8m×奥行約 2m 通行止 町道 2路線
平成 30 年 07 月 05 日	温帯 低気圧 (台風 7 号)	全域	農業被害 41.15ha 法面崩壊 町営施設 (パークゴルフ場、町営第二球場) 町道寒別山梨線 横幅約 15m 道道倶知安ニセコ線 横幅約 10m
平成 30 年 09 月 04 日 ~05 日	台風	全域	台風第 21 号による被害 住家被害 29件 1,170千円 非住家被害 5件 816千円 農業被害 20件 88.9ha 通行止 道道倶知安ニセコ線 道道蘭越ニセコ倶知安線 羊蹄山登山道 (北海道管理)
平成 30 年 09 月 06 日 ~07 日)	大規模 停電	道内全域	「平成 30 年北海道胆振東部地震」(厚真町震度 7) の 影響による初の 295 万戸の全道停電 当町は、観測史上最大に並ぶ震度 4 を観測 (被害なし) 9 月 7 日の午前 3 時頃に全町停電復旧完了

資料-5 危険区域・箇所

(1) 水防区域

(令和4年3月18日現在)

番号	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域 延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施 設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概要
1	寒別	尻別川	1級 尻別川	河口から 58.0	右岸 300	河岸決 壊	7		町道東3号豊岡線 200m	田 12.0 畑 20.0	道 (建設部)	中小改良 実施済
2	豊岡	〃	〃	河口から 55.0	左岸 3,000	溢水				畑 20.0	道 (建設部)	中小改良実施済 中小改良右岸済 左岸一地元要望 で不施行
3	旭	〃	1級 硫黄川	河口から 2.5	右岸 700	河岸決 壊	2			畑 5.0		
4	峠下	〃	1級 登俱山川	河口から 4.5	両岸 700	溢水	2			田 3.0 畑 7.0	道 (建設部)	計画 検討中
5	高見	〃	登俱山川 高見川	河口から 8.0	両岸 500	溢水			町道 西9号琴平 高見線 150m	畑 2.0 畑 8.5	道 (建設部)	S43~48 一部局部改良済 残・計画検討中
6	大和	〃	1級 ホソ登山川	河口から 18.0	両岸 90	溢水	2			畑 6.0	倶知安町	
7	末広	〃	俱登山川支 流 俱登山4号 川	河口から 11.5	両岸 900	溢水	1		町道 北12線 末広線 200m	畑 2.0	倶知安町	
8	〃	〃	〃	河口から 12.5	両岸 300	溢水	1			畑 2.0	倶知安町	
9	出雲 末広	〃	1級 俱登山川	河口から 10.0	両岸 2,000	溢水	7			畑 20.0	道 (建設部)	計画 検討中
10	山梨	〃	普通 ヌッリ寒別川	河口か ら 3.0	両岸 1,900	河岸決 壊	2		町道寒別大和線 2,100m	畑 2.0		

(2) 市街地における低地帯の浸水予想区域

(令和4年3月18日現在)

番号	危険区域					予想される被害				法令等における指定状況					整備計画			
	図面	市町村名	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部			
1	俱知安町	南10西1	山口宅地先	1.0	河川 (都市下水) の逆流	7												
2	〃	南3東1	菊地宅地先	0.13	低地による雨水などの蓄積	1												
3	〃	南5東1	佐藤宅地 他 2	0.01	低地による雨水などの蓄積	3												

(3) 地すべり・がけ崩れ等危険箇所

(令和4年3月18日現在)

1) 地すべり危険箇所

図面 番号	箇所 番号	危険箇所			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		地域名	場所	危険箇所 面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定 年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
1	—	巽・豊岡 富士見 高嶺	羊蹄山 麓 ～尻別 川 左岸	540	17		5 ・ 畑 287.0	ha	農林 水産省	森林法					後志森林 管理署	S47年度か ら治水工事 実施中
2	1-46- 111	西3号	—	196	31	国道393号 L=2.8km 町道 L=0.4km										

2) 急傾斜地崩壊危険箇所

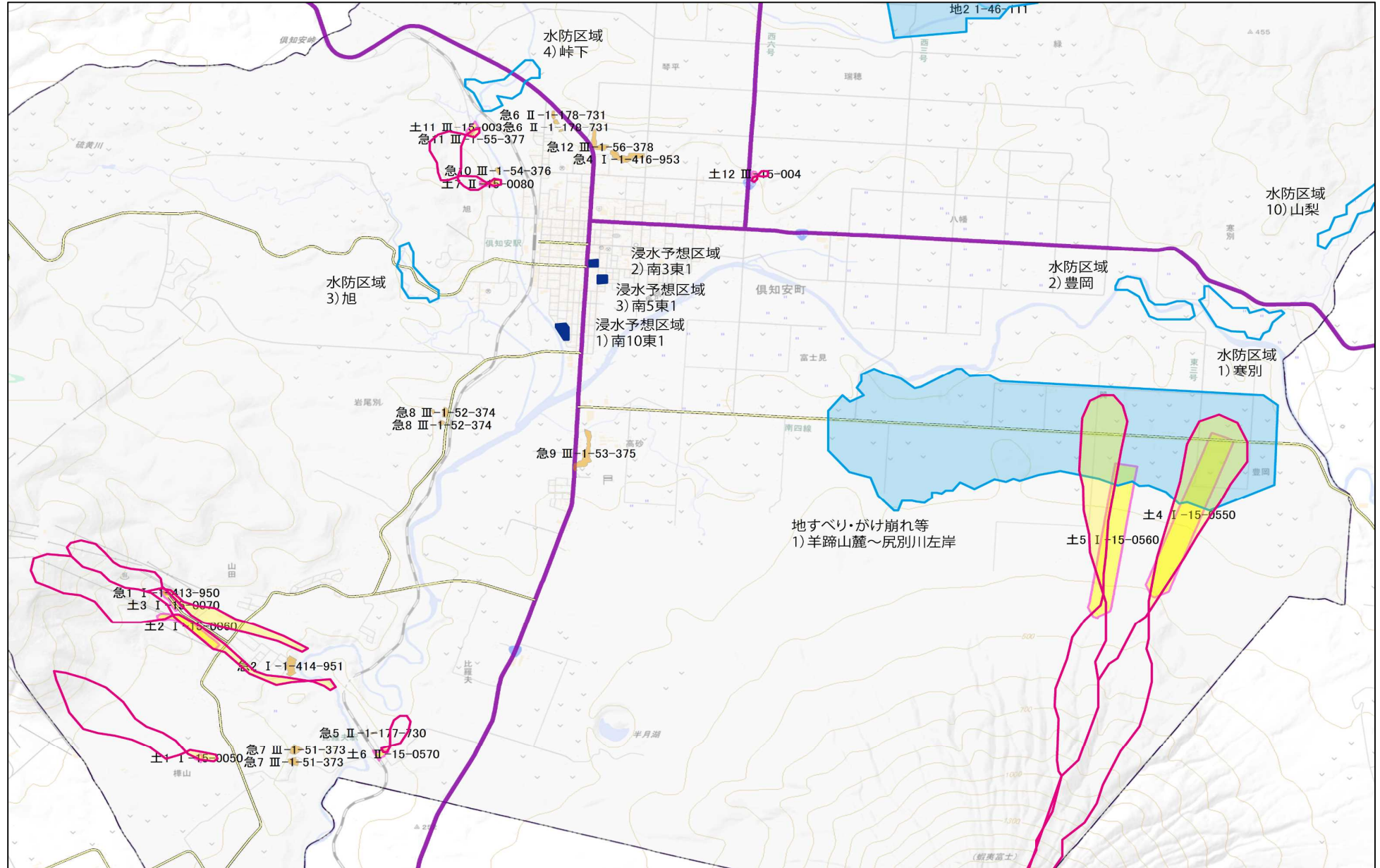
図面 番号	箇所 番号	危険箇所		予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		箇所名	危険箇所面 積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定 年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
												全部	一部		
1	I-1-413-950	山田1			1 (温泉ホテル)	道道 L=12m									
2	I-1-414-951	山田2		8	2 (旅館)	町道 L=235m	河川 L=100m								
3	I-1-415-952	琴平2		10		町道 L=40m									工事有
4	I-1-416-953	琴平4		8		町道 L=30m	官舎 アパート								
5	II-1-177-730	比羅夫		2		町道 L=50m									工事有
6	II-1-178-731	琴平1		1											
7	III-1-51-373	樺山													
8	III-1-52-374	岩尾別													
9	III-1-53-375	高砂													
10	III-1-54-376	旭1													
11	III-1-55-377	旭2													
12	III-1-56-378	琴平3													

(4) 土石流危険溪流

(令和4年3月18日現在)

図面 番号	溪流 番号	危険溪流の概況						予想される被害				整備計画		
		区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定地 指定番号・年月日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概要
						溪流長(km)	面積(ha)							
1	I-15-0050	樺山	尻別川	大沢川	大沢1号川	0.67	0.53		1	1 (宿泊施設)	町道L=70m			
2	I-15-0060	山田	尻別川	尻別川	尻別2号川	0.81	0.57			2 (宿泊施設)	道道L=120m			
3	I-15-0070	山田	尻別川	尻別川	冷水川	0.34	0.23		9	25 (宿泊施設)	道道L=770m 町道L=150m			
4	I-15-0550	豊岡	尻別川	尻別川	尻別4号川	2.44	1.33		5		道道L=670m 町道L=1820m			
5	I-15-0560	巽	尻別川	尻別川	学校の沢川	1.67	0.67		3	1 (集会施設)	道道L=500m 町道L=1560m	田畑 38.79ha		
6	II-15-0570	比羅夫	尻別川	尻別川	大津の沢川	0.20	0.06		1		町道L=40m			
7	II-15-0080	旭	尻別川	俱登山川	俱登山右1号川	0.15	0.04		4		町道L=80m	田畑 0.02ha		
8	II-15-0090	扶桑	尻別川	ポイントサン川	三宅の沢川	0.19	0.08		1		国道393号 L=60m	田畑 0.18ha		
9	II-15-0100	大和	尻別川	一線の沢川	大和公園の沢川	0.20	0.08		1			田畑 2.28ha		
10	II-15-0110	大和	尻別川	ポイントサン2号1の沢川	清水の沢川	0.56	0.19		1		国道393号 L=190m	田畑 2.52ha		
11	III-15-003	旭	尻別川	俱登山川	俱登山旭の沢川	0.42	0.15							
12	III-15-004	北7東10	尻別川	尻別川	西6号の沢川	0.07	0.01							

■別紙－2 災害危険区域・箇所図－2



(5) 重要水防箇所評定基準

種別	A 浸水被害の危険度の特に高い箇所	B 浸水被害の危険度の高い箇所	要注意箇所
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（当該河川の合流先の河川（以下「本川」という。）の水位の影響区間にあつては本川の計画高水位）が現況の堤防高を超える箇所（ただし、これによりがたい場合は、河道の狭小又は局所的な堆積土砂等に起因して被害が予想される箇所、過去に外水（河川からあふれた水）氾濫があった箇所。）。	計画高水流量規模の洪水の水位（当該河川の合流先の河川（以下「本川」という。）の水位の影響区間にあつては本川の計画高水位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所（ただし、これによりがたい場合は、河道の狭小又は局所的な堆積土砂等に起因して被害が予想される箇所。）。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。堤防斜面の崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、堤防斜面勾配等からみて堤防斜面の崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、堤防の決壊跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・堤防の決壊跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。堤防の決壊跡又は旧川跡の箇所。
陸開			陸開が設置されている箇所。

(6) 重要水防箇所

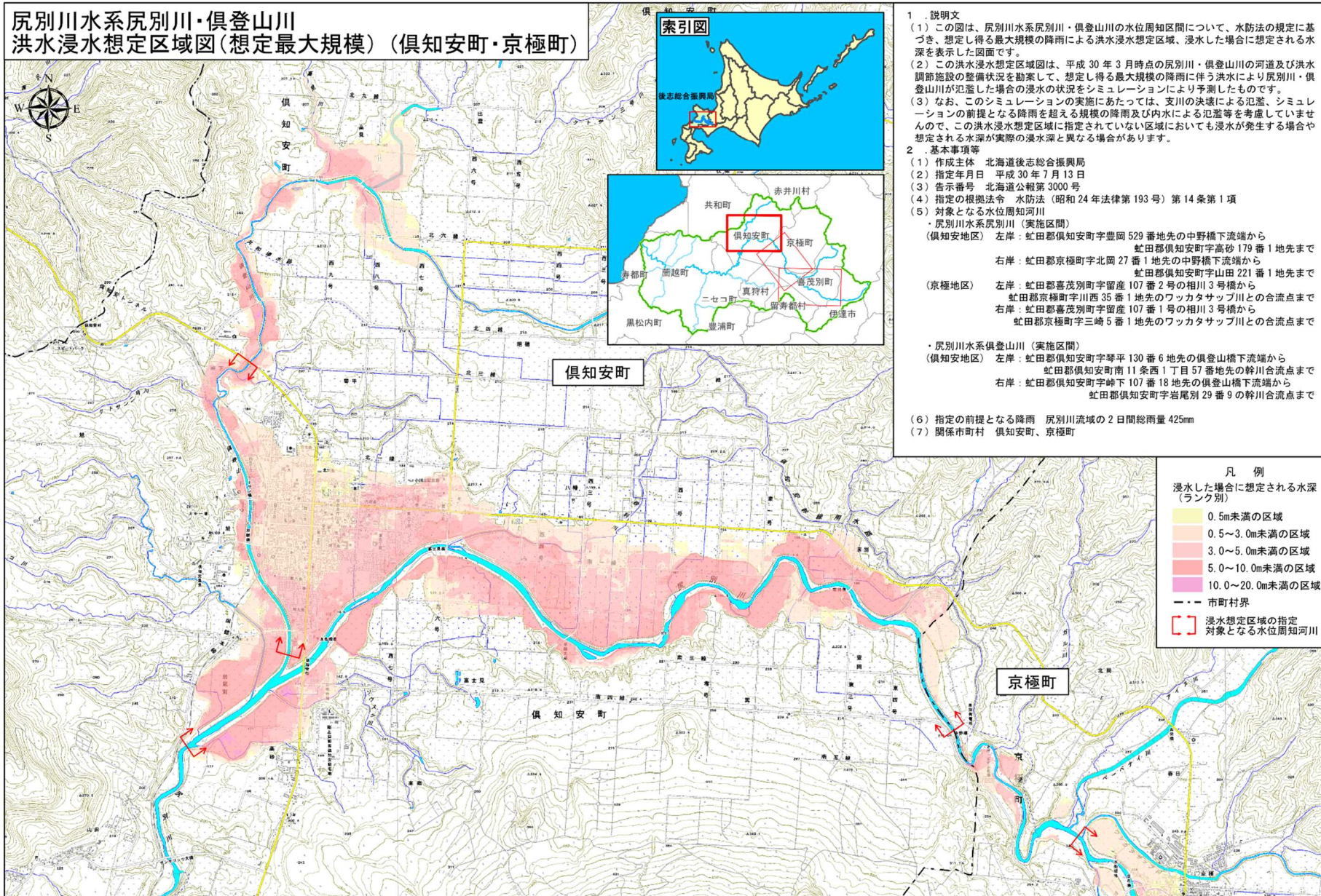
(令和4年3月18日現在)

No.	水系名	河川名	市町村名	右岸 左岸	起点位置(km)			終点位置(km)			重要水防 区域延長 (km)	重要度	築堤	備考
					地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
56	尻別川	尻別川	倶知安町	左岸	富士見	(町)富士見橋から 0.65km 下流	39.20	富士見	(町)富士見橋から 1.65km 下流	41.50	2.30	B	有	樋門
57	尻別川	尻別川	倶知安町	右岸	高砂	(国)倶知安橋	37.10	富士見	(町)富士見橋	39.85	2.75	A	有	樋門 重点監視区間
63	尻別川	倶登山川	倶知安町	左岸	岩尾別	尻別川との 合流点	0.00	富士見	(町)クトサン橋から 0.60km 上流	2.90	2.90	A	有	樋門
64	尻別川	倶登山川	倶知安町	右岸	岩尾別	尻別川との 合流点	0.00	富士見	(町)クトサン橋から 0.30km 上流	2.60	2.60	B	有	樋門

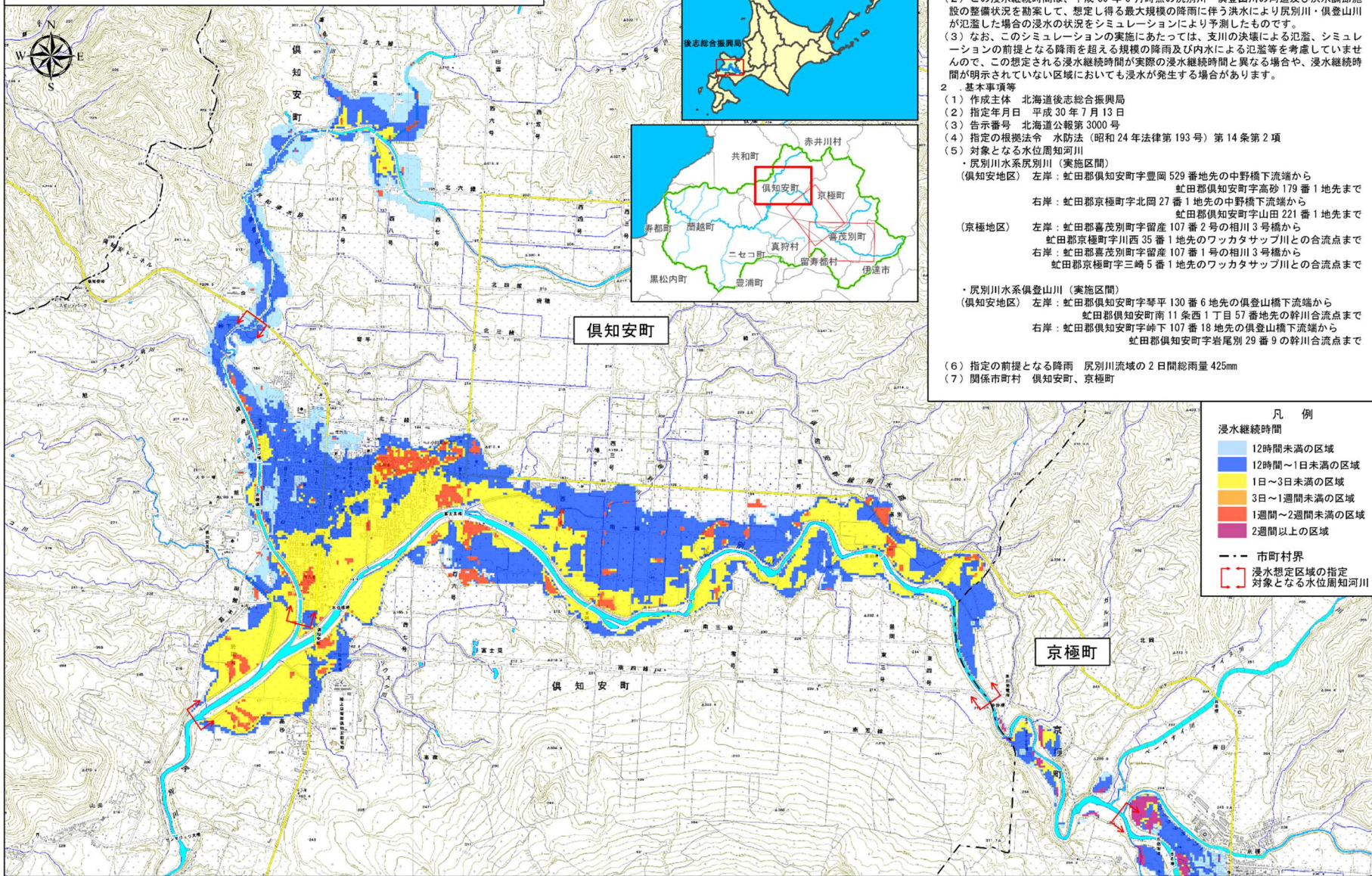
※北海道ホームページ「重要水防箇所（知事管理区間）小樽建設管理部」より

(7) 尻別川・倶登山川浸水想定区域図

(令和4年3月18日現在)



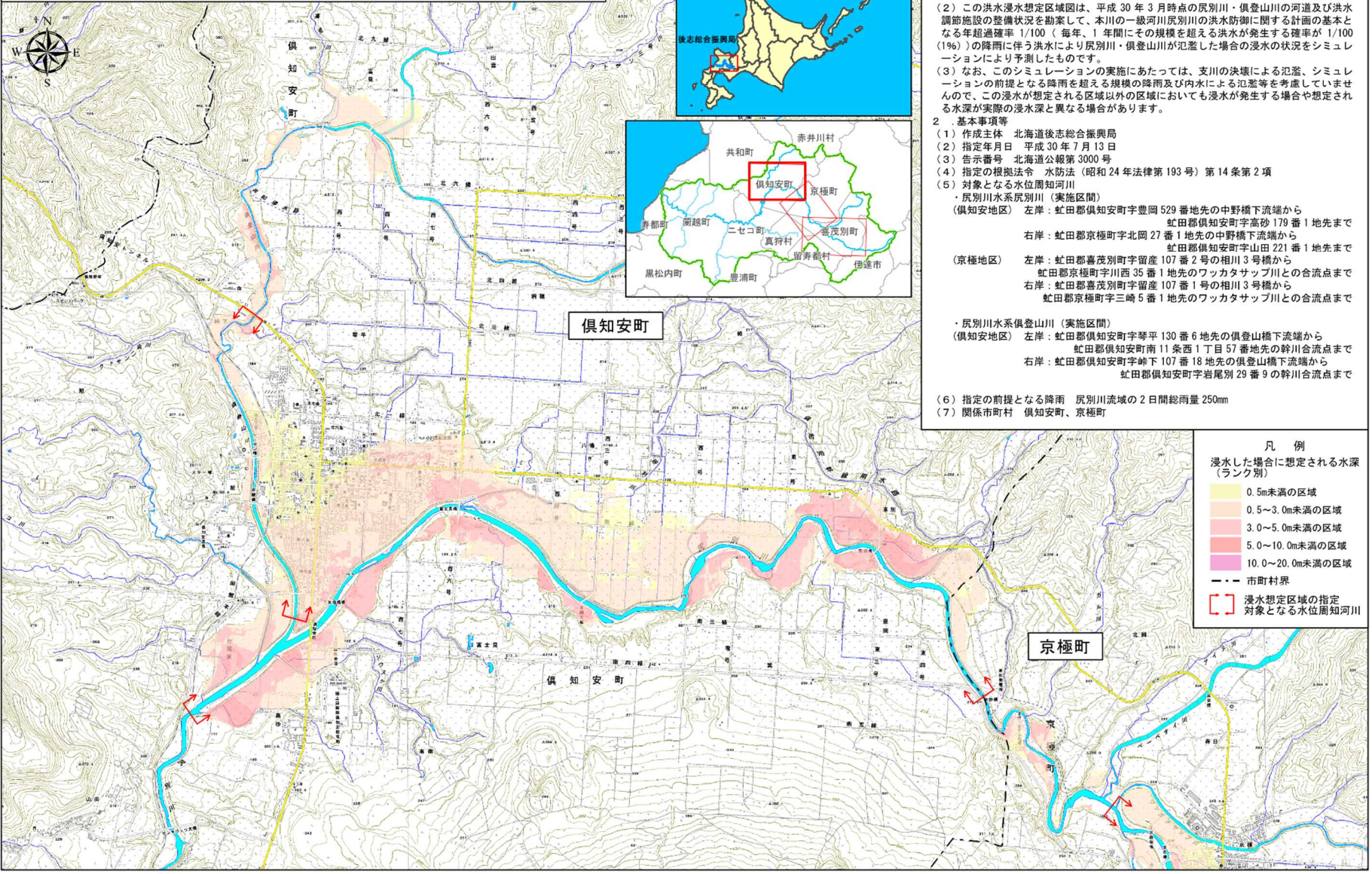
尻別川水系尻別川・倶登山川 浸水継続時間(想定最大規模)(倶知安町・京極町)



- 1 説明文
- (1) この図は、尻別川水系尻別川・倶登山川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき、浸水継続時間を表示した図面です。
 - (2) この浸水継続時間は、平成30年3月時点の尻別川・倶登山川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により尻別川・倶登山川が氾濫した場合の浸水の状態をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 北海道後志総合振興局
 - (2) 指定年月日 平成30年7月13日
 - (3) 告示番号 北海道公報第3000号
 - (4) 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項
 - (5) 対象となる水位周知河川
 - ・尻別川水系尻別川（実施区間）
 - （倶知安地区）左岸：虻田郡倶知安町字豊岡529番地先の中野橋下流端から
虻田郡倶知安町字高砂179番1地先まで
 - 右岸：虻田郡京極町字北岡27番1地先の中野橋下流端から
虻田郡倶知安町字山田221番1地先まで
 - （京極地区）左岸：虻田郡喜茂別町字留産107番2号の相川3号橋から
虻田郡京極町字川西35番1地先のワカタサップ川との合流点まで
 - 右岸：虻田郡喜茂別町字留産107番1号の相川3号橋から
虻田郡京極町字三崎5番1地先のワカタサップ川との合流点まで
 - ・尻別川水系倶登山川（実施区間）
 - （倶知安地区）左岸：虻田郡倶知安町字琴平130番6地先の倶登山橋下流端から
虻田郡倶知安町南11条西1丁目57番地先の幹川合流点まで
 - 右岸：虻田郡倶知安町字峰下107番18地先の倶登山橋下流端から
虻田郡倶知安町字岩尾別29番9の幹川合流点まで
- (6) 指定の前提となる降雨 尻別川流域の2日間総雨量425mm
- (7) 関係市町村 倶知安町、京極町

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）及び基本地図情報を使用した。（承認番号 平30情使、第37号）」

尻別川水系尻別川・倶登山川
洪水浸水想定区域図(計画規模)(倶知安町・京極町)



1. 説明文
- (1) この図は、尻別川水系尻別川・倶登山川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき、計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、平成30年3月時点の尻別川・倶登山川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、本川の一級河川尻別川の洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/100(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100(1%)の降雨に伴う洪水により尻別川・倶登山川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
- (1) 作成主体 北海道後志総合振興局
 - (2) 指定年月日 平成30年7月13日
 - (3) 告示番号 北海道公報第3000号
 - (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項
 - (5) 対象となる水位周知河川
 - ・尻別川水系尻別川(実施区間)
 - (倶知安地区) 左岸: 虻田郡倶知安町字豊岡529番地先の中野橋下流端から 虻田郡倶知安町字高砂179番1地先まで
 - 右岸: 虻田郡京極町字北岡27番1地先の中野橋下流端から 虻田郡倶知安町字山田221番1地先まで
 - (京極地区) 左岸: 虻田郡喜茂別町字留産107番2号の相川3号橋から 虻田郡京極町字川西35番1地先のワッカサップ川との合流点まで
 - 右岸: 虻田郡喜茂別町字留産107番1号の相川3号橋から 虻田郡京極町字三崎5番1地先のワッカサップ川との合流点まで
 - ・尻別川水系倶登山川(実施区間)
 - (倶知安地区) 左岸: 虻田郡倶知安町字琴平130番6地先の倶登山橋下流端から 虻田郡倶知安町南11条西1丁目57番地先の幹川合流点まで
 - 右岸: 虻田郡倶知安町字峠下107番18地先の倶登山橋下流端から 虻田郡倶知安町字岩尾別29番9の幹川合流点まで
 - (6) 指定の前提となる降雨 尻別川流域の2日間総雨量250mm
 - (7) 関係市町村 倶知安町、京極町

凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

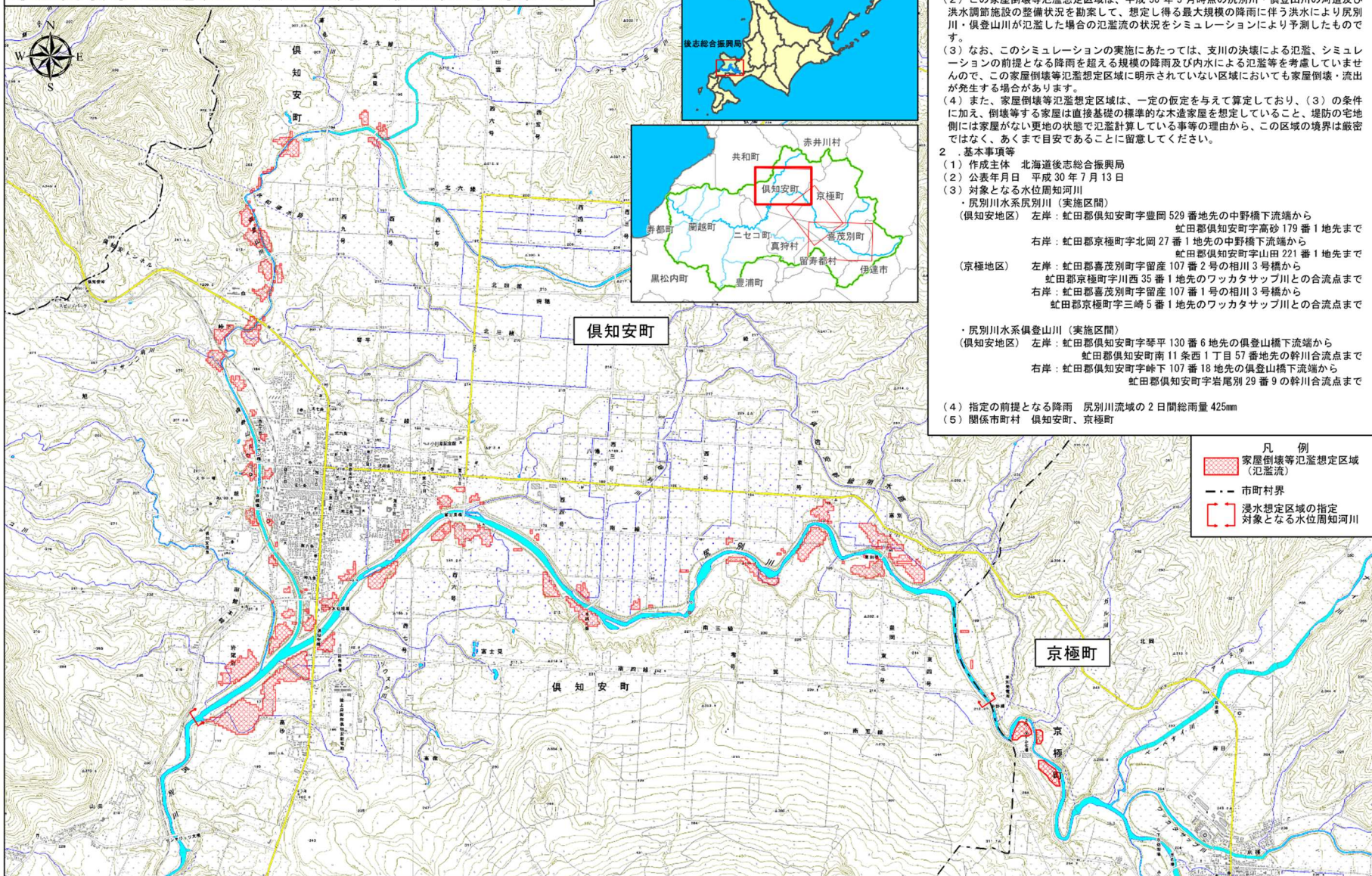
0.5m未満の区域
0.5~3.0m未満の区域
3.0~5.0m未満の区域
5.0~10.0m未満の区域
10.0~20.0m未満の区域

--- 市町村界

□ 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)及び基本地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第37号)」

尻別川水系尻別川・倶登山川 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) (倶知安町・京極町)



索引図



1. 説明文

- (1) この図は、尻別川水系尻別川・倶登山川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、平成30年3月時点の尻別川・倶登山川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により尻別川・倶登山川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出が発生する場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算している事等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2. 基本事項等

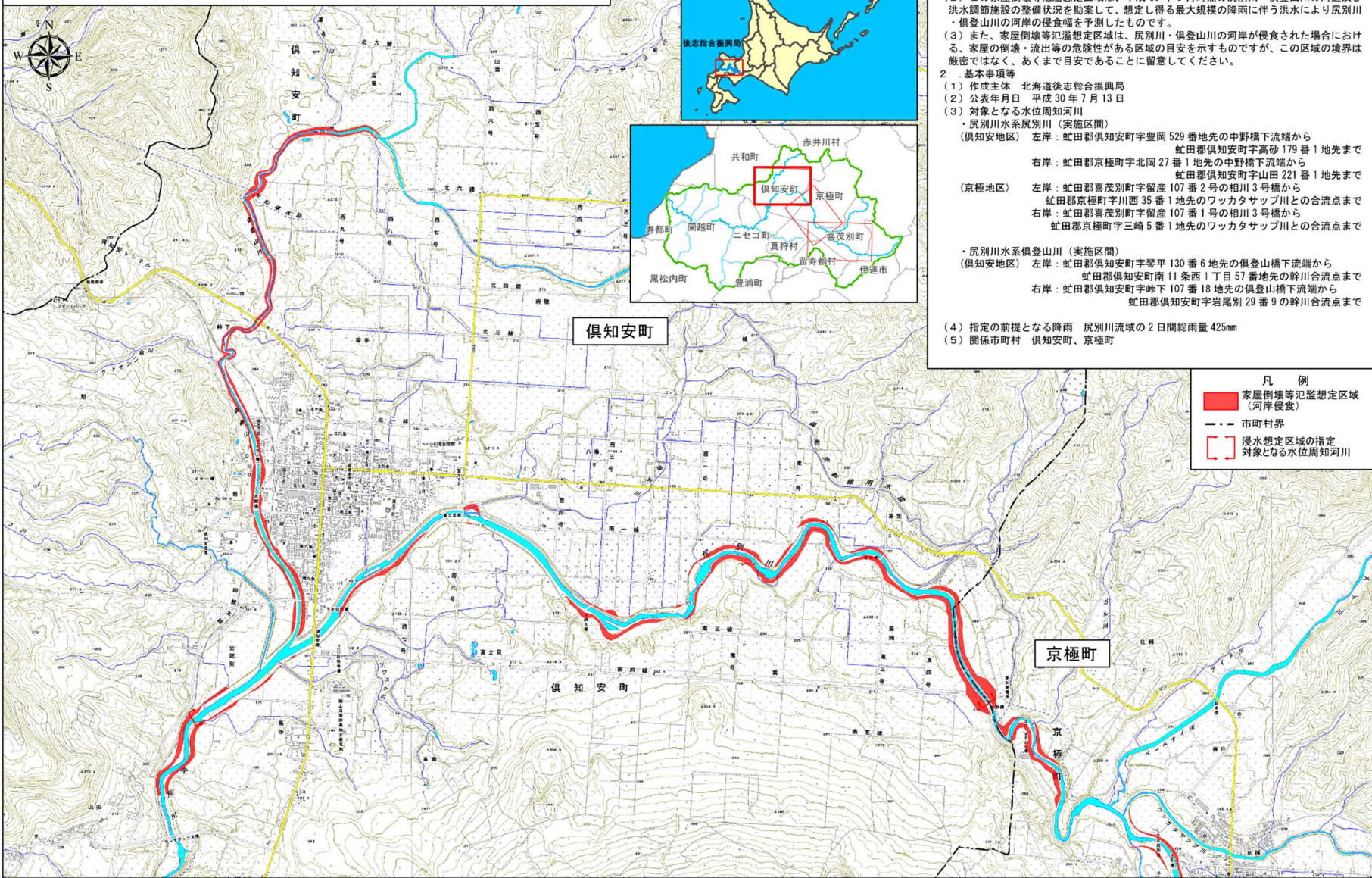
- (1) 作成主体 北海道後志総合振興局
- (2) 公表年月日 平成30年7月13日
- (3) 対象となる水位周知河川
 - ・尻別川水系尻別川(実施区間)
 - (倶知安地区) 左岸：虻田郡倶知安町字豊岡529番地先の中野橋下流端から
右岸：虻田郡京極町字北岡27番1地先の中野橋下流端から
 - (京極地区) 左岸：虻田郡喜茂別町字留産107番2号の相川3号橋から
右岸：虻田郡京極町字川西35番1地先のワッカタサップ川との合流点まで
 - ・尻別川水系倶登山川(実施区間)
 - (倶知安地区) 左岸：虻田郡倶知安町字琴平130番6地先の倶登山橋下流端から
右岸：虻田郡倶知安町南11条西1丁目57番地先の幹川合流点まで
- (4) 指定の前提となる降雨 尻別川流域の2日間総雨量425mm
- (5) 関係市町村 倶知安町、京極町

- 凡 例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
 - 市町村界
 - 氾濫想定区域の指定対象となる水位周知河川

0 1 2 3 4 5 km

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)及び基本地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第37号)」

尻別川水系尻別川・倶登山川
家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)(倶知安町・京極町)



1. 説明文
- (1) この図は、尻別川水系尻別川・倶登山川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
 - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、平成30年3月時点の尻別川・倶登山川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により尻別川・倶登山川の河岸の侵食幅を予測したものです。
 - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、尻別川・倶登山川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
2. 基本事項等
- (1) 作成主体 北海道後志総合振興局
 - (2) 公表年月日 平成30年7月13日
 - (3) 対象となる水位周知河川
 - ・尻別川水系尻別川(実施区間)
 - (倶知安地区) 左岸：虻田郡倶知安町字豊岡529番地先の中野橋下流端から
虻田郡倶知安町字高砂179番1地先まで
 - 右岸：虻田郡京極町字北岡27番1地先の中野橋下流端から
虻田郡倶知安町字山田221番1地先まで
 - (京極地区) 左岸：虻田郡喜茂別町字留産107番2号の相川3号橋から
虻田郡京極町字川西35番1地先のワカタサップ川との合流点まで
 - 右岸：虻田郡喜茂別町字留産107番1号の相川3号橋から
虻田郡京極町字三崎5番1地先のワカタサップ川との合流点まで
 - ・尻別川水系倶登山川(実施区間)
 - (倶知安地区) 左岸：虻田郡倶知安町字琴平130番6地先の倶登山橋下流端から
虻田郡倶知安町南11条西1丁目57番地先の幹川合流点まで
 - 右岸：虻田郡倶知安町字峠下107番18地先の倶登山橋下流端から
虻田郡倶知安町字岩尾別29番9の幹川合流点まで
- (4) 指定の前提となる降雨 尻別川流域の2日間総雨量425mm
(5) 関係市町村 倶知安町、京極町

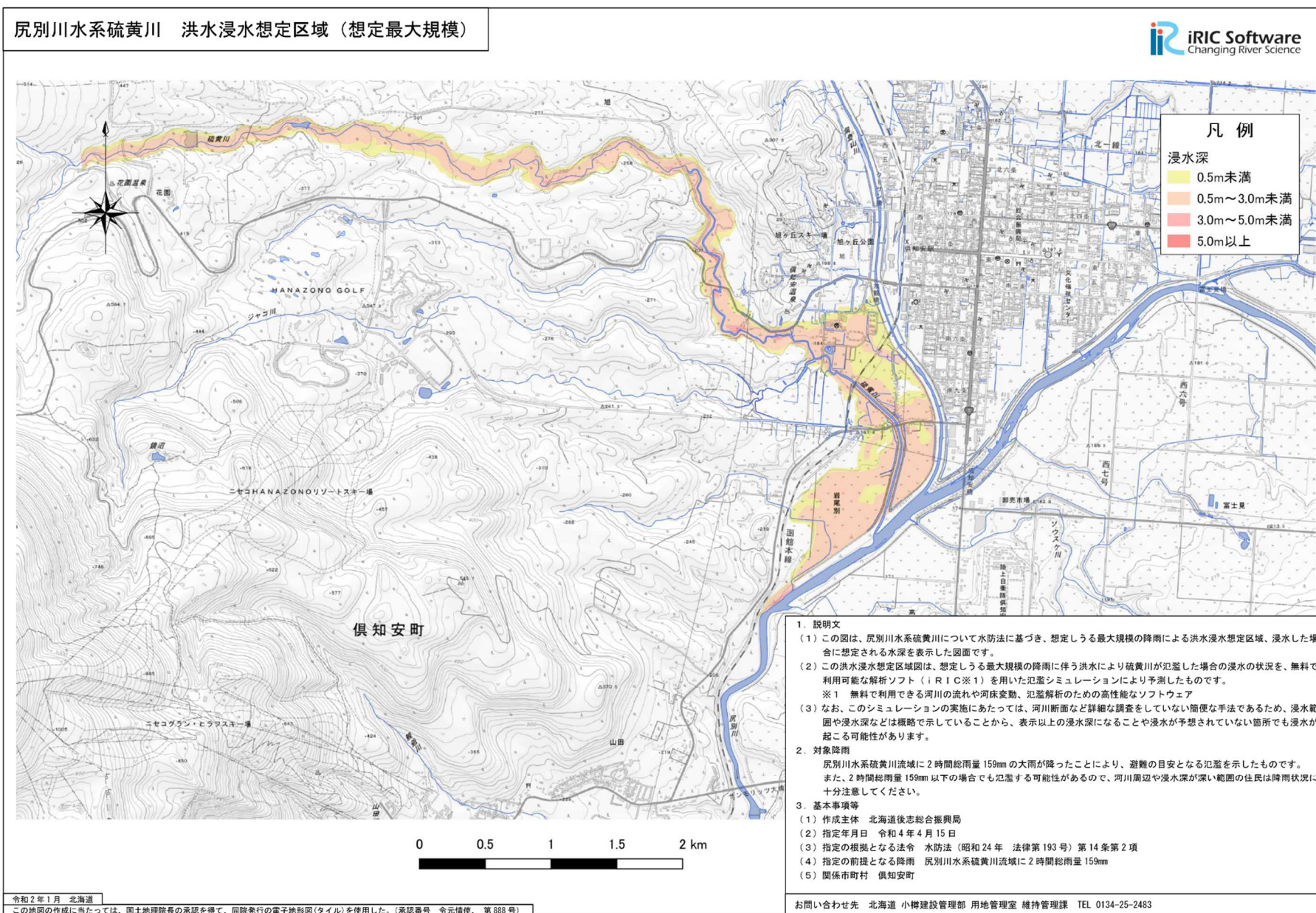
凡 例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- - - 市町村界
- 氾濫想定区域の指定対象となる水位周知河川

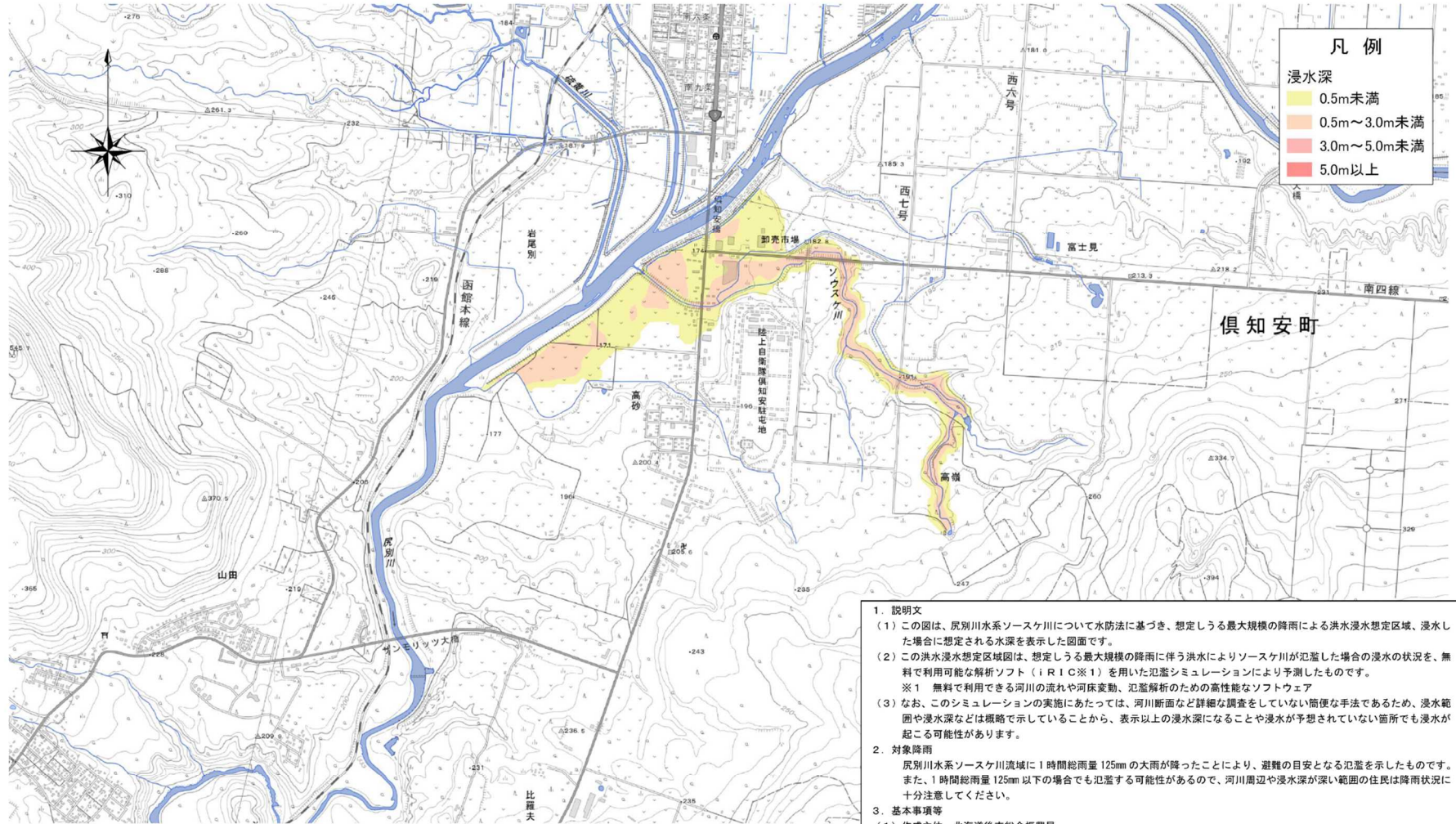
「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)及び基礎地図情報を使用しました。(承認番号 平30情使、第37号)」

(8) 硫黄川、ソースケ川、倶登山川、ポイントサン川、砂利川、ヌップリ寒別川の浸水想定区域図

(令和6年2月1日現在)

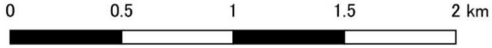


尻別川水系ソースケ川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



凡例	
浸水深	
0.5m未満	黄色
0.5m~3.0m未満	オレンジ
3.0m~5.0m未満	赤
5.0m以上	暗赤

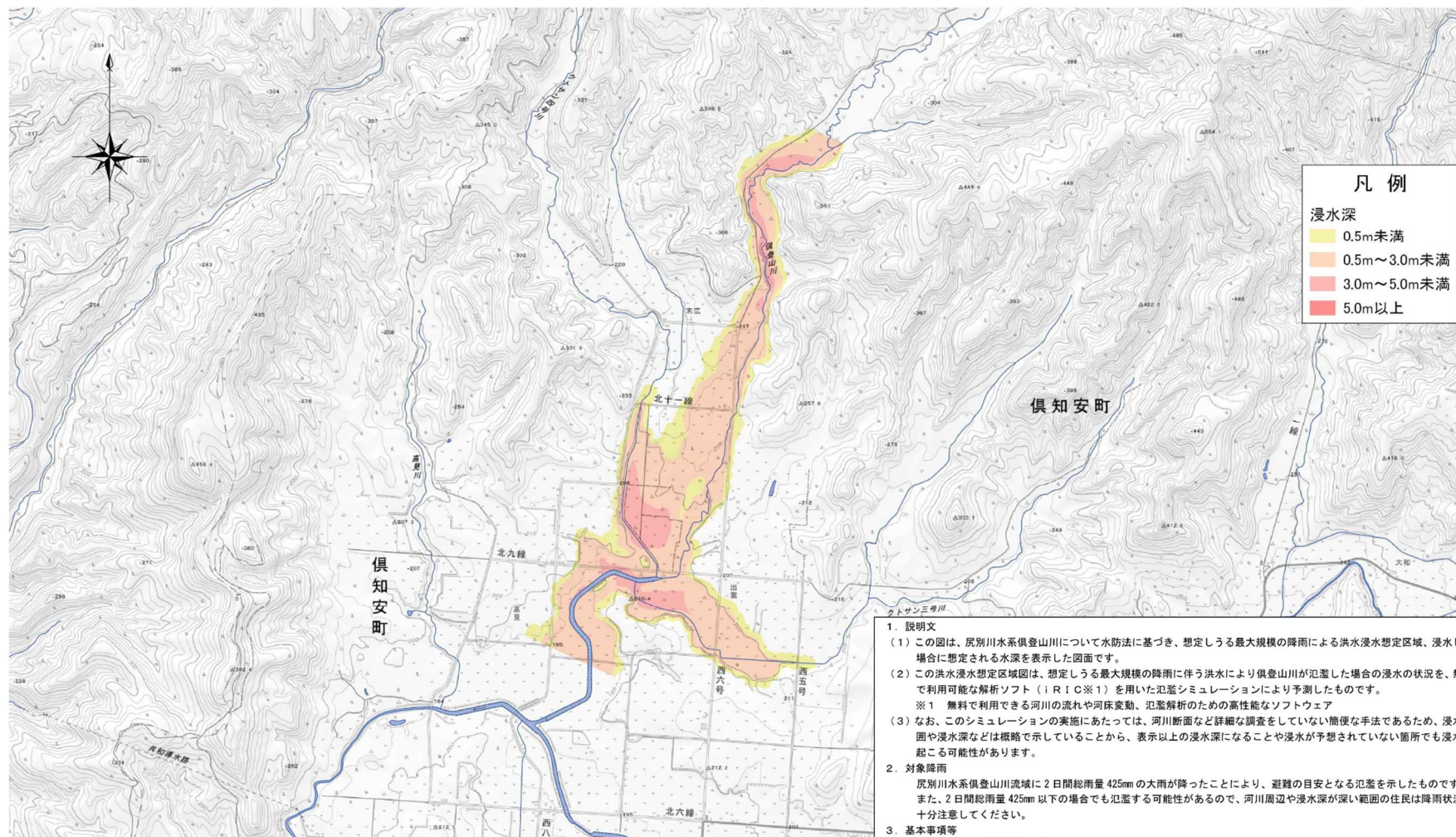
1. 説明文
- (1) この図は、尻別川水系ソースケ川について水防法に基づき、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水によりソースケ川が氾濫した場合の浸水の状況を、無料で利用可能な解析ソフト（iRIC※1）を用いた氾濫シミュレーションにより予測したものです。
※1 無料で利用できる河川の流れや河床変動、氾濫解析のための高性能なソフトウェア
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、河川断面など詳細な調査をしていない簡便な手法であるため、浸水範囲や浸水深などは概略で示していることから、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性があります。
2. 対象降雨
- 尻別川水系ソースケ川流域に1時間総雨量125mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる氾濫を示したものです。また、1時間総雨量125mm以下の場合でも氾濫する可能性があるため、河川周辺や浸水深が深い範囲の住民は降雨状況に十分注意してください。
3. 基本事項等
- (1) 作成主体 北海道後志総合振興局
 - (2) 指定年月日 令和4年4月15日
 - (3) 指定の根拠となる法令 水防法（昭和24年 法律第193号）第14条第2項
 - (4) 指定の前提となる降雨 尻別川水系ソースケ川流域に1時間総雨量125mm
 - (5) 関係市町村 倶知安町



令和2年1月 北海道
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を使用した。(承認番号 令元情使、第888号)

お問い合わせ先 北海道 小樽建設管理部 用地管理室 維持管理課 TEL 0134-25-2483

尻別川水系倶登山川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

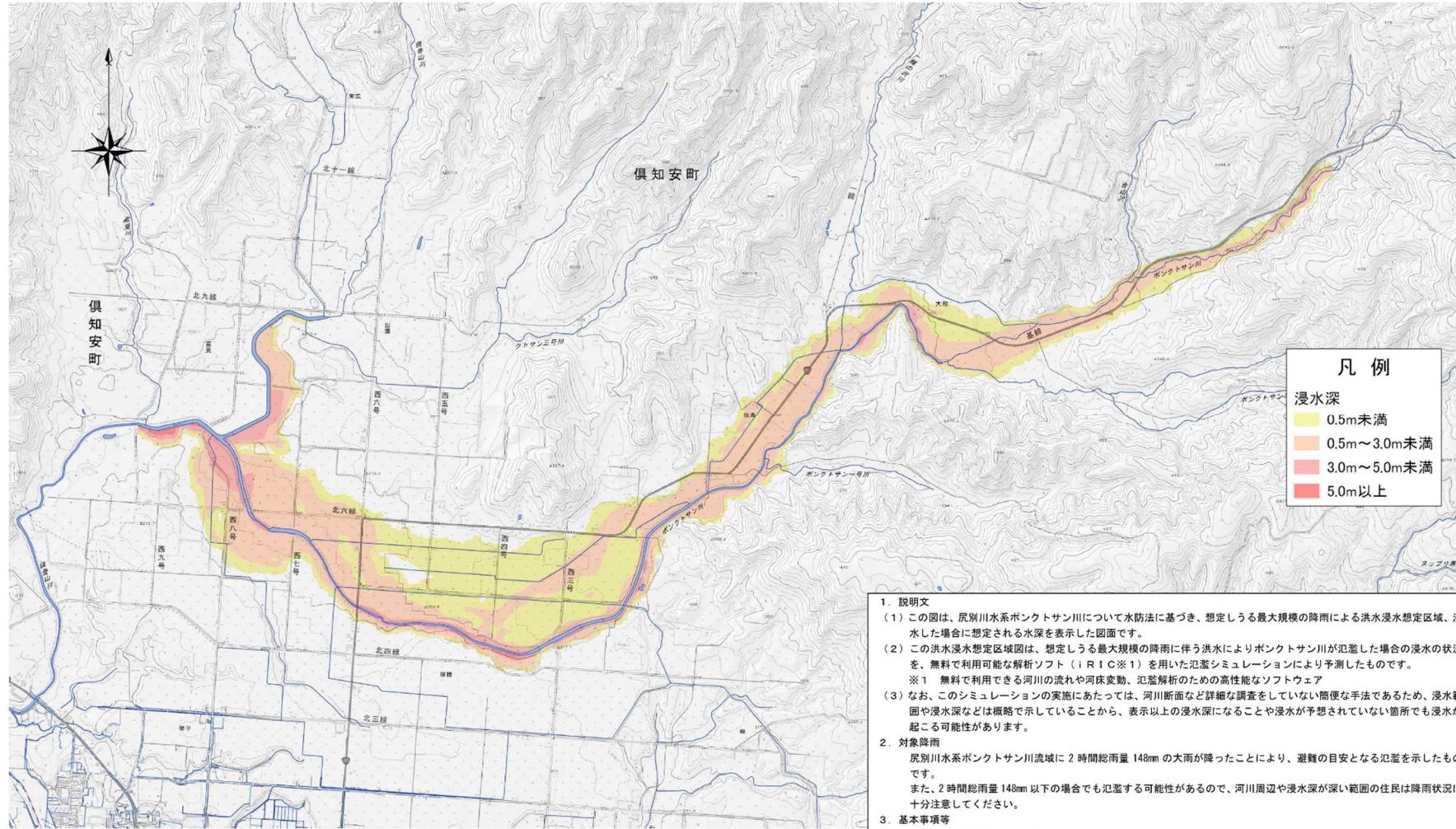


凡例	
浸水深	
0.5m未満	Yellow
0.5m～3.0m未満	Orange
3.0m～5.0m未満	Red
5.0m以上	Dark Red

1. 説明文
- (1) この図は、尻別川水系倶登山川について水防法に基づき、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により倶登山川が氾濫した場合の浸水の状況を、無料で利用可能な解析ソフト（iRIC※1）を用いた氾濫シミュレーションにより予測したものです。
※1 無料で利用できる河川の流れや河床変動、氾濫解析のための高性能なソフトウェア
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、河川断面など詳細な調査をしていない簡便な手法であるため、浸水範囲や浸水深などは概略で示していることから、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性があります。
2. 対象降雨
- 尻別川水系倶登山川流域に2日間総雨量425mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる氾濫を示したものです。また、2日間総雨量425mm以下の場合でも氾濫する可能性があるため、河川周辺や浸水深が深い範囲の住民は降雨状況に十分注意してください。
3. 基本事項等
- (1) 作成主体 北海道後志総合振興局
 - (2) 指定年月日 令和4年4月15日
 - (3) 指定の根拠となる法令 水防法（昭和24年 法律第193号）第14条第2項
 - (4) 指定の前提となる降雨 尻別川水系倶登山川流域に2日間総雨量425mm
 - (5) 関係市町村 倶知安町

令和2年1月 北海道
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を使用した。(承認番号 令元情保、第888号)

お問い合わせ先 北海道 小樽建設管理部 用地管理室 維持管理課 TEL 0134-25-2483



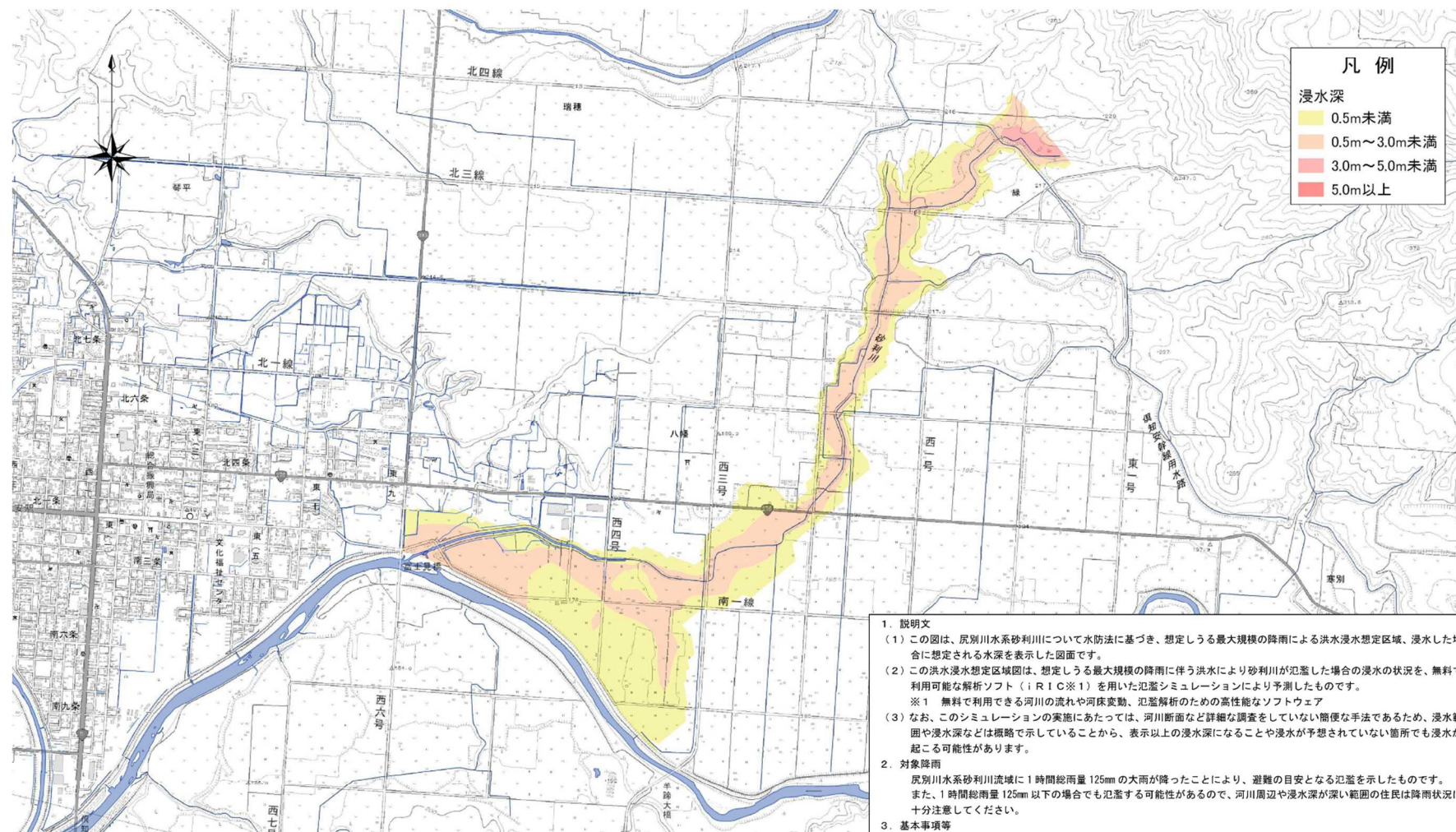
凡例	
浸水深	
Yellow	0.5m未満
Orange	0.5m～3.0m未満
Red	3.0m～5.0m未満
Dark Red	5.0m以上

- 1. 説明文**
 - (1) この図は、尻別川水系ポントサン川について水防法に基づき、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水によりポントサン川が氾濫した場合の浸水の状況を、無料で利用できる解析ソフト（iRIC※1）を用いた氾濫シミュレーションにより予測したものです。
※1 無料で利用できる河川の流れや河床変動、氾濫解析のための高性能なソフトウェア
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、河川断面など詳細な調査をしていない簡便な手法であるため、浸水範囲や浸水深などは概略で示していることから、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性があります。
- 2. 対象降雨**
 尻別川水系ポントサン川流域に2時間総雨量148mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる氾濫を示したものです。
 また、2時間総雨量148mm以下の場合でも氾濫する可能性があるため、河川周辺や浸水深が深い範囲の住民は降雨状況に十分注意してください。
- 3. 基本事項等**
 - (1) 作成主体 北海道後志総合振興局
 - (2) 指定年月日 令和4年4月15日
 - (3) 指定の根拠となる法令 水防法（昭和24年 法律第193号）第14条第2項
 - (4) 指定の前提となる降雨 尻別川水系ポントサン川流域に2時間総雨量148mm
 - (5) 関係市町村 倶知安町

令和2年1月 北海道
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を使用した。(承認番号 令元情使、第888号)

お問い合わせ先 北海道 小樽建設管理部 用地管理室 維持管理課 TEL 0134-25-2483

尻別川水系砂利川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）


iRIC Software
 Changing River Science


1. 説明文

- (1) この図は、尻別川水系砂利川について水防法に基づき、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により砂利川が氾濫した場合の浸水の状況を、無料で利用可能な解析ソフト（iRIC※1）を用いた氾濫シミュレーションにより予測したものです。
※1 無料で利用できる河川の流れや河床変動、氾濫解析のための高性能なソフトウェア
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、河川断面など詳細な調査をしていない簡便な手法であるため、浸水範囲や浸水深などは概略で示していることから、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起る可能性があります。

2. 対象降雨

尻別川水系砂利川流域に1時間総雨量125mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる氾濫を示したものです。また、1時間総雨量125mm以下の場合でも氾濫する可能性があるため、河川周辺や浸水深が深い範囲の住民は降雨状況に十分注意してください。

3. 基本事項等

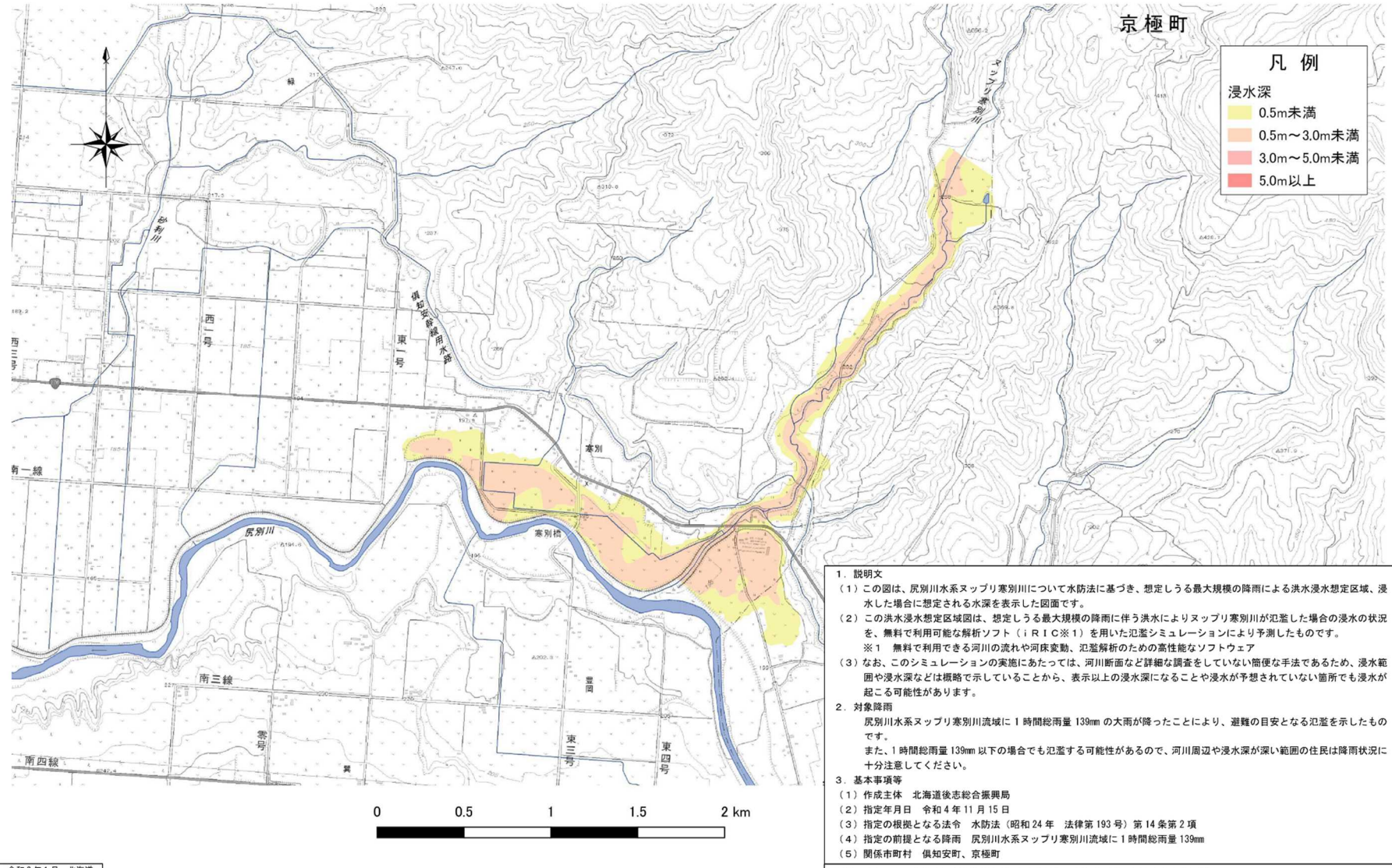
- (1) 作成主体 北海道後志総合振興局
- (2) 指定年月日 令和4年4月15日
- (3) 指定の根拠となる法令 水防法（昭和24年 法律第193号）第14条第2項
- (4) 指定の前提となる降雨 尻別川水系砂利川流域に1時間総雨量125mm
- (5) 関係市町村 倶知安町

お問い合わせ先 北海道 小樽建設管理部 用地管理室 維持管理課 TEL 0134-25-2483

令和2年1月 北海道

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を使用した。（承認番号 令元情便、第888号）

尻別川水系ヌップリ寒別川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



京極町

- 凡例
- 浸水深
- 0.5m未満
 - 0.5m~3.0m未満
 - 3.0m~5.0m未満
 - 5.0m以上

1. 説明文
 - (1) この図は、尻別川水系ヌップリ寒別川について水防法に基づき、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水によりヌップリ寒別川が氾濫した場合の浸水の状況を、無料で利用できる解析ソフト（iRIC※1）を用いた氾濫シミュレーションにより予測したものです。
 - ※1 無料で利用できる河川の流れや河床変動、氾濫解析のための高性能なソフトウェア
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、河川断面など詳細な調査をしていない簡便な手法であるため、浸水範囲や浸水深などは概略で示していることから、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性があります。
2. 対象降雨

尻別川水系ヌップリ寒別川流域に1時間総雨量139mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる氾濫を示したものです。

また、1時間総雨量139mm以下の場合でも氾濫する可能性があるため、河川周辺や浸水深が深い範囲の住民は降雨状況に十分注意してください。
3. 基本事項等
 - (1) 作成主体 北海道後志総合振興局
 - (2) 指定年月日 令和4年11月15日
 - (3) 指定の根拠となる法令 水防法（昭和24年 法律第193号）第14条第2項
 - (4) 指定の前提となる降雨 尻別川水系ヌップリ寒別川流域に1時間総雨量139mm
 - (5) 関係市町村 倶知安町、京極町

令和2年1月 北海道
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を使用した。（承認番号 令元情使、第888号）

お問い合わせ先 北海道 小樽建設管理部 用地管理室 維持管理課 TEL 0134-25-2483

(9) 山地災害危険地区マップ

(国・民別) 民

崩壊土砂流出危険地区一覧表

(都道府県名) 北海道

(森林管理局名) 後志総合振興局林務課

危険地区 番号	市町村	地区	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置			公共施設等				被災危険度	荒廃発生源			崩壊土砂流出区間					備考				
										市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下		(道路除く) 公共施設	道路	火	山	地すべり	地質の種別 又は区分	侵入害の 発生源直下	の深床勾配		溪流延長	平溪床均配	点数計	補正加算点
399-399		0036		無		無	C	4.38	無	倶知安町	山梨			9	0	他	b2	40	0	第5類	20	5	730	37	8	110	0	110	c1	
400-400		0001	水源が	無		無	C	5.28	無	倶知安町	大和			1	0	国	c2	56	0	第5類	20	5	440	14	16	111	0	111	c1	
400-400		0002		無		無	A	1.89	無	倶知安町	大和		16	0	国	a2	56	0	第5類	20	14	1,050	37	8	139	0	139	b1		
400-400		0003		無		無	C	17.46	無	倶知安町	大和			3	0	他	c2	56	0	第5類	9	14	3,880	37	0	116	0	116	c1	
400-400		0004		無		無	C	2.25	無	倶知安町	大和			0	0	他	c2	56	0	第5類	20	5	750	37	8	126	0	126	b1	
400-400		0005		無		無	C	42.48	無	倶知安町	出雲			0	0	他	c2	56	0	第5類	20	5	2,360	37	0	119	0	119	c1	
400-400		0006		無		無	C	9.54	無	倶知安町	出雲			0	0	他	c2	56	0	第5類	20	0	1,590	37	0	113	0	113	c1	
400-400		0007		無		無	C	3.69	無	倶知安町	木広			1	0	他	c2	56	0	第5類	20	5	1,230	37	0	118	0	118	c1	
400-400		0008		無		無	B	9.86	無	倶知安町	木広		12	0	他	a2	56	0	第5類	20	5	2,190	37	0	119	0	119	c1		
400-400		0009		無		無	B	1.71	無	倶知安町	高見		10	0	他	a2	56	0	第5類	20	5	380	14	8	103	0	103	c1		
400-400		0010	水源が	無		無	C	3.83	無	倶知安町	峠下			5	0	他	b2	0	0	第3類	20	14	850	37	30	101	0	101	c1	
400-400		0011	水源が	有		無	B	3.57	無	倶知安町	峠下		16	0	他	a2	56	0	第5類	20	5	1,190	37	0	119	0	119	c1		
400-400		0012		無		有	B	3.65	無	倶知安町	峠下		231	1	道	a2	40	0	第5類	20	0	810	37	0	97	3	100	c1		
400-400		0013		無		無	B	27.75	無	倶知安町	若尾別			0	道	c2	56	0	第5類	20	27	1,850	37	8	148	0	148	a1		
400-400		0014		無		有	A	0.67	無	倶知安町	山田		11	0	道	a2	48	0	第5類	9	27	2,220	37	16	137	0	137	b1		
400-400		0015	水源が	無		無	A	4.98	無	倶知安町	山田			7	0	道	b2	56	0	第5類	20	27	1,660	37	8	148	0	148	a1	
400-400		0016	土砂流	無		有	B	0.99	一部概成	倶知安町	北6条東11丁目		17	1	国	a2	40	0	第1類	5	0	110	0	0	45	55	100	c1		
400-400		0017		無		有	B	0.02	無	倶知安町	北7条東11丁目		16	0	国	a2	40	0	第2類	5	0	30	0	0	45	55	100	c1		

(都道府県名) 北海道

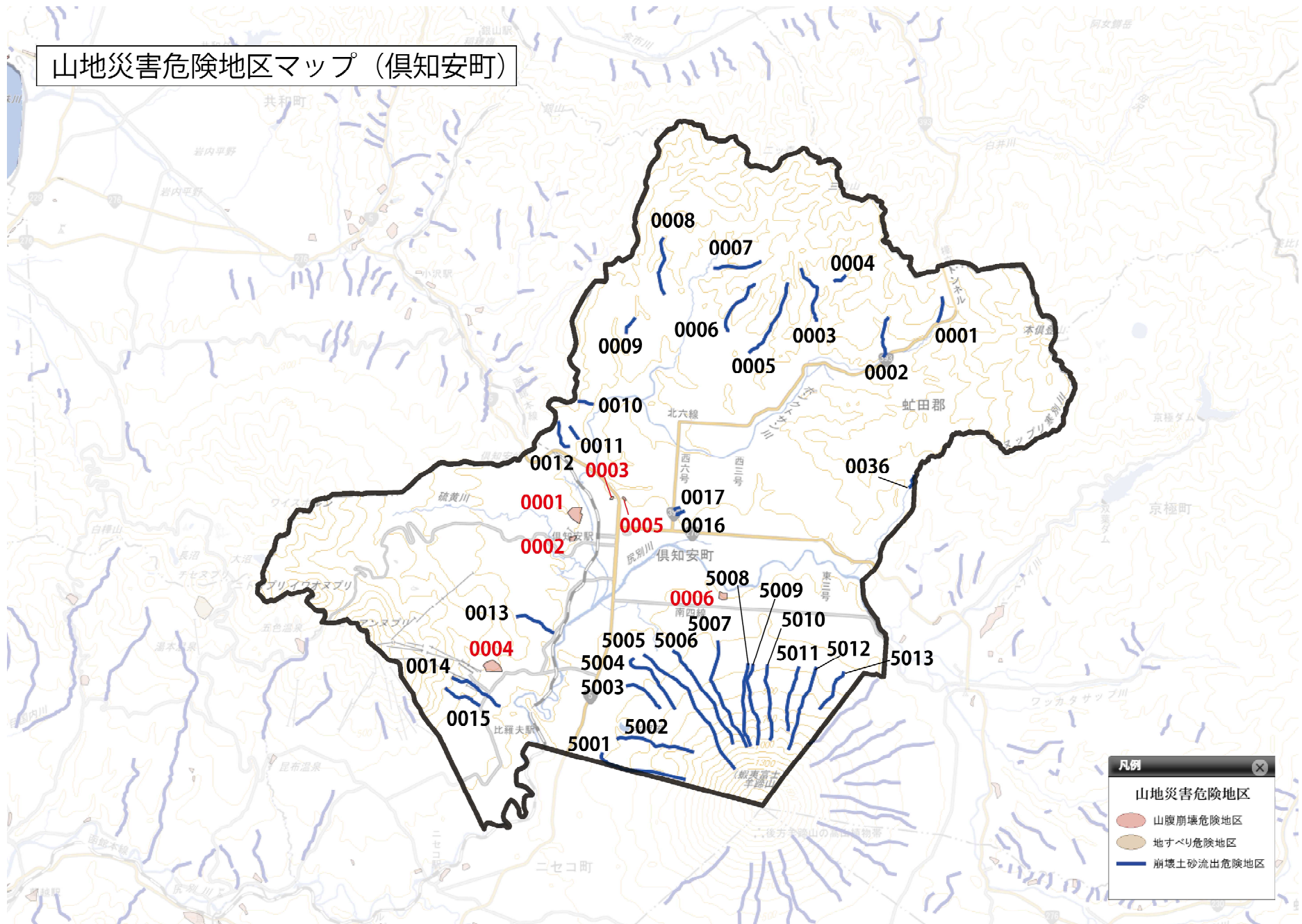
(国・民別) 民

山腹崩壊危険地区一覧表

(森林管理局名) 後志総合振興局林務課

危険地区 番号	市町村	地区	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)		治山事業進捗状況	位置			公共施設等				被災危険度	自然条件(最高点メッシュによる)							備考								
							調査地区	100 危険地区 点以上の (メッシュ)		市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下		(道路除く) 公共施設	道路	メッシュ番号	地質類別	傾斜	縦断面形	土層深		年齢	点数計	崩壊地有	補正点数	合	山腹崩壊危険度		
400-400		0001	干害		無	B	14	2	一部概成	倶知安町	旭			15	0	他	a2	1	2分	22	27	27	9	27	112	0	0	0	0	112	c1		
400-400		0002			有	C	3	1	無	倶知安町	旭				4	0	他	c2	1	2分	0	18	27	9	27	81	19	0	0	0	100	c1	
400-400		0003			無	C	1	1	無	倶知安町	琴平		5	0	他	b2	1	2分	0	18	0	9	0	27	0	0	0	73	100	c1			
400-400		0004	水源かん養		無	B	15	1	一部概成	倶知安町	山田		19	0	道	a2	3	2分	22	27	27	9	27	112	0	0	0	0	112	c1			
400-400		0005			無	C	1	1	概成	倶知安町	字琴平			3	0	他	c2	1	2分	0	18	4	9	0	31	0	0	0	69	100	c1		
400-400		0006	土砂流出防備		無	C	4	1	概成	倶知安町	字巽				0	他	c2	4	1分	0	0	23	8	26	57	0	0	0	43	100	c1		

山地災害危険地区マップ（倶知安町）



資料-6 災害時優先電話一覧

(令和8年3月1日現在)

機 関 名	非常通話 加入番号
後志総合振興局 (地域創生部危機対策室)	23-1345
倶知安町役場	23-2005 23-2006
羊蹄山ろく消防組合 消防本部	22-2822
羊蹄山ろく消防組合 倶知安消防署	22-0869
小樽開発建設部 倶知安開発事務所	22-0132
保健環境部保健行政室 (北海道倶知安保健所)	22-0197
岩内公共職業安定所 倶知安分室	22-0248
日本郵便株式会社 倶知安郵便局	22-1301 22-1711
倶知安警察署	22-0110
倶知安警察署駅前交番	22-0231
倶知安警察署寒別駐在所	22-5669

機 関 名	非常通話 加入番号
陸上自衛隊 北部方面対舟艇対戦車隊	22-1197
JR北海道倶知安駅	22-1312
道南バス株式会社 倶知安営業所	22-1558
北海道電力ネットワーク株式 会社 小樽支店倶知安ネットワー クセンター	22-0070
北洋銀行倶知安支店	22-1183

資料-7 各団体連絡責任者等

(1) 自治振興会長名簿（市街）

自治会名簿ラベル（住民環境課生活安全係作成）を参照。

(2) 自治振興会長名簿（郊外）

自治会名簿ラベル（住民環境課生活安全係作成）を参照。

(3) 連合会名簿

自治会名簿ラベル（住民環境課生活安全係作成）を参照。

(4) 婦人、青年団体代表者名簿

番号	団体名	取扱部署
1	倶知安町青年団体協議会	倶知安町役場教育委員会社会教育課社会教育係

資料-8 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより、災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (6) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。なお、報告内容に変化を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は別表3のとおりとする。

別表1

※ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 時 限	月 日 現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分	
発 信 機 関 (支庁・市町村名等)		受 信 機 関 (支庁・市町村名等)		
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因		
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料 水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時	
		自					
		避難勧告					
		避難					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員		名			
		消防職員		名			
		消防団員		名			
その他(住民等)			名				
	計		名				
その他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告 (速報 中間 最終)

災害発生日時				災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名			
	職・氏名					職・氏名			
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分	
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟	⑥ 水産被害	小計		箇所			
		世帯		道路		箇所			
		人		橋梁	箇所				
	半壊	棟		市町村工事	河川	箇所			
		世帯		道路	箇所				
		人		橋梁	箇所				
	一部破壊	棟		小計	箇所				
		世帯		港湾	箇所				
	床上浸水	棟		漁港	箇所				
		世帯		下水道	箇所				
		人		公園	箇所				
	床下浸水	棟		崖くずれ	箇所				
世帯		計	箇所						
人		漁船	沈没流出 隻						
③ 非住家被害	全	公共建物	棟	破損	隻				
		その他	人	計	隻				
	半	公共建物	棟	漁港施設	箇所				
		その他	棟	共同利用施設	箇所				
		公共建物	棟	その他施設	箇所				
計	公共建物	棟	漁具(網)	件					
	その他	棟	水産製品	件					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等	ha			林道	箇所	
			浸冠水	ha			林産物	箇所	
	農作	田	ha	その他			箇所		
		畑	ha	小計			箇所		
	農業用施設	箇所	一般民有林	林地			箇所		
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所			
	営農施設	箇所		林道		箇所			
	畜産被害	箇所		林産物		箇所			
	その他	箇所		その他		箇所			
	計			小計		箇所			

資料-8 災害情報等報告取扱要領

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	溝 竅	一般廃棄物処理	箇所		被害 計		箇所		
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場	箇所			⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所		
計	箇所			鉄道施設		箇所			
⑨ 商工 被害	商 業	件				被害船舶(漁船除く)	隻		
	工 業	件				空 港	箇所		
	そ の 他	件				水 道	戸		
	計	件				電 話	回線		
⑩公 立文 教施 設被 害	小 学 校	箇所				電 気	戸		
	中 学 校	箇所				ガ ス	戸		
	高 校	箇所			ブロック塀	箇所			
	その他文教施設	箇所			都市施設	箇所			
計	箇所			計					
公共施設被害市町村数				団体	被 害 総 額				
罹災世帯数				世帯	火災	建 物	件		
罹災災者数				人		発生	危 険 物	件	
消防職員出動延人数				人	消防団員出動延人数		人		
災害対 策本部 の設置 状況	道 (振興局)								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 20

被害状況（中間・最終）報告集計表

振興局			令和 年 月 日 時現在							
項目		件数等	被害金額 (千円)	項目		件数等	被害金額 (千円)			
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は補足資料で報告	⑤ 土木 被 害	道 工 事	河川	箇所			
	行方不明	人				海岸	箇所			
	重傷	人				砂防設備	箇所			
	軽傷	人				地すべり	箇所			
	計	人				急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全壊	棟				道路	箇所			
		世帯				橋梁	箇所			
		人			小計	箇所				
	半壊	棟				市町村 工 事	河川	箇所		
		世帯					道路	箇所		
		人		橋梁			箇所			
	一部破壊	棟				小計	箇所			
		世帯				港湾	箇所			
		人				漁港	箇所			
	床上浸水	棟					下水道	箇所		
		世帯					公園	箇所		
		人					崖くずれ	箇所		
床下浸水	棟		計				箇所			
	世帯		⑥ 水 産 被 害				漁船	沈没流出	隻	
	人						破損	隻		
世帯	計				隻					
③ 非住家被害	全		公共建物				漁港施設	箇所		
			その他				共同利用施設	箇所		
	半		公共建物				その他施設	箇所		
			その他				漁具（網）	件		
	計		公共建物					水産製品	件	
その他			その他		件					
④ 農業被害	農地		田			⑦ 林 業 被 害		道 有 林	林地	箇所
				流失・埋没冠水					ha	
		畑	流失・埋没冠水	ha						
			冠水	ha						
	農作	田	ha							
		畑	ha							
	農業用施設		箇所							
	共同利用施設		箇所							
	営農施設		箇所							
	畜産被害		箇所							
	その他		箇所							
	計									
						一 般 民 有 林	林地	箇所		
				治山施設	箇所					
				林道	箇所					
				林産物	箇所					
				その他	箇所					
				小計	箇所					
				計	箇所					

資料-8 災害情報等報告取扱要領

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目		件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生 被害	水道	箇所		⑪社会教育施設被害		箇所	
	病院	公立	箇所	⑫社会福 祉施設等 被害	公立	箇所	
		個人	箇所		法人	箇所	
	講 堂	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所
		し尿処理	箇所				
火葬場		箇所					
計		箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	
					鉄道施設	箇所	
					被害船舶(漁船除く)	隻	
					空港	箇所	
					水道	戸	
					電話	回線	
					電気	戸	
					ガス	戸	
					ブロック塀	箇所	
					都市施設	箇所	
計		箇所		計			
				被害総額			
公共施設被害市町村数		団体		火災 発生	建物	件	
り災世帯数		世帯			危険物	件	
り災者数		人			その他	件	
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人	
災害 対策 本部 の設 置状 況	道(振興局)						
	市町村名	名称		設置日時	廃止日時		
災害 救助 法適 用市 町村 名							
補足資料(※別葉で報告)							
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

別表3

被害区分		判 定 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷した、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎がともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が、倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 定 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径が1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 定 基 準
⑤ 土 木 被 害	地すべり 防止施設	地すべり防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣に指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流失、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛 生 被 害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。

被害区分		判 定 基 準
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。
⑬ その 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	路線、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港設備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料-9 避難所等関係

(1) 倶知安町指定緊急避難場所

(令和6年2月1日現在)

指定緊急避難場所	所在地	敷地面積	車両収容 台数 (1台: 2.5m× 10m)	避難想定人数(人)				
				洪水・ 浸水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 火災	火山 現象
合計		388,334 m ²	14,928	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500
旭ヶ丘公園()内は旭ヶ丘公園を構成する公園等)	旭	160,656 m ²	4,062	900	900	○	5,000	×
(くとさんパーク)	旭	53,189 m ²	2,128	×	○	○	500	×
(わんぱく広場)	旭	9,000 m ²	×	100	100	○	500	×
(中央広場)	旭	10,000 m ²	400	100	100	○	500	×
(多目的広場)	旭	16,640 m ²	666	100	100	○	500	×
(駐車場)	旭	3,116 m ²	125	400	400	○	1,000	×
(テニスコート)	旭	3,700 m ²	×	100	100	○	1,000	×
(町営球場)	旭	18,600 m ²	744	100	100	○	1,000	×
北陽小学校 グラウンド	北5西2	11,208 m ²	448	3,500	3,500	2,000	○	×
倶知安中学校 グラウンド	北6西2	23,293 m ²	932	3,000	5,000	2,000	○	×
きたろく グラウンド	北6東7～ 8	73,163 m ²	2,927	2,500	4,500	2,000	3,500	×
東小学校グラウンド	北4東9	11,782 m ²	471	×	×	2,000	○	×
文化福祉センター前庭	南3東4	5,300 m ²	212	×	○	○	○	×
中央公園	南3東4	15,427 m ²	617	×	×	3,000	○	×
倶知安町役場前広場	北1東3	4,000 m ²	160	×	○	×	○	×
倶知安小学校 グラウンド	南3東3	11,283 m ²	451	×	○	2,500	○	×
西小学校グラウンド	南6西3	16,815 m ²	673	×	○	2,000	○	×
サンスポーツランドくっちゃん 駐車場及びグラウンド	樺山	6,606 m ²	264	○	○	○	○	×
西小樺山分校 グラウンド	樺山	2,214 m ²	89	500	500	○	1,000	×
旧瑞穂小学校 グラウンド	瑞穂	10,895 m ²	436	400	400	○	1,000	8,000
巽・豊岡連合会農業者担い 手センター	豊岡	230 m ²	9	○	○	○	×	×
旧大和小学校 グラウンド	大和	3,000 m ²	120	100	100	○	1,000	7,500
旧八幡小学校 グラウンド	八幡	11,000 m ²	440	300	300	○	1,000	×
旧寒別小学校グラウンド	寒別	10,000 m ²	400	○	○	○	1,000	×
旧富士見小学校グラウンド	宇富士見	5,000 m ²	200	100	100	○	1,000	×
旧比羅夫小学校グラウンド	比羅夫	2,473 m ²	×	200	200	○	1,000	×
北海道倶知安高等学校グラ ウンド	北7西2	22,400 m ²	896	2,000	△	△	△	×
北海道倶知安農業高等学校 グラウンド	旭	28,000 m ²	1,120	2,000	△	△	△	×

(2) 倶知安町指定一般避難所 (指定緊急避難場所を兼ねる。)

(令和6年2月1日現在)

名称	所在地	施設電話番号	一時避難人数	長期避難人数	建築年月	施設管理責任者	備考
◎総合体育館	南3西4	33-3710	2,963	1,482	H6.3	館長	
◎北陽小学校	北6西2	22-0498	1,794	897	H9.12	学校長	
□倶知安中学校	北5西2	22-0192	3,159	1,580	S55.12	学校長	
◎東小学校	北4東9	22-5255	2,102	1,051	S58.11	学校長	
□文化福祉センター	南3東4	22-4151	2,322	1,161	S49.12	公民館長	
◎倶知安小学校	南3東3	22-1168	3,355	1,678	H3.9	学校長	
◎西小学校	南6西3	22-2125	2,362	1,181	S61.12	学校長	
◎サンスポーツランドくっちゃん	樺山	23-3388	50	25	H01	観光課長	
□西小学校樺山分校	樺山	22-0998	350	175	S9.10	学校長	
▲瑞穂克雪管理センター	瑞穂	22-1121	205	103	S48.8	瑞穂克雪管理センター利用協議会会長	
□北海道倶知安高等学校	北7西2	22-1085	485	242	S53.11	学校長	
◎北海道倶知安農業高等学校	旭	22-1148	491	245	H13.3	学校長	

凡例 ◎ : S56年以降の建築で、震災時も建築物被害が少ないと考えられる施設

□ : 耐震化工事完了施設

▲ : 耐震化工事未完了施設

(3) 倶知安町指定福祉避難所

(令和4年3月18日現在)

名称	所在地	施設電話番号	一時避難人数	長期避難人数	建築年月	施設管理責任者
◎保健福祉会館	北3東4	23-0500	657人	328人	H8.1	館長
◎くっちゃん保育所ぬくぬく	南3東5	55-8080	650人	325人	H30.3	所長

凡例 ◎ : S56年以降の建築で、震災時も建築物被害が少ないと考えられる施設

(4) 倶知安町予備避難所

(令和8年3月1日現在)

名称	所在地	施設 電話 番号	一時 避難 人数	長期 避難 人数	建築 年月	施設管理責任者	備考
◎雪ん子館	旭	23-2743	144	72	H10.12	スキー場長	
◎小川原脩記念 美術館	北6東7	21-4141	379	189	H11.6	教育委員会 美術館長	
◎後志労働福祉 センター	南1東1	23-2918	379	190	S60.11	所長	
◎中小企業セン ター・経済セン ター	南2西1	22-2455	435	217	S60.12	所長	
○北児童館	北5西2	22-2968	50	30	S59.11	こども未来課 館長	
○南児童館	南2東1	22-0419	50	30	S59.11	こども未来課 館長	

凡例 ◎：S56年以降の建築で、震災時も建築物被害が少ないと考えられる施設

(5) 倶知安町自主防災避難所

(令和6年2月1日現在)

名称	所在地	施設 電話 番号	一時 避難 人数	長期 避難 人数	建築 年月	施設管理責任者	備考
□北地域会館	北5西2	22-6308	50	30	S53.10	北央コミュニティ協 議会長	
◎東地域会館	北3東7		103	51	S59.10	東地域コミュニティ 協議会長	
□南地域会館	南8西2		100	60	S55.11	南地域会館運営協 議会長	
◎旭寿の家	旭	22-5131	25	20	S62.12	旭一親睦会長	
▲峠下集会所	峠下		15	7	S56以前		
▲瑞徳克雪管理 センター	瑞徳	22-1121	205	103	S48.8	瑞徳克雪管理セン ター利用協議会会 長	
▲大和研修所	大和	22-3047	33	17	S56以前		
▲八幡地域セン ター	八幡	22-3638	138	69	S50.12	八幡連合協議会 長	
◎東部地域会館	寒別	23-2629	70	55	S63.11	東部地域コミュニ ティ協議会長	
▲豊岡・巽担い手 センター	豊岡	22-0480	45	23	S55		
◎岩尾別会館	岩尾別	22-2441	78	39	S58		
◎高砂地域セン ター	高砂	23-2696	75	38	S57.11	高砂コミュニティ 協議会長	
◎樺山寿の家	樺山		32	16	H1.12	樺山町内会会 長	

凡例 ◎：S56年以降の建築で、震災時も建築物被害が少ないと考えられる施設

□：耐震化工事完了施設

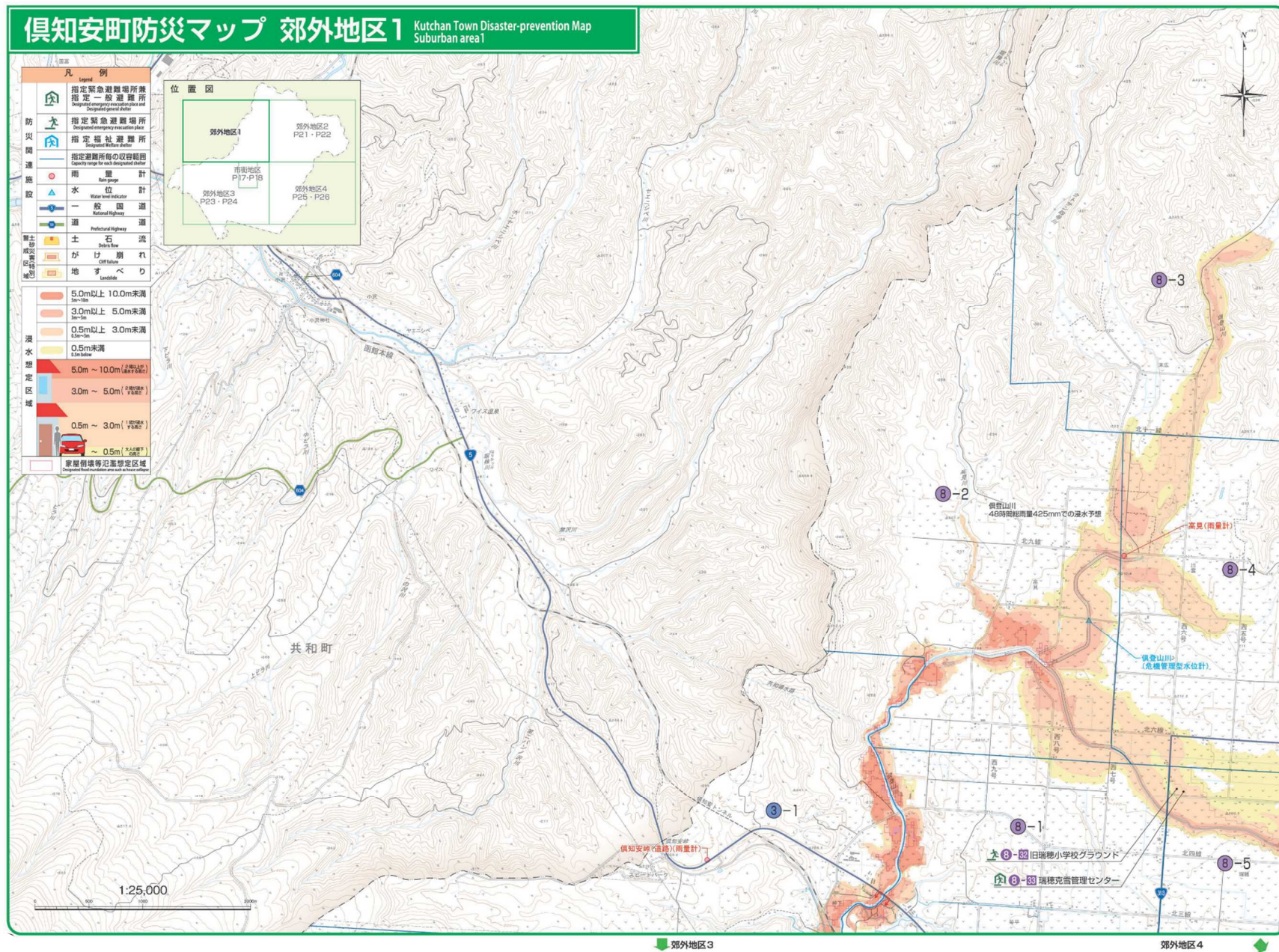
▲：耐震化工事未完了施設

(6) 倶知安町一時避難場所

(令和8年3月1日現在)

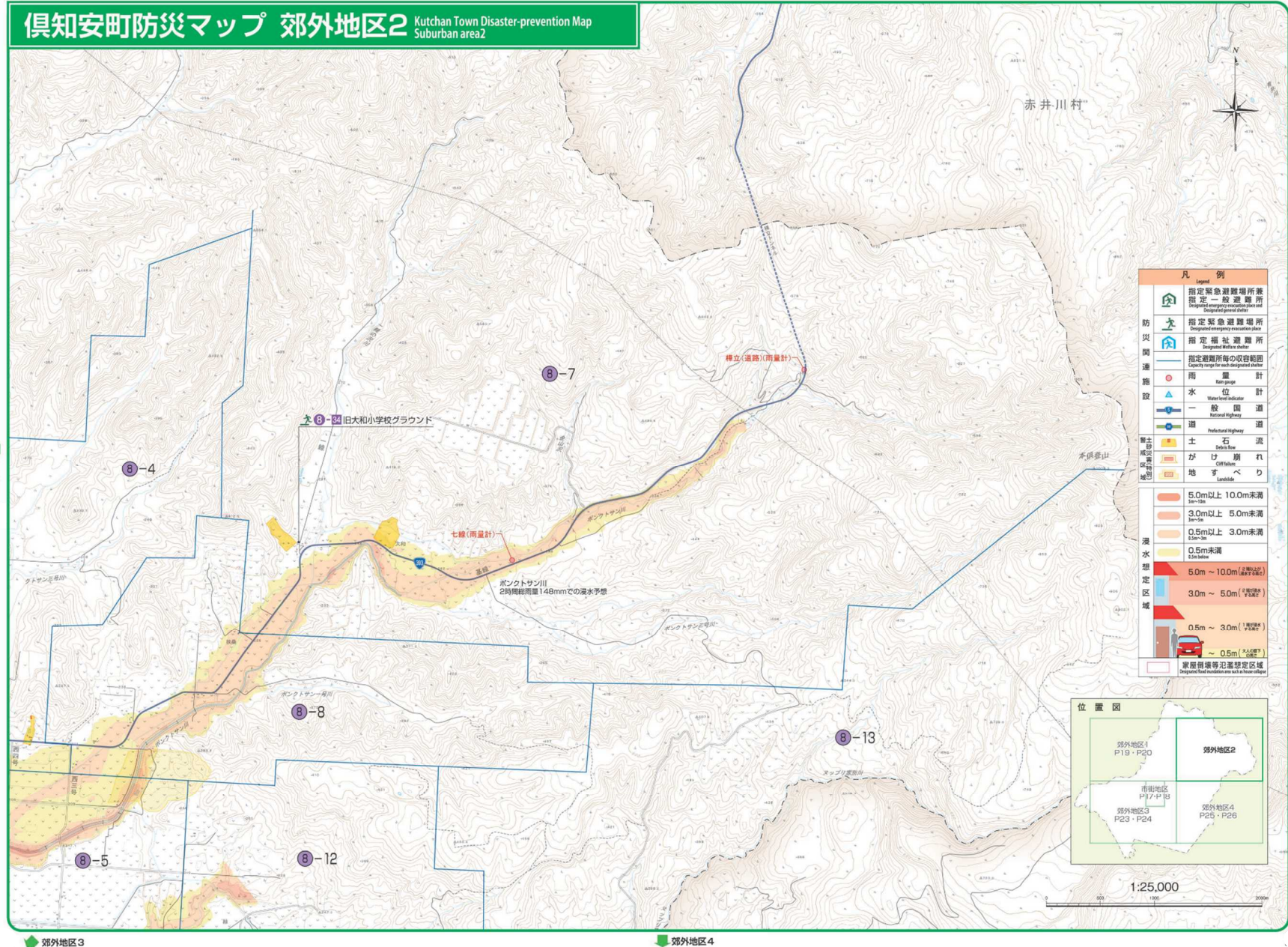
避難場所	敷地面積	所在地	車両収容台数 (1台: 2.5m× 10m)	避難が適合する異常な現象の種類					
				洪水 (外 水)	内水氾 濫	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 火災	火山現 象
駅前公園	1,650 m ²	北3西4	×	×	×	△	○	×	×
しらかば街区公園	2,893 m ²	北4東1	×	×	×	△	○	×	×
六郷鉄道記念公園	5,019 m ²	北4東8~9	×	×	×	△	○	×	×
どんぐり街区公園	2,825 m ²	南1東2	×	×	×	△	○	×	×
あかしや街区公園	1,910 m ²	南2西2	×	×	×	△	○	×	×
しらゆき街区公園	1,651 m ²	南4西2	×	×	×	△	○	×	×
さくら街区公園	7,875 m ²	南8西2	315	×	×	△	○	×	×
レルビ記念公園	3,396 m ²	南11東1	×	×	×	△	○	×	×

指定緊急避難場所・指定避難所位置図（郊外地区1）



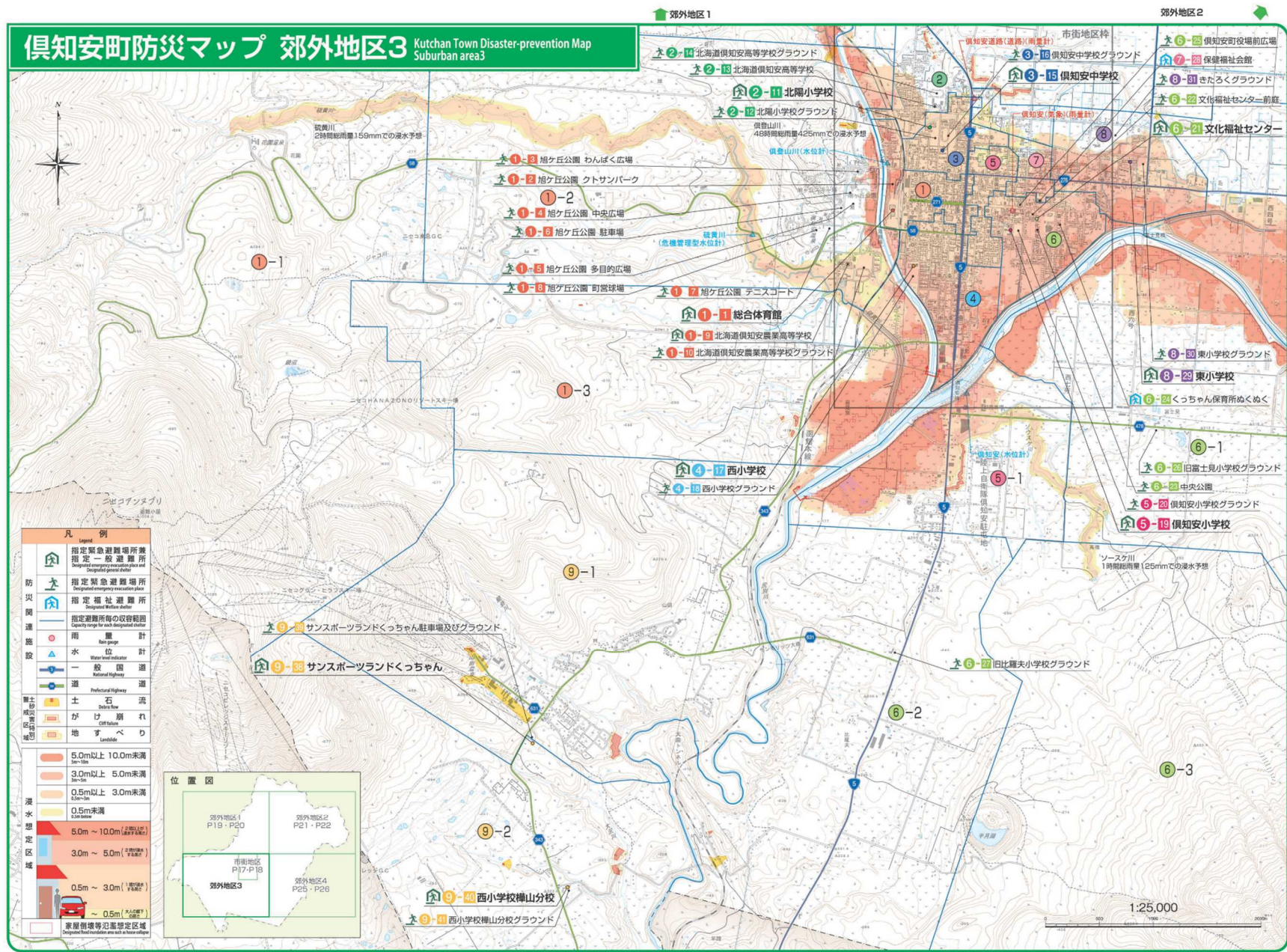
全域・索引図
市街地区
郊外地区1
郊外地区2
郊外地区3
郊外地区4

指定緊急避難場所・指定避難所位置図（郊外地区2）



■指定緊急避難場所・指定避難所位置図（郊外地区3）

倶知安町防災マップ

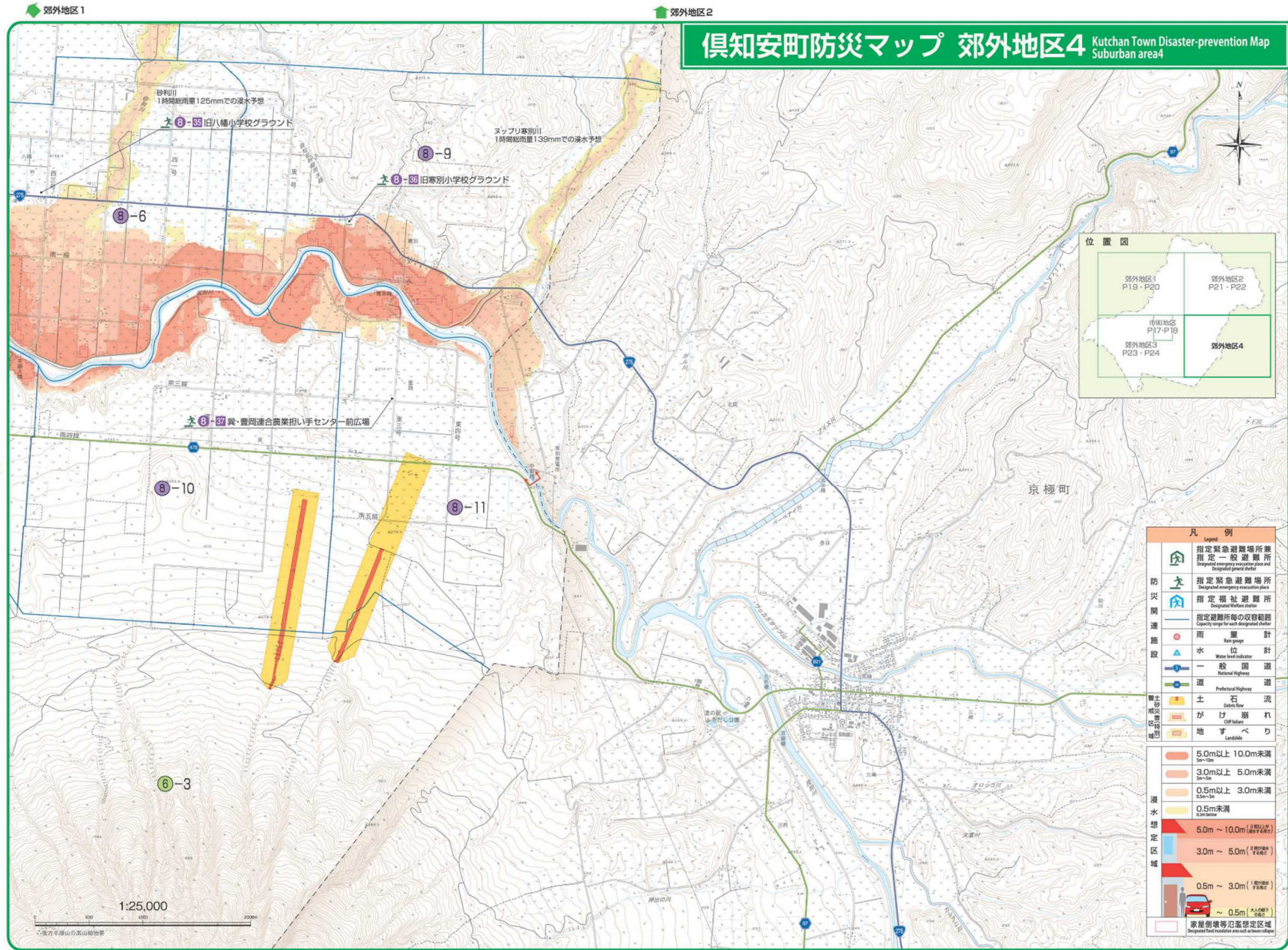


凡例	
	指定緊急避難場所兼指定一時避難所 Designated emergency evacuation place and Designated temporary shelter
	指定緊急避難場所 Designated emergency evacuation place
	指定福祉避難所 Designated welfare shelter
	指定避難所の収容範囲 Capacity range for each designated shelter
	雨量計 Rain gauge
	水位計 Water level indicator
	一般国道 National Highway
	道 Road
	土砂災害警戒区域 Debris flow hazard zone
	がけ崩れ Landslide
	地すべり Landslide
	5.0m以上 10.0m未満 5.0m or more, less than 10.0m
	3.0m以上 5.0m未満 3.0m or more, less than 5.0m
	0.5m以上 3.0m未満 0.5m or more, less than 3.0m
	0.5m未満 Less than 0.5m
	5.0m ~ 10.0m (2階以上) 5.0m ~ 10.0m (2nd floor or higher)
	3.0m ~ 5.0m (1階以上) 3.0m ~ 5.0m (1st floor or higher)
	0.5m ~ 3.0m (1階以上) 0.5m ~ 3.0m (1st floor or higher)
	~ 0.5m (1階以上) ~ 0.5m (1st floor or higher)
	家屋倒壊等氾濫想定区域 Designated flood evacuation area such as house collapse

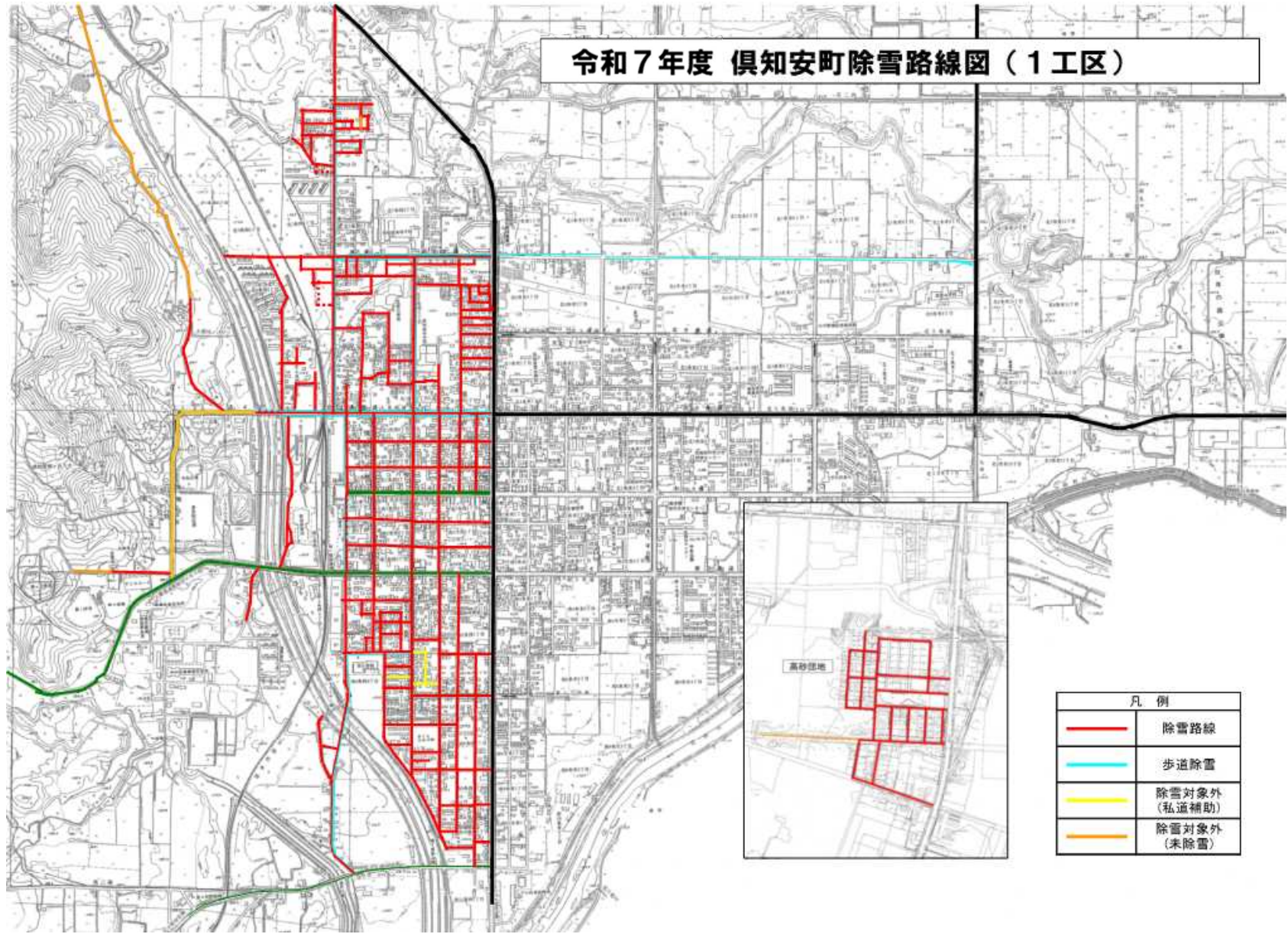


全域・索引図 市街地区 郊外地区1 郊外地区2 郊外地区3 郊外地区4

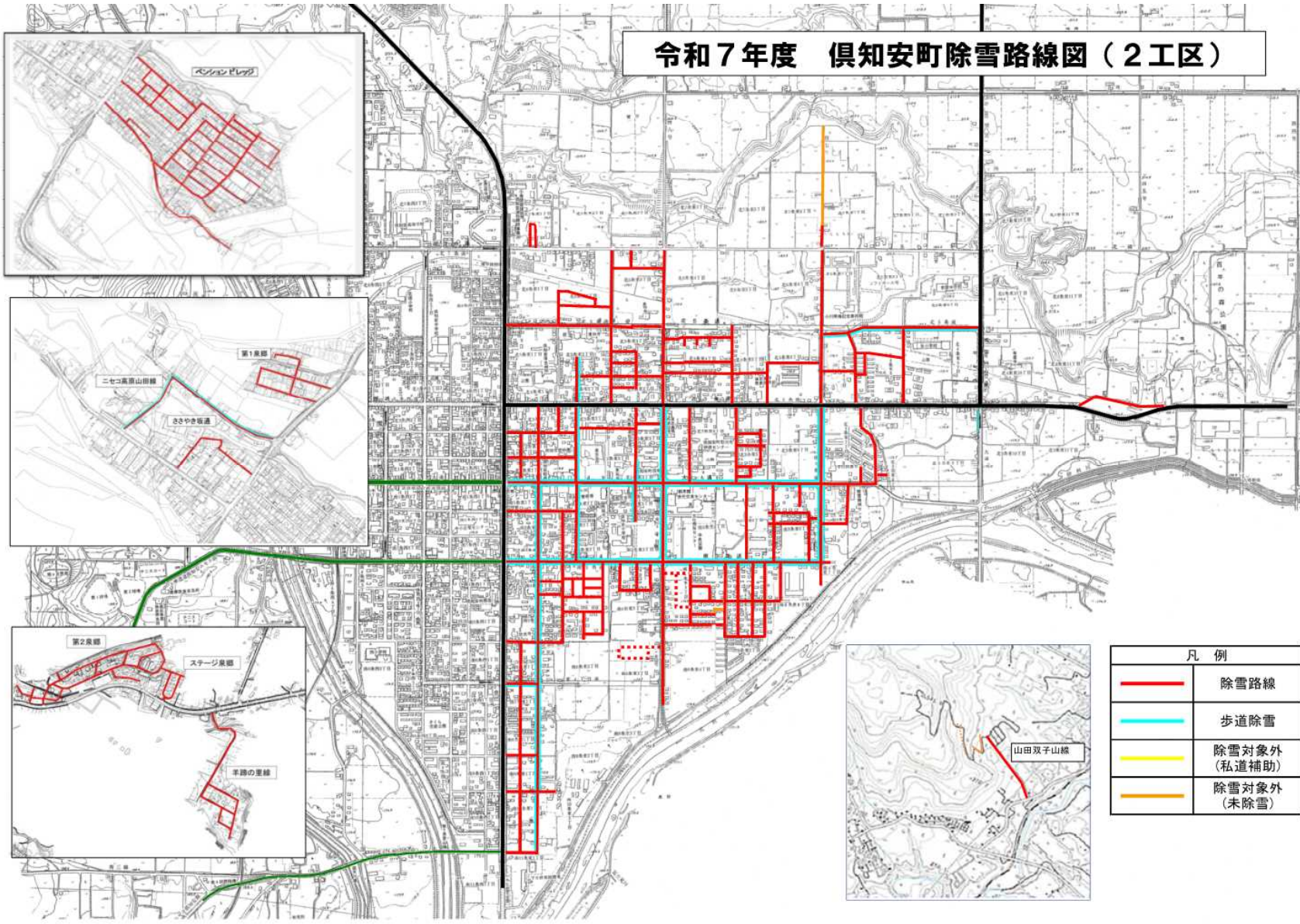
指定緊急避難場所・指定避難所位置図（郊外地区4）



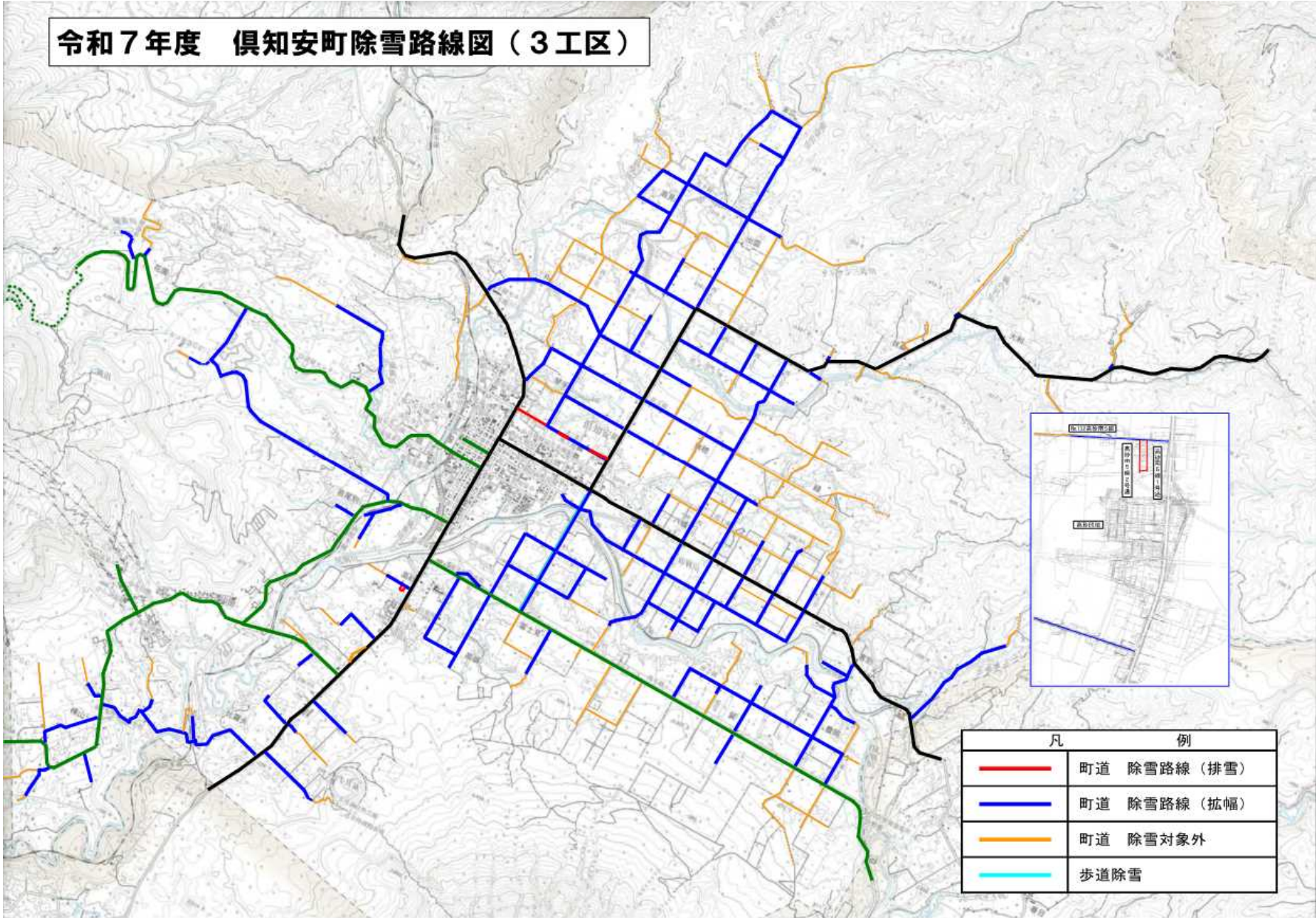
■ 除雪路線図



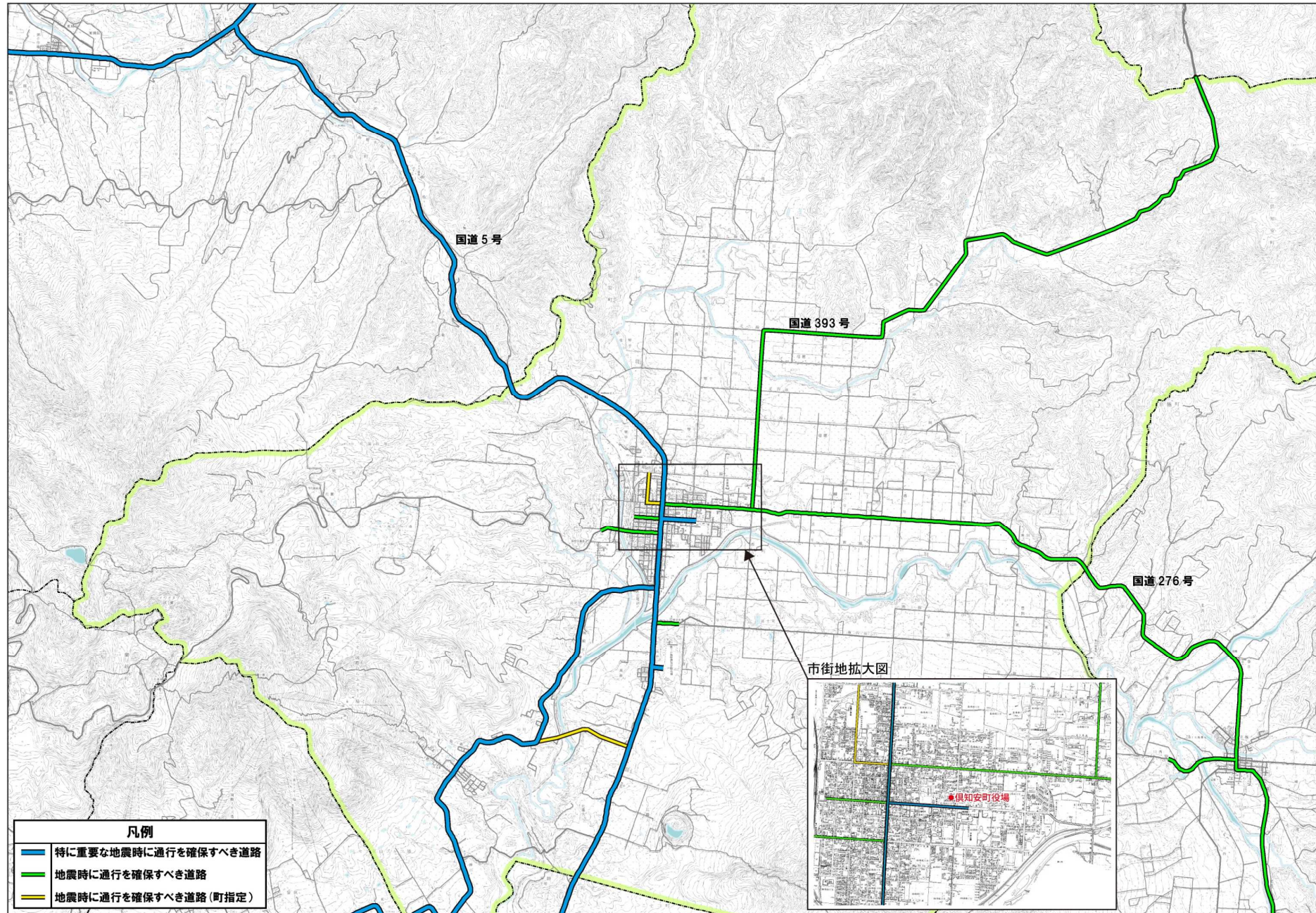
令和7年度 倶知安町除雪路線図（2工区）



令和7年度 倶知安町除雪路線図（3工区）



■地震時に通行を確保すべき道路図



(7) 避難者登録カード・避難者リスト

避難者登録カード (入所・退所用)

カードNO _____

避難所名 : _____
 入所日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

①	世帯主 氏名	住 所			
②	電 話	緊急時の連絡先 (会社, 親戚等)			
③	家族氏名 (避難した方のみ記載して下さい)	続 柄	性 別	年 齢	乳幼児・高齢者・障害者等 (該当する場合は○をして下さい)
			男・女		乳・高・障 他 ()
			男・女		乳・高・障 他 ()
			男・女		乳・高・障 他 ()
			男・女		乳・高・障 他 ()
			男・女		乳・高・障 他 ()
			男・女		乳・高・障 他 ()
④	家屋の被害状況	全壊・半壊・一部損壊 停電・断水・ガス供給停止・電話不通 (当てはまるもの全てに○をして下さい)			
⑤	入所中、配慮を要する事項				

⑥	行方不明者（高齢者・障がい者）の搜索	氏 名 年 齢 性 別 男・女 特 徴
⑦	退所年月日 年 月 日	転出先 住 所 電 話

避難者リスト

避難者カード NO	避難所名				作成者氏名		班	NO
	氏名	続柄	性別	年齢	住所	転出先（消息の確認等）		
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					

(8) 応急仮設住宅リスト

令和7年10月1日現在

(1) 地域防災計画等に基づく被害想定

①全壊戸数(戸)	69
②半壊戸数(戸)	320
③合計(戸)	389 (A)
④想定災害名	北海道留萌沖の地震
⑤災害区分	地震

(3) 災害時における必要建設戸数の想定(参考)

116	●近年の災害における住家被害(全壊と半壊戸数の合計)に対する応急仮設住宅供給戸数の割合実績、「3割」を目安とする。
-----	---

↑(A)*0.3

(2) 建設可能用地

総合評価 ⑥	用地番号 ⑦	所有 ⑦	名称 ⑧	所在地 ⑨	建設可能面積 (㎡) (注)⑬	建設可能戸数 ⑪	地目 ⑫	現況用途 ⑬	防火指定 ⑭	都市計画 区域等 ⑮	用途地域 ⑯	道路⑰			本設の 可否 ⑱	地耐力 カデ の有無 ⑲	水道 ⑳	排水 ㉑	電気 ㉒	ガス ㉓	電話 ㉔	携帯 ㉕	特記事項 ⑳		
												接道	所有	幅員											
C	1	市町村	旧東陵中学校グラウンド	倶知安町北6条東8丁目1-12	27,200	181	宅地	旧グラウンド	-	非設定	一中高	○	国	8m	×	×	公	公	○	ブ	○	○	新幹線工事に伴う仮設住宅等設置のため当面の間、使用		
C	2	市町村	東小学校グラウンド	倶知安町北4条東9丁目12-1	11,700	78	宅地	グラウンド	-	非設定	一住	○	町	7.5m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○			
C	3	市町村	六郷鉄道記念公園	倶知安町北4条東8丁目27-1	5,000	33	雑種地	公園	-	非設定	一中高	○	町	7.6m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
A	4	市町村	きたろくグラウンド	倶知安町北6条東7丁目1-1外	73,100	487	雑種地	運動場	-	非設定	二中高	○	町	12.5m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	5	市町村	ちびっこ公園	倶知安町北3条東4丁目2-7	2,000	13	雑種地	公園	-	非設定	二中高	○	町	6.8m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	6	市町村	中央公園	倶知安町南3条東4丁目1-28	15,400	102	畑	公園	-	非設定	二中高	○	町	16m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	7	市町村	倶知安小学校グラウンド	倶知安町南3条東3丁目1-1	11,200	74	宅地	グラウンド	-	非設定	一住	○	町	10m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	8	市町村	しらかば公園	倶知安町北4条東1丁目3-1	2,800	18	公園	公園	-	非設定	二中高	○	国	8m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	9	市町村	倶知安中学校グラウンド	倶知安町北6条西2丁目2-1外	23,200	154	宅地	グラウンド	-	非設定	一住	○	町	9.8m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	10	市町村	北陽小学校グラウンド	倶知安町北5条西2丁目1-2外	11,200	74	宅地	グラウンド	-	非設定	一住	○	町	9.8m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	11	市町村	あかしゃ公園	倶知安町南2条西2丁目17	1,900	12	宅地	公園	-	非設定	二住	○	町	8.0m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	12	市町村	しらゆき公園	倶知安町南4条西2丁目2-14	1,600	10	宅地	公園	-	非設定	一住	○	町	7.75m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	13	市町村	さくら公園	倶知安町南6条西2丁目1	7,800	52	公園	公園	-	非設定	一中高	○	町	7m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	14	市町村	西小学校グラウンド	倶知安町南6条西3丁目13	16,800	112	宅地	グラウンド	-	非設定	一中高	○	町	11.15m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	15	市町村	くとさん広場	倶知安町北3条西4丁目5-4外	53,100	354	雑種地	広場	-	非設定	二住	○	町	18m	×	×	公	公	○	ブ	○	○			
C	16	市町村	中央広場	倶知安町字旭37-1	10,000	66	公園	広場	-	非設定	指定なし	○	町	8m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○			
A	17	市町村	多目的広場	倶知安町字旭37-1外	16,600	110	公園	広場	-	非設定	指定なし	○	町	8m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○			
C	18	市町村	テニスコート	倶知安町字旭68-1	3,700	24	公園	テニスコート	-	非設定	指定なし	○	町	6.5m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○	道路拡幅工事に伴う関係事務所及び資料設置のためR7.3.31まで使用不可		
A	19	市町村	町営球場	倶知安町字旭68-1外	18,600	124	公園	野球場	-	非設定	指定なし	○	町	6.5m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○			
C	20	市町村	パークゴルフ場	倶知安町字旭37-1外	46,400	309	公園	パークゴルフ場	-	非設定	指定なし	○	町	8m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○			
A	21	市町村	旧寒別小学校グラウンド	倶知安町字寒別101-2外	10,000	66	雑種地	旧グラウンド	-	都計外	指定なし	○	国	8m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○			
C	22	市町村	旧箕小学校グラウンド	倶知安町字箕181-1外	8,600	57	宅地	旧グラウンド	-	都計外	指定なし	○	道	8m	×	×	×	浄	○	ブ	○	○			
A	23	市町村	旧八幡小学校グラウンド	倶知安町字八幡480-2	11,000	73	雑種地	旧グラウンド	-	都計外	指定なし	○	国	8m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○	新幹線工事に伴う仮設住宅等設置のため当面の間、使用		
A	24	市町村	旧大和小学校グラウンド	倶知安町字大和179	3,000	20	宅地	旧グラウンド	-	都計外	指定なし	○	町	6.5m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○			
C	25	市町村	旧瑞穂小学校グラウンド	倶知安町字瑞穂347	10,800	72	宅地	旧グラウンド	-	都計外	指定なし	○	国	8m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○			
C	26	市町村	旧末広小学校グラウンド	倶知安町字末広128-4	3,000	20	宅地	旧グラウンド	-	都計外	指定なし	○	町	6.5m	×	×	×	浄	○	ブ	○	○			
A	27	市町村	旧富士見小学校グラウンド	倶知安町字富士見439-1	5,000	33	宅地	旧グラウンド	-	都計外	指定なし	○	道	8m	×	×	×	浄	○	ブ	○	○			
B	28	市町村	旧比羅夫小学校グラウンド	倶知安町字比羅夫145-2	2,400	16	宅地	旧グラウンド	-	準都計	指定なし	○	国	8m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○			
C	29	市町村	西小学校榊山分校グラウンド	倶知安町字榊山106-2	2,200	14	宅地	グラウンド	-	準都計	指定なし	○	町	6m	×	×	公	浄	○	ブ	○	○			
市町村有地 (B)					415300	2758																			
国、道、民有地 (C)																									
道有地																									
国有地																									
民有地																									
合計 (B+C)					415,300	2,758																			
必要戸数に対する建設可能戸数の割合					-	237%	(注)建設可能面積は、百未満切捨ての数値を入力してください。																		

65

(9) 広域避難協議書／要請・受諾様式

災害時広域避難協議書 (要請)		
倶知安町長 様 (協議者) ○○町(村)災害対策本部長 ○○町(村)長 ●● ●● (公印省略)	○ ○ ○ 第 号 令和 年 月 日	
次のとおり当町(村)民が貴町へ避難することについて協議します。		
災害名	(令和 年 月 日 時発生)	
被害状況 (月 日 現在)	死者 : ○○人 行方不明者 : ●●人 避難者 : □□人 役場庁舎 : □一部損壊 □全損壊 □浸水 指定避難所(○箇所) : □一部損壊(●) □全損壊(■) □浸水(○) 住宅等 : 全・半壊合せて (棟) 浸水 (棟)	
広域避難を要する者	人数	○○人 (男性: 人、女性: 人) ※見込数の場合は、一の位を切り上げ
	移動手段	<input type="checkbox"/> バス(町(村)所有・チャーター: 台)※運転手は避難者に 含める・含めない <input type="checkbox"/> 自家用車・公用車等 : 台)※運転手は避難者に 含める・含めない <input type="checkbox"/> ヘリコプター(機)※経路:(発進地名)～○○町(村)～倶知安町～(帰着地名)
	引率者の有無	<input type="checkbox"/> なし (避難者の代表者名:) <input type="checkbox"/> あり (所属・役職・氏名:)
	要配慮者の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 乳幼児(人) <input type="checkbox"/> 高齢者(要介護 人、認知症等 人) <input type="checkbox"/> 障がい者(内訳・程度、人数等を記載) <input type="checkbox"/> その他(内訳・程度、人数等を記載)
	広域避難を要する事由	
その他参考事項	上記以外の特記事項 【連絡調整先: ○○町(村)役場 課 (氏名) 電話: 】	

災害時広域避難協議書 (受諾)	
○○町(村)長 様 倶知安町災害対策本部長 倶知安町長 文字 一志 (公印省略)	倶 総 務 第 号 令和 年 月 日
次のとおり貴町(村)民が当町へ避難することについて受諾します。	
避難所等	避難所名: (代表者:) (住所: 倶知安町 (電話 0136-56-8000)) 注意事項:

資料-10 医療関係

(1) 医療関係機関電話番号

(令和8年3月1日現在)

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	摘要
J A 北海道厚生連 ニセコ羊蹄広域 倶知安厚生病院	倶知安町北4条東1丁目	総合診療科・消化器科・循環器科・呼吸器科・神経内科・小児科・外科・脳神経外科・心臓血管外科・整形外科・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・精神神経科・麻酔科	22-1141	
ニセコ脳神経外科	倶知安町北3条東7丁目	脳神経内科・脳神経外科	21-5500	
医療法人社団健生会 さとう内科医院	倶知安町北2条西2丁目	内科・消化器科・放射線科・小児科	22-6122	
医療法人社団白樺会 白樺会内科クリニック	倶知安町北2条西3丁目	内科・消化器科	22-1707	
植田整形外科医院	倶知安町南3条西3丁目	整形外科	22-1386	休診中
医療法人社団幸和会 くとさん外科胃腸科 たいようクリニック	倶知安町北4条西3丁目 倶知安町南3条東5丁目	外科・胃腸科・肛門科 内科	21-6410 21-5600	 休診中
ニセコ インターナシ ョナル クリニック	倶知安町ニセコひらふ 5条3丁目	内科・小児科・整形外科・皮膚科・耳鼻咽喉科・婦人科・泌尿器科・形成外科・精神科・救急科	21-5454	
ながいよしえ 倶知安クリニック	倶知安町北5条西2丁目	産科・婦人科・麻酔科	55-7699	
倶知安あづま眼科	倶知安町南1条東3丁目	眼科	23-1146	
医療法人 伊藤歯科医院	倶知安町北1条西2丁目	歯科・小児歯科	22-1595	
医療法人社団佳仁会 ロイヤル歯科医院	倶知安町北1条西3丁目	歯科	22-5585	
医療法人社団 カワバタ歯科医院	倶知安町南2条西2丁目	歯科	22-6480	
医療法人 中川歯科医院	倶知安町南1条東3丁目	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	23-2200	
くにもと歯科医院	倶知安町北3条東1丁目	歯科・小児歯科	23-1971	
フォーシーズンズ デンタルクリニック よ う て い	倶知安町北3条西2丁目	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	55-7800	
ヤマヤ薬局	倶知安町南3条東1丁目		22-1293	
ライク調剤薬局	倶知安町北2条西3丁目		21-5111	
優調剤薬局	倶知安町南1条東3丁目		23-0703	
優調剤薬局2号店	倶知安町北4条西3丁目		21-7600	
優調剤薬局3号店	倶知安町北2条西2丁目		55-6712	
アイン薬局倶知安店	倶知安町北4条東2丁目		21-2106	
ステラ薬局	倶知安町北3条東7丁目		21-7755	

資料-10 医療関係

医療機関名	所在地	診療科目	電話番号	摘要
ツルハツドラッグ 倶知安店	倶知安町南6条西1丁目		21-5820	
ツルハツドラッグ 倶知安南店	倶知安町南11条西1丁目		21-2501	
ツルハツドラッグ 倶知安駅前通店	倶知安町南1条西1丁目		23-3568	
サツドラ 倶知安店	倶知安町南7条東1丁目		21-5035	
サツドラニセコひら ふ店	倶知安町ニセコひらふ1条 3丁目 (倶知安町字山田)		21-7551	

資料-11 ヘリポート

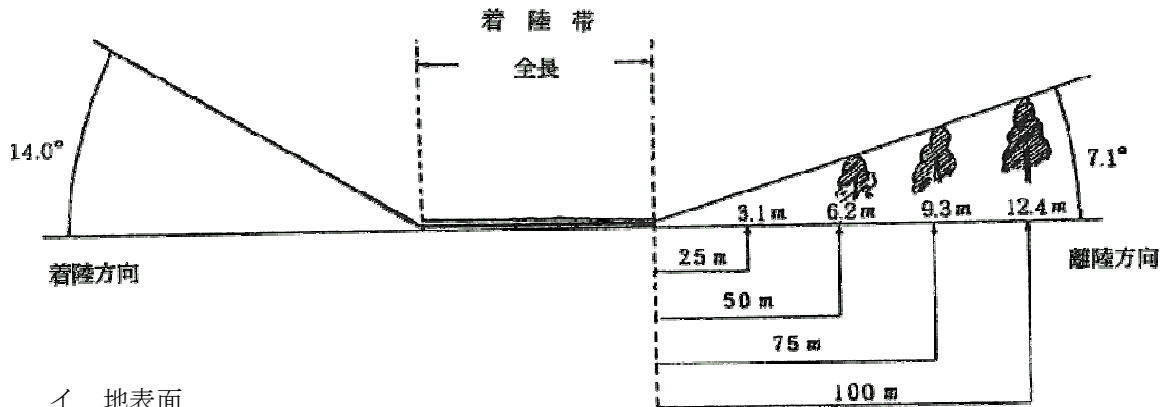
(1) ヘリポート作成要領

(1) 着陸帯

ア 使用する航空機の全長に相当する方形の平坦な地積を満足させなければならない。

進入表面は着陸方向に対しては $1/4(14.0^\circ)$ 以下、離陸方向に対しては $1/8(7.1^\circ)$ 以下とし、転移表面は原則として $1/1(45^\circ)$ 以下の勾配を有する表面とし、着陸帯から10メートルまでの範囲内に $1/2(26.6^\circ)$ 勾配を有する表面上に出る高さの物件がないこと。

参考 : 距離と障害物の高さは次のとおり

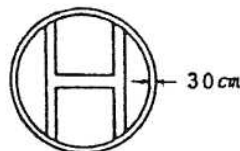


イ 地表面

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい。
- (イ) グランド等の場合、板、とたん、砂塵等が巻き上がらないように処置すること。
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)
- (ウ) 草地の場合は硬質低草地であること。

(2) 着陸点

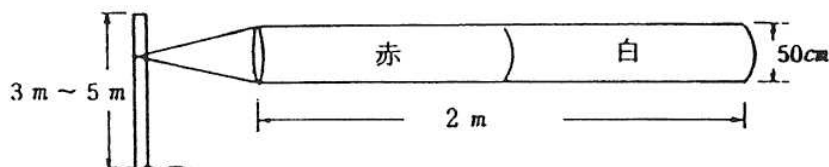
着陸帯のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、中央にHと記す。



(3) 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

ア 布製

イ 風速25m/秒程度に耐えられる強度



- (4) 救急車等、車両の出入りの便のよい場所であること。
- (5) 電話等、通信手段の利用が可能なこと。

(2) ヘリポートの状況

①指定離着陸場

(令和5年4月1日現在)

市町村名	施設名	所在地	著名地点からの方向及び距離	広さ(m)	施設管理者及び電話番号
倶知安町	中央公園	倶知安町南3条東4丁目	文化福祉センターから南0.05km	150×100	倶知安町 (0136) 22-1121

②離着陸可能地

(令和5年4月1日現在)

市町村名	施設名	所在地	著名地点からの方向及び距離	広さ(m)	施設管理者及び電話番号
倶知安町	倶知安小学校グラウンド	倶知安町南1条東3丁目	倶知安小学校から西0.1km	100×100	倶知安小学校 (0136) 22-1168
	倶知安中学校グラウンド	倶知安町北5条西2丁目	倶知安中学校から北0.1km	150×100	倶知安中学校 (0136) 22-0192
	旧東陵中学校グラウンド	倶知安町北6条東9丁目	旧東陵中学校から南0.1km	250×100	総務課管財係 (0136) 56-8000
	西小学校グラウンド	倶知安町南6条西3丁目	西小学校から南0.1km	100×100	西小学校 (0136) 22-2125
	倶知安町営野球場	倶知安町字旭	倶知安農業高校から北西0.3km	100×100	倶知安町 (0136) 22-1121
	旭ヶ丘公園多目的広場	倶知安町字旭	雪ん子館から東0.1km	100×100	倶知安町 (0136) 22-1121

資料-12 自衛隊災害派遣要請

災害時において自衛隊の派遣要請については、次のとおりとする。

1. 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、人命および財産の保護のため、おおむね次の基準により行う。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害または災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急啓開に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水および通信支援等の応援を必要とするとき。

2. 災害派遣要請の手続

(1) 要請の手続

町長（総務対策部庶務班）は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事（後志振興局長）に依頼する。

また、緊急を要する場合は、口頭または電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

- ア. 災害の状況および自衛隊の派遣を必要とする事由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域および活動内容
- エ. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 要請手続の特例

町長（総務対策部庶務班）は、人命の緊急救助に関し、知事（後志振興局長）に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により知事（後志振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通報することができる。

ただし、この場合、速やかに知事（後志振興局長）に連絡し、上記(1)の手続きを行う。

3. 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入れ準備の確立

町長は、知事（後志振興局長）または自衛隊より災害派遣の通知を受けたとき、次により措置する。

ア. 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所、車両器材等の保管場所の準備、その他受入れのため必要な措置および準備をする。

イ. 連絡職員の指名

派遣部隊および後志振興局との連絡者を指名し、連絡にあたらせる。

ウ. 救援活動計画

救援活動の内容、所要人員、器材等の確保、その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に救援活動ができるよう準備する。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア. 派遣部隊との救援活動計画等の協議

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と救援活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

イ. 道への報告

町長（総務対策部庶務班）は、部隊到着後および必要に応じて次の事項を知事（後志振興局長）に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の官職氏名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事している救援活動の内容および状況
- (オ) その他参考となる事項

4. 派遣部隊撤収要請の手続

町長（総務対策部庶務班）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、またはその必要がなくなると認められるときは、速やかに文書をもって知事（後志振興局長）に、自衛隊の撤収要請を依頼する。

なお、日時を要するときは、口頭または電話等で報告し、その後文書を提出する。

資料-12 自衛隊災害派遣要請

5. 派遣要請先

陸上自衛隊

倶知安駐屯地司令（北部方面対舟艇対戦車隊長）

倶知安町字高砂 232 番地 2 電話（0136）22-1195

6. 経費等

(1) 町は、次の費用を負担する。

ア 資材費および機器・宿舍借上料

イ 電話料およびその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ 汲み取り料

(2) その他必要経費については、自衛隊および町において協議のうえ定める。

(3) 派遣部隊は、町または民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

7. 派遣活動

派遣時における自衛隊の実施する活動等は、通常次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

(2) 避難の援助

(3) 遭難者等の搜索救助

(4) 水防・消防活動

(5) 道路または水路の啓開

(6) 応急医療・救護および防疫

(7) 人員および物資の緊急輸送

(8) 炊飯および給水の支援

(9) その他

8. 災害時における自衛隊への災害派遣要請の基本的な考え方

平成29年3月29日付け、危対第3270号「災害時における自衛隊への災害派遣要請について」を参照する。

資料-13 自衛隊派遣および撤収要請文の様式

(1) 自衛隊災害派遣要請依頼文の様式

	俱総務第	号
	年	月 日
北海道知事		
様		
	俱知安町長	
		印
災害派遣要請の依頼について		
このことについて、別紙のとおり自衛隊の災害派遣の要請願います。		
別紙		
1 災害の状況および自衛隊の派遣を必要とする事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域および活動内容		
(1) 区域		
(※区域図を添付すること。)		
(2) 活動内容		
4 派遣部隊が展開できる場所		
5 その他参考となるべき事項		
連絡責任者		
市町村名		
職・氏名		
電話番号		

(2) 自衛隊災害派遣撤収要請依頼文の様式

	俱総務第	号
	年 月	日
北海道知事 様		
	倶知安町長	印
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について		
このことについて、次のとおり撤収を要請願います。		
1 撤収を希望する区域		
2 撤収日時		
3 撤収を必要とする理由		

資料-1 4 物資調達関係

(1) 食糧販売店一覧

(令和8年3月1日現在)

名 称	住 所	電話番号	摘 要
生活協同組合コープ さっぽろ	倶知安町北3条西4丁目	23-0123	
マックスバリュ倶知安店	倶知安町南11条西1丁目	21-2711	
北雄ラッキー(株)倶知安店	倶知安町南2条西1丁目	21-3677	
(株)シヨクレン北海道	倶知安町北2条西1丁目	22-0123	卸売
あおやま商店	倶知安町北3条東1丁目	22-0027	
本間松蔵商店	倶知安町南3条西1丁目	22-0121	
本間商店	倶知安町北5条西1丁目	22-0566	
小林鮮魚青果商店	倶知安町南1条東1丁目	22-1258	
セイコーマート倶知安南8条店	倶知安町南8条東1丁目	21-5017	
セイコーマートニセコひらふ店	倶知安町ニセコひらふ1条3丁目	23-3271	
セイコーマート倶知安北1条店	倶知安町北1条東1丁目	21-2176	
セイコーマート倶知安北3条店	倶知安町北3条東5丁目	23-2770	
セイコーマート倶知安高砂店	倶知安町字高砂222	22-1728	
セブンイレブン倶知安基町店	倶知安町北3条西2丁目	22-0066	
セブンイレブン倶知安役場前店	倶知安町南1条東3丁目	22-2899	
セブンイレブン倶知安南4条店	倶知安町南4条東1丁目	55-8172	
セブンイレブン倶知安ヒラフ店	倶知安町ニセコひらふ5条2丁目	55-6477	
ローソン倶知安北6条店	倶知安町北6条東1丁目	22-0140	
ローソンニセコひらふ店	倶知安町ニセコひらふ3条3丁目	23-1230	
ローソン倶知安南11条店	倶知安町南11条西1丁目	55-8830	

(2) 指定水道工事店（資器材の調達先）

(令和6年2月1日現在)

会社名	住所	電話番号	摘要
本田興業株式会社	俱知安町字八幡	22-0198	
株式会社俱知安機工	俱知安町北3条東3丁目	22-1205	
株式会社リビング梅田	俱知安町北1条西2丁目	22-1582	
野田ボイラー設備(株)	俱知安町南4条西1丁目	090-1645-5858	
古山設備工業	俱知安町北6条東3丁目	090-7650-3917	
樺山設備	俱知安町字樺山	23-2135	
株式会社新来	俱知安町北5条西1丁目	55-5491	
有限会社ハウジングうえはら	俱知安町北4条東4丁目	22-2343	
合同会社合田産業	俱知安町北1条東1丁目	22-6540	
正建設備株式会社	俱知安町北3条東11丁目	55-6398	
ときわ設備	俱知安町北5条東3丁目	090-3114-2408	

(3) 炊き出し給与状況

炊き出し給与状況

炊き出し場所 の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支 出額	備考
	朝	昼	晩	朝	昼	晩	朝	昼	晩	朝	昼	晩			
計															

注1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

注2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

(4) 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

俱知安町

品 目 年 月 日	摘 要	単 位			
		受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注1 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
- 注2 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
- 注3 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

資料-15 機械・車両関係

(1) 町有車両の状況

(令和6年2月1日現在)

		総務課	税務課	住民環境課	福祉医療課 こども未来課	建設課	まちづくり 新幹線課	農林課	観光 商工課	教育委員会	水道課	車両計
普通 車 両	普通乗用(軽含む)	4	2	2	7	2	1	2	1	4	3	28
	軽4貨物			3		5				1	2	11
	小型貨物								1	1		2
	普通貨物			1		1						2
普通車両計		4	2	6	7	8	1	2	2	6	5	43
特殊 車 両	ダンプ					2						2
	タイヤショベル			1		1						2
	ロータリー					3						3
	グレーダー					1						1
	トラック型除雪専用 車					1						1
	ホイールローダ					2						2
	路面清掃車					1						1
	散水車					1						1
	圧雪車									1		1
	スノーモービル									5	1	6
	トラクター									1		1
フォークリフト			1								1	
特殊車両計				2		12				7	1	22
合計		4	2	8	7	20	1	2	2	13	6	65

(2) 運送車両調達先

(令和6年2月1日現在)

業者名	住所	電話	備考
羊蹄運輸(有)	倶知安町字八幡	22-1243	
ニセコ環境(株)	倶知安町字峠下	22-0745	
倶知安運輸(有)	倶知安町北6条東1丁目	22-1361	

(3) バス調達先

(令和4年3月18日現在)

業者名	住所	電話	備考
ニセコバス(株)	ニセコ町字中央通8	42-2001	
道南バス(株) 倶知安営業所	倶知安町南3条西4丁目	22-1558	

資料-16 雪捨場

雪捨場は、融雪時の溢水災害等を十分配慮して次の場所に指定するものとする。

(令和6年2月1日現在)

(1)	字富士見 23 番 1 地先	2,776.62 m ²	開発専用：国道排雪用
(2)	字富士見 22 番 1 地先	11,088.50 m ²	業者専用：民間除雪用
(3)	北 3 条東 9 丁目 27 番地先	11,692.12 m ²	町専用：町道排雪用
(4)	南 4 条東 7 丁目 1 番 1 地先	8,342.37 m ²	町専用：町道排雪用
(5)	南 10 条東 2 丁目 1 番 2 地先	6,089.88 m ²	開発専用：国道排雪用
(6)	字旭 29 番 3 地先 他	4,157.25 m ²	町専用：町道排雪用
	字旭 29-1・29-3・30-1・41-4	10,964.00 m ²	町専用：町道排雪用
(7)	字八幡 173-1 地先	6,030.37 m ²	町専用：町道排雪用
(8)	字比羅夫 134 他	29,764.00 m ²	町専用：山田地区排雪用
(9)	字琴平 178 番 2 他	45,758.00 m ²	町専用：一般用
(10)	字旭 45 番 1 地先	4,849.81 m ²	町専用：町道排雪用

資料-17 水防倉庫

(1) 水防倉庫所在地

(令和5年9月29日現在)

倶知安町北2条東3丁目 倶知安町防災備蓄倉庫
 倶知安町字八幡266-1 建設課資材置場（土のう（作成済）及び予備土）

(2) 水防資器材現有量

(令和5年9月29日現在)

	項目	単位	数量	備考
水防用資材	麻袋・土のう袋類	袋	500	
	ビニールシート・布シート（蓆）	枚	9	7.2m×9m
	ロープ（縄）	kg		
	鉄線	kg		
	丸太	本		
	木杭・鉄杭	本		
	ビニールパイプ（竹樋・木樋）	本		
	竹	本		
	蛇籠	本		
	かすがい	本		
	畳	枚		
	予備土	m ³	3	
	詰め石用石	m ³		
	土のう	袋	200	作成済
	トンパック	袋	40	通称：フレコン
かます	袋			
水防用器材	掛矢	丁	2	
	のこぎり	丁	2	
	ツルハシ	丁	7	
	スコップ	丁	37	剣先
	鉋	丁		
	ペンチ	丁	2	
	鎌	丁	9	
	おの	丁	2	
	ハンマー	丁	2	
	一輪車	台		
	たこづち	丁		
	はしご	脚		
	モッコ	組		
	照明器具	台		
	基準外	工具箱	箱	1
電動ドライバー		台	2	

※北海道水防計画別表15より抜粋。

資料-18 水防活動公用負担

(1) 水防活動委任証

町は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して〇〇と協定を締結している。協定書は資料編に添付のとおりである。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は以下の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(表)

第 号	水防活動委任証
所 属 住 所	
上記の者は、水防活動の委任を受けたものであり、水防法第19条第1項の規定により緊急通行及び水防法第28条第2項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。	
年 月 日	
	倶知安町長
	印

(裏)

注 意
(1) 本証は水防管理者（倶知安町）から水防活動の委任を受けたものであることの身分証明書である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

縦9cm

横6cm

(2) 水防立入検査員証

法第49条第1項及び第2項の規定により、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は次のとおりである。

(表)

第 号	水防立入検査員証
	所 属
	職 名
	氏 名
<p>上記の者は、水防法第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p>	
年 月 日	
	俱知安町長
	印

(裏)

水防法 (抜粋)
第49条
<p>1 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>
注 意
<p>(1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。</p> <p>(2) 本証の身分に変更があつたときは速やかに訂正を受けること。</p> <p>(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。</p> <p>(4) 本証の身分を失つたときは速やかに返還すること。</p>

縦9cm

横6cm

(3) 公用負担権限委任証

水防法第21条の規程による公用負担命令を行うときは、水防管理者、消防機関の長および水防団長は、その身分証明書を、また、その命を受けたものは次の様式1に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合はこれを提示しなければならない。

(別記様式1)

第 号
公用負担権限委任証
住 所
職 名
氏 名
上記の者に、 区域における水防 法第28条第1項の権限行使について委任 したことを証明する。
年 月 日
水防管理者
印

縦9cm
横6cm

(4) 公用負担命令書

水防管理者、消防機関の長および水防団長は、水防法第21条の規程により、公用負担命令を行うときは、次の様式2を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者またはこれに準じるものに交付する。

(5) 民間協力の補償

水防法第17条の規定により水防に従事したことにより、死亡または負傷等となったときは、水防法第34条の規定および市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第1号）の定めるところにより、その者または遺族に対し補償しなければならない。

(別記様式2)

第 号	公用負担命令票	住 所
		氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。		
1 目的物		
(1) 所在地		
(2) 名称		
(3) 種類 (又は内容)		
(4) 数量		
2 負担内容		
(使用、収用、処分について詳記すること)		
年 月 日	命令者 職 氏 名	印

(日本工業規格A4判)

資料-19 水防活動報告書

(1) 水防活動実績報告書

水防活動実績報告書

年 月 日

作成者

出 水 の 状 況									
水 防 実 施 個 所									
日 時									
出 人 動 員	水防団員	消防団員	その他	合計					
	人	人	人	人					
水 防 作 業 の 概 要 及 び 工 法	箇所 m 工 法								
水 防 の 結 果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使 用 資 機 材	かます、俵					居 住 者 の			
	万年、土俵					出 動 状 況			
	な わ					水防関係者の			
	丸 太					死 傷			
	そ の 他					雨 量 水 位 の			
					状 況				
水防活動に関する 自 己 評 価 備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

(2) 水防活動報告書

(※ 実績報告に添付)

〇年 台風〇号における水防活動
(北海道倶知安消防団・〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

倶知安町消防団は、〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや町民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (〇袋) ・避難誘導 (〇世帯) ・排水作業 (〇件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸 (〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

資料-20 要配慮者利用施設関係

(1) 幼稚園（認定こども園（内閣府所管））

(令和4年3月18日現在)

施設名称	住所	電話番号	浸水	定員	摘要
倶知安幼稚園	倶知安町北5条東2丁目	22-1354	○	210	幼保連携型 (学校かつ児童福祉施設)
倶知安藤幼稚園	倶知安町北5条西1丁目	22-1733	○	120	幼稚園型(学校)
倶知安めぐみ幼稚園	倶知安町南4条西2丁目	22-1276	○	90	幼稚園型(学校)

(○：浸水地区内に所在する施設(1000年確率))

(2) 学校

(令和8年2月1日現在)

施設名称	住所	電話番号	浸水	定員	摘要
町立倶知安小学校	倶知安町南3条東3丁目	22-1168	○	223	実員
町立西小学校	倶知安町南6条西3丁目	22-2125	○	145	実員
町立西小学校榑山分校	倶知安町字榑山	22-0998	—	9	実員
町立北陽小学校	倶知安町北6条西2丁目	22-0498	○	164	実員
町立東小学校	倶知安町北4条東9丁目	22-5255	○	156	実員
町立倶知安中学校	倶知安町北5条西2丁目	22-0192	○	392	実員
道立倶知安高等学校	倶知安町北7条西2丁目	22-1085	—	480	定員
道立倶知安農業高等学校	倶知安町字旭	22-1148	○	120	定員

(○：浸水地区内に所在する施設(1000年確率))

(3) 児童福祉施設

(令和8年3月1日現在)

施設名称	住所	電話番号	浸水	定員	摘要
北児童館	倶知安町北5条西2丁目	22-2968	○	40	児童厚生施設(児童館・児童センター)
南児童館	倶知安町南2条東1丁目	22-0419	○	40	児童厚生施設(児童館・児童センター)
くっちゃん保育所ぬくぬく	倶知安町南3条東5丁目	55-8080	○	150	保育所(厚生労働省所管)
倶知安町子育て支援センター	倶知安町南3条東5丁目	55-8355	○	無	地域子育て支援拠点
児童ちゃれんじサポートさやえんどう	倶知安町南4条東5丁目	23-4722	○	10	放課後等デイサービス事業所
羊蹄山ろく発達支援センター	倶知安町北3条東2丁目	22-6970	○	10	児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所

(○：浸水地区内に所在する施設(1000年確率))

(4) 障がい者福祉施設

(令和8年3月1日現在)

施設名称	住所	電話番号	浸水	定員	摘要
くら〜す (下記3施設の総称)	倶知安町北2条西1丁目11-1	55-5258	○	—	障がい者居住施設 (グループホーム)
グループホームあゆむ	(住所非表示希望)	22-6056	○	4	
グループホームのぞみ	(住所非表示希望)	23-0127	○	4	
グループホーム北斗	(住所非表示希望)	55-5258	○	6	
つくしホーム (下記3施設の総称)	倶知安町北4条東1丁目1番地13	55-5124	○	—	障がい者居住施設 (グループホーム)
グループホームそら	倶知安町北4条東1丁目1番地13	55-8817	○	5	
グループホームかぜ	倶知安町北4条東1丁目1番地13	55-8816	○	5	
グループホームゆめ	倶知安町北3条東7丁目	23-1020	○	5	
グループホームよろこび (下記5施設の総称)	倶知安町北3条西2丁目	080-1864-9201	○	—	障がい者居住施設 (グループホーム)
グループホーム住居よろこび	倶知安町北3条西2丁目	—	○	6	
グループホーム住居えがお	倶知安町北4条東4丁目	—	○	4	
グループホーム住居ここに	倶知安町北4条東5丁目	—	○	4	
グループホーム住居まどか	倶知安町北3条西2丁目	—	○	4	
グループホーム住居しずく	倶知安町北3条西1丁目	—	○	4	
ワークステーション輝	倶知安町北5条西3丁目	22-2891	○	20	就労継続支援(B型)・自立訓練事業所
羊蹄セルブ (福祉ホーム羊蹄こ併設)	倶知安町字峠下113番地	23-0425	—	40	就労継続支援(B型)事業所
ワークショップようてい	倶知安町北3条西2丁目	55-5828	○	10	就労継続支援(B型)・就労移行支援事業所

資料-20 要配慮者利用施設関係

施設名称	住所	電話番号	浸水	定員	摘要
福祉ホーム羊蹄（羊蹄セルブを併設）	倶知安町字峠下	23-0425	—	10	障害者居住施設（グループホーム）
夢の匠	倶知安町南6条西2丁目	23-4350	○	10	地域活動支援センター

（○：浸水地区内に所在する施設（1000年確率））

（5）高齢者福祉施設（※訪問介護は除く。）

（令和8年3月1日現在）

施設名称	住所	電話番号	浸水	定員	摘要
羊蹄ハイツ	倶知安町字峠下113番地2	22-3131	—	70	広域型特別養護老人ホーム短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介助施設
デイサービスセンター羊蹄ハイツ	倶知安町字峠下113番地2	22-3131	—	18	地域密着型通所介護施設（18人以下）
倶知安町老人デイサービスセンター	倶知安町南3条東4丁目2-2	23-3522	○	20	通所介護施設（19人以上）
介護老人保健施設麓華苑	倶知安町南3条東5丁目2番地	22-0003	○	100	介護老人保健施設
グループホーム羊蹄	倶知安町北4条東7丁目	23-1500	○	18	認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）
デイサービスセンターろっかえん	倶知安町南3条東5丁目1-2	22-0003	○	27	地域密着型通所介護施設
リハビリ特化型デイサービスリノホース	倶知安町南3条西1丁目	55-8186	○	15	地域密着型通所介護施設

（○：浸水地区内に所在する施設（1000年確率））

（6）病院・医院（有床）

（令和8年3月1日現在）

施設名称	住所	電話番号	浸水	病床	摘要
JA北海道厚生連ニセコ羊蹄広域倶知安厚生病院	倶知安町北4条東1丁目	22-1141	○	199	北海道厚生連（倶知安厚生病院さくらんぼ保育所を含む）

（○：浸水地区内に所在する施設（1000年確率））

（7）放課後児童クラブ

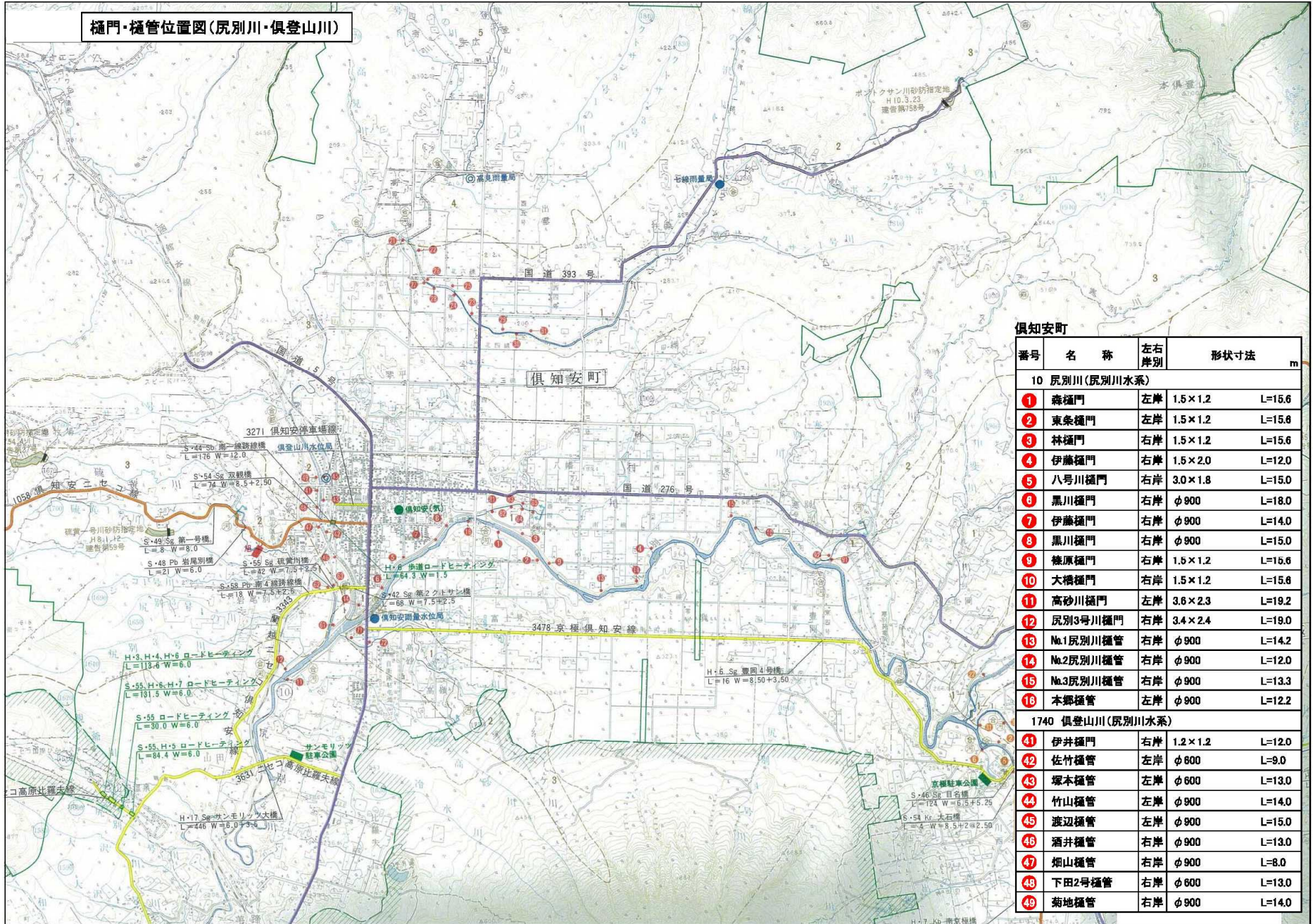
（令和4年3月18日現在）

施設名称	住所	電話番号	浸水	定員	摘要
倶知安小学校放課後児童クラブ	倶知安町南3条東3丁目	23-0015	○	無	
東小学校放課後児童クラブ	倶知安町北4条東9丁目	23-3590	○	無	

西小学校放課後児童クラブ	倶知安町南6条西3丁目	22-4810	○	無	
北児童館放課後児童クラブ	倶知安町北5条西2丁目	22-2968	○	無	

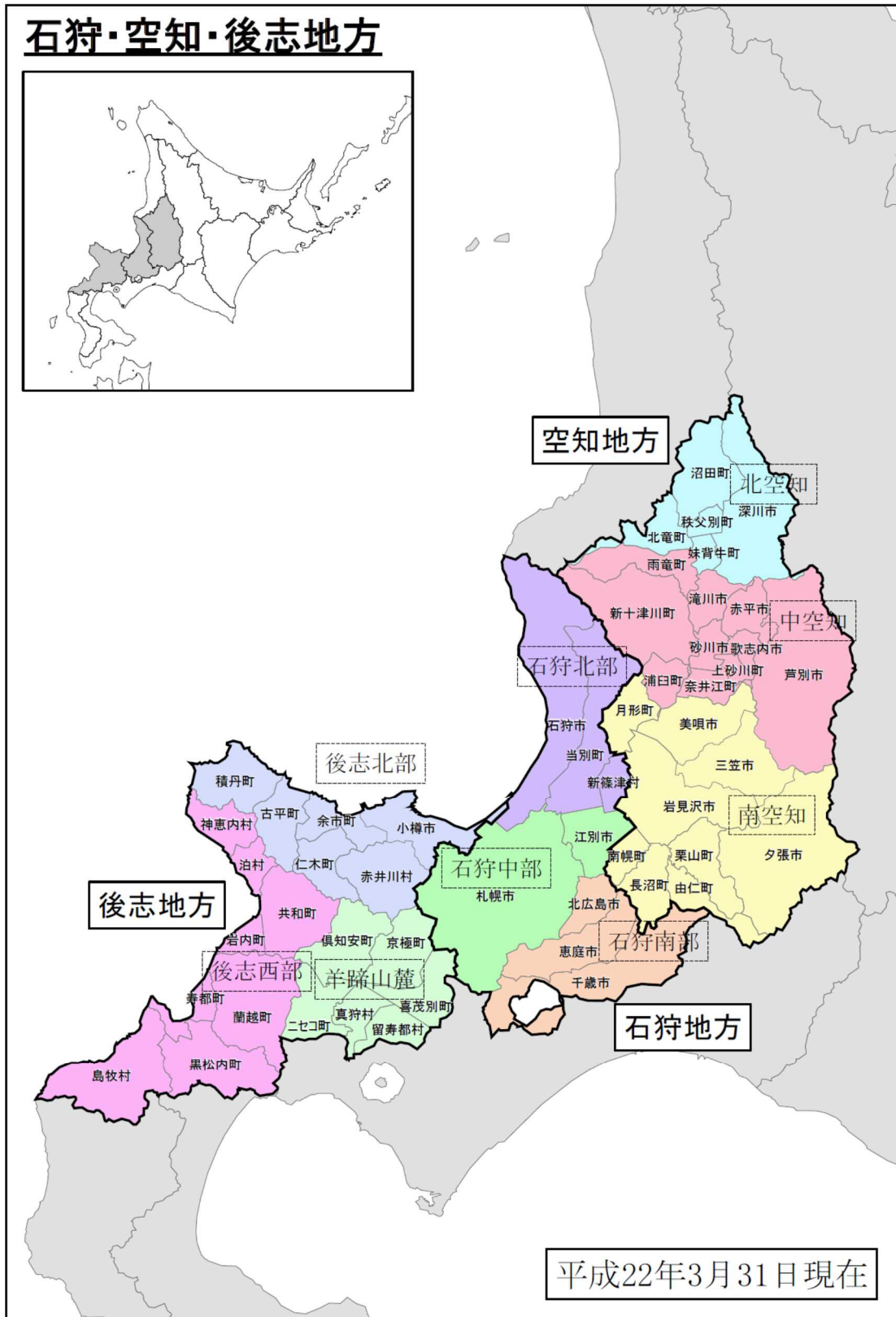
(○：浸水地区内に所在する施設 (1000年確率))

資料-2 1 樋門・樋管位置図 (尻別川・俱登山川)



資料-2 2 気象に関する警報・注意報発表基準

(1) 気象庁発表区分(石狩・空知・後志地方)



(2) 警報・注意報発表基準一覧表 (倶知安町)

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署 札幌管区气象台

倶知安町	府県予報区	石狩・空知・後志地方		
	一次細分区域	後志地方		
	市町村等をまとめた地域	羊蹄山麓		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 11	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 133	
	洪水	流域雨量指数基準	尻別川流域=44, 硫黄川流域=6.9, 倶登山川流域=14.2, 砂利川流域=5, スツブリ寒別川流域=7.4, ソースケ川流域=6.5, ポンクトサン川流域=10.9	
		複合基準 ^{*1}	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	81	
	洪水	流域雨量指数基準	尻別川流域=32.5, 硫黄川流域=5.5, 倶登山川流域=11.3, 砂利川流域=4, スツブリ寒別川流域=5.9, ソースケ川流域=5.2, ポンクトサン川流域=8.7	
		複合基準 ^{*1}	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	70mm以上・24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
	低温	5月～10月:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月:(最低気温) 平年より8℃以上低い		
霜	最低気温3℃以下			
着水				
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	80mm		

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(3) 大雨特別警報（浸水害、土砂災害）の指標（発表条件）に用いる基準値一覧（倶知安町）

（令和5年6月8日現在）

表面雨量指数基準：22、流域雨量指数基準：尻別川58・硫黄川9.1・倶登山川19、土壌雨量指数基準：
268

（注1）大雨特別警報（浸水害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に発表します。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

※激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨

（注2）大雨特別警報（土砂災害）は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に発表します。

資料-23 雨量・水位観測所一覧

(1) 雨量観測所一覧

1) 国で管理する雨量観測所

観測所	水系名	河川名	所管	観測所所在地
倶知安 (気象)	尻別川	その他	札幌管区気象台	虹田郡倶知安町南1条東3丁目 (倶知安特別地域気象観測所)
倶知安峠 (道路)	尻別川	倶登山川	小樽開発建設部	虹田郡倶知安町字峠下237-1
倶知安道路 (道路)	尻別川	倶登山川	小樽開発建設部	虹田郡倶知安町北7条東1丁目 (倶知安開発事務所構内)
七線	尻別川	ポイントサン川	小樽開発建設部	虹田郡倶知安町字大和 (ポイントサン川・旭橋から上流約650m)
樺立 (道路)	北海道 その他	その他	小樽開発建設部	虹田郡倶知安町字大和 (樺立トンネル入口から手前約100m)

※川の防災情報より掲載。

2) 北海道で管理する雨量観測所

観測所名	水系名	河川名	観測所所在地
高見	尻別川	倶登山川	虹田倶知安町高見289番地1地先河川敷

※川の防災情報より掲載。

(2) 水位観測所一覧

指定河川		基準水位観測所			水位				
水系名	河川名	名称	位置	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高 水位
尻別川	尻別川	倶知安 (局)	海から 62.0km	虹田郡倶知安町高砂	169.46	170.38	171.79	172.04	172.62
	倶登山川	倶登山川	尻別川へ の合流点 から2.4 km	虹田郡倶知安町北4 条西4丁目地先河川 敷	172.11	173.02	174.34	174.64	176.04

※川の防災情報より掲載。

(3) 北海道で管理する危機管理型水位計一覧

河川名		危機管理型水位計		水位			
水系名	河川名	名称	設置場所	川底標高	観測開始	危険水位	氾濫開始 (堤防天端)
尻別川	倶登山川	倶登山川	北8線 2号橋	191.61	192.04	192.72	193.32
尻別川	硫黄川	硫黄川	岩尾別橋	193.49	194.18	195.22	195.82

※川の防災情報より掲載。

資料-24 ダム関連

(1) ダム一覧

施設名	河川名	位置	用途	管理者	操作担当者	連絡先	備考
双葉ダム	ペーペナイ川	北海道虻田郡京極町字春日685-6 番地先	灌漑用水	北海道開発局農政部	倶知安町役場 双葉ダム管理所	42-3124	

(2) 双葉ダム管理条例

○双葉ダム管理条例

平成8年10月22日
条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項で準用する第57条の2第1項の規定に基づき、双葉ダム(以下「ダム」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貯水、放流又は取水)

第2条 町長は、ダムの貯水、放流又は取水については、規則で定めるところにより、水位、流況、利水状況等を考慮して行うものとする。

(点検及び整備)

第3条 町長は、ダムを操作するために必要な機械、器具等をつねに良好な状態に保つよう点検し、整備するものとする。

(干ばつ、洪水等における措置)

第4条 町長は、干ばつ、洪水その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ関係機関と協議のうえ、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 干ばつが発生するおそれがあるときは、ダムの利水者の意見を聴き、節水計画を定め、干ばつ被害の発生防止に努めること。

(2) 洪水が発生するおそれがあるときは、直ちに警戒体制をとり、洪水被害の発生防止のために必要な措置を講ずること。

(3) 前2号に定める場合のほか、緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずること。

(気象及び水象の観測)

第5条 町長は、ダムを管理するため、定期的に気象及び水象の観測を行うものとする。

(監視)

第6条 町長は、常に、ダム及びその周辺の監視を行い、施設の保全、危険の防止等に努めるものとする。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、ダムの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成8年10月1日から適用する。

附 則(平成29年12月14日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 双葉ダム管理規定

○双葉ダム管理規則

平成 28 年 4 月 1 日
規則第 21 号

双葉ダム管理規則(平成 8 年倶知安町規則第 18 号)の全部を改正する。

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 この規則は、双葉ダム管理条例(平成 8 年倶知安町条例第 10 号。以下「条例」という。)第 2 条及び第 7 条の規定に基づき、双葉ダム(以下「ダム」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者の義務)

第 2 条 ダムの管理主任技術者(以下「管理者」という。)は、この規則の定めるところにより、ダムを管理するものとする。

2 管理者は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 50 条第 1 項に規定する資格を有する者でなければならない。

(異例の措置)

第 3 条 管理者は、この規則に定めのない事項を処理しようとするときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により処理を行ったときは、速やかに町長に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。

第 2 章 貯水、取水又は放流

第 1 節 ダムの水位及び貯水

(常時満水位)

第 4 条 ダムの常時満水位は、標高 412.5 メートルとする。

(最低水位)

第 5 条 ダムの最低水位は、標高 389.5 メートルとする。

(貯水位の基準)

第 6 条 ダムの水位(以下「貯水位」という。)は、取水塔に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

(流水の貯留)

第 7 条 流水の貯留は、4 月 17 日から 9 月 9 日とし、9 月 9 日までに落水しなければならない。

(かんがい用水のための利用)

第 8 条 かんがい用水のための貯水の利用は、標高 412.5 メートルから標高 389.5 メートルまでの貯水位で容量最大 930 万 9 千立方メートルを利用して行うものとする。

第 2 節 取水

(かんがい用水のための取水)

第 9 条 管理者は、気象、水象及びかんがいの状況を考慮して受益地の必要な水量をダムから取水しなければならない。

2 管理者は、異常気象、渇水等により必要な水量を取水することが困難な場合には、町長に報告し、その指示を受けて適切な措置をとらなければならない。

(計画取水量)

第10条 かんがい用水のためのダムからの取水量は、次に掲げる量の範囲内とする。

(単位：毎秒立方メートル)

区分	かんがい期間		備考
	(代かき期) 5月12日～5月31日	(普通期) 6月1日～8月20日	
ダム注水用取水量	3.034	3.034	

(取水及び流水の貯留の条件)

第11条 ダムにおける流水の貯留は、4月17日から9月9日までの期間において、ダムへの流入量が毎秒5.6立方メートルを超える場合に限り、その超える部分の範囲内において行うものとする。ただし、既にダムに貯留された流水を引き続き貯留するとき又はこれを取水するときは、この限りでない。

第3節 放流

(放流の制限)

第12条 ダムの貯留された水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流(取水のための放流を除く。)するものとする。

- (1) 貯水位が常時満水位を超えるとき。
- (2) 貯留を終了するとき。
- (3) 第21条、第22条又は第23条の規定により洪水警戒体制時、洪水時又は洪水処理時における措置を行う必要があるとき。
- (4) 条例第3条の規定により点検整備を行う必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない理由があるとき。

(放流量)

第13条 ダムから放流を行う場合の放流量は、下流の急激な変動を生じさせない範囲とする。

(放流の通知)

第14条 管理者は、ダムから放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、これによって生ずる危害を防止するため、別表第1に掲げる関係機関(以下「関係機関」という。)に通知するとともに、一般に周知させるための必要な措置をとらなければならない。

第3章 ゲート等の操作

(放流管バルブの操作)

第15条 放流管主バルブ及び副ゲートは、貯留期間以外の期間においては、全開の状態にしておかななければならない。

2 放流管主バルブは、次の各号のいずれかに該当する場合に別図第1により操作するものとする。なお、副ゲートは、第3号又は第4号に該当する場合に操作するものとする。

- (1) 貯水位が標高380.0メートル以上標高389.5メートル未満の間にあり、第11条の規定により貯留制限する必要があるとき。
- (2) かんがい期間終了後、貯水位が標高380.0メートル以上標高389.5メートル未満の間にあるとき。
- (3) ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要があるとき。
- (4) その他やむを得ない必要があるとき。

(取水管バルブの操作)

第16条 取水管主バルブ及び副ゲートは、貯留期間以外の期間においては、全開の状態にしておかなければならない。

2 取水管主バルブは、次の各号のいずれかに該当する場合に別図第1により操作するものとする。なお、副ゲートは、第4号又は第5号に該当する場合に操作するものとする。

(1) 貯水位が標高389.5メートル以上標高415.52メートルの間にあり、第11条の規定により貯留制限する必要があるとき。

(2) かんがい期間終了後、貯水位が標高389.5メートル以上標高415.52メートルの間にあるとき。

(3) かんがい期間において、取水する必要があるとき。

(4) ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要があるとき。

(5) その他やむを得ない必要があるとき。

(土砂吐ゲートの操作)

第17条 土砂吐主ゲート及び副ゲートは、貯留期間以外の期間においては、全開の状態にしておかなければならない。

2 土砂吐主ゲートは、次の各号のいずれかに該当する場合に別図第1により操作するものとする。なお、副ゲートは、第3号又は第4号に該当する場合に操作するものとする。

(1) 貯水位が標高380.0メートル以下にあり、第11条の規定により貯留制限する必要があるとき。

(2) かんがい期間終了後、貯水位が標高380.0メートル以下にあるとき。

(3) ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要があるとき。

(4) その他やむを得ない必要があるとき。

第4章 緊急事態における措置

第1節 洪水

(洪水及び洪水時)

第18条 この規則において「洪水」とは、貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒260立方メートル以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているとき(貯留期間及びかんがい期間に限る。以下同じ。)をいう。

(予備警戒体制)

第19条 京極町を対象として大雨に関する注意報が発せられ、又は洪水が発生するおそれがあると認められるときは、関係機関と協議し、予備警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制)

第20条 京極町を対象として大雨に関する警報(特別警報含む)が発せられ、又は洪水が発生するおそれが大きいと認められるときは、関係機関と協議し、洪水警戒体制をとらなければならない。

(予備警戒体制時における措置)

第21条 予備警戒体制時においては、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時において、ダムを適切に管理することができる要員の確保

(2) ダムを操作するために必要な機械及び器具の点検並びに整備

(3) 気象官署が行う気象観測の結果の的確かつ迅速な収集

(4) ダムの水位、ゲートの開度、放流量及び流入量、時間雨量、累計雨量、危害防止のための措置に関する事項等ダムの操作に関する記録の作成

(5) その他ダムの管理上必要な措置

(洪水警戒体制時における措置)

第22条 管理者は、第20条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、前条第4号及び第5号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 北海道開発局小樽開発建設部公物管理課に通知するとともに、関係市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間変化を予測すること
- (3) 洪水調節計画をたて、予備放流を行う必要があるときは、その水位を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの装備に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水時における措置)

第23条 洪水時においては、第21条第4号及び第5号並びに前条第1号及び第4号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) ペーペナイ川において洪水の発生が予想される場合及び被害が発生した場合には、その時刻及び内容並びに別表第2に掲げる事項について、北海道開発局小樽開発建設部公物管理課に通報するとともに、別表第3に準じて15日以内に報告書を提出しなければならない。

(2) その他ダムの管理上必要な措置
(予備警戒体制又は洪水警戒体制の解除)

第24条 管理者は、気象及び水象の状況により予備警戒又は洪水警戒の必要がなくなつたと認めるときは、堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めるときは速やかに必要な措置をとり、予備警戒体制又は洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 干ばつ

(干ばつ時における措置)

第25条 管理者は、ダムの貯水状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案して、干ばつのおそれがあると認めるときは、町長及び関係土地改良区の意見を聴いて取水に関する節水計画をたて、これにより取水を行わなければならない。

第3節 地震

(地震発生後のダムの臨時点検及び報告)

第26条 ダムの監査廊に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度(以下「最大加速度」という。)が25ガル以上又は札幌管区气象台において発表された京極町の震度階(以下「気象庁震度階」という。)が4以上である地震が発生したときは、発生後において、別表第4により北海道開発局小樽開発建設部公物管理課に通報するとともに、臨時点検及び報告を行い、地震による異常が発見された場合は、別記様式により報告書を提出しなければならない。

第4節 その他

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第27条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに北海道開発局小樽開発建設部公物管理課に通報しなければならない。

第5章 観測及び調査

(気象及び水象の観測)

第28条 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (1) 気象関係 天気、気温、湿度、風向、風速、気圧、降雨量等
- (2) 水象関係 水位、流入量、放流量、取水量、水温等

(ダムの堆砂状況の調査)

第29条 管理者は、少なくとも毎年1回、ダムの堆砂状況を調査しなければならない。

(堤体の調査)

第30条 管理者は、堤体に設置された測定機器により、堤体の温度、変形、揚圧力及び漏水量について観測又は調査を行わなければならない。

(管理日誌)

第31条 管理者は、ダム管理日誌を備え、次に掲げる事項について記録しなければならない。

(1) 第28条から前条までの規定による観測又は調査の結果

(2) ダムの状況及び点検整備に関する事項

(3) 緊急時における措置に関する事項

(4) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度及び取水量又は放流量

(5) その他ダムの管理に関する事項

2 管理者は、毎月10日までに前月分の管理日誌を取りまとめ、町長にその内容を報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第1の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1(第14条関係)

関係機関	連絡先
北海道開発局	小樽開発建設部公物管理課
北海道	小樽建設管理部真狩出張所 後志総合振興局産業振興部農村振興課
北海道倶知安警察署	倶知安警察署地域課、京極警察官駐在所
倶知安町	倶知安町役場
京極町	京極町役場
共和町	共和町役場

別表第2(第23条関係)

ダム諸元

ダム名 双葉ダム

流域面積	63.4km ²	貯水池面積	0.643 km ²
総貯水量	10,450 千m ³	有効貯水量	9,309 千m ³
ダム天端標高	EL=418.30m	ダム高	61.35m
設計洪水水位	EL=415.52m	常時満水位	EL=412.50m
設計洪水流量	780 m ³ /s	計画日雨量	180.9mm/日

水文記録等

※ 年 月 日 時

発信者
受信者

項目	時間最大雨量	ダム最大貯水位	最大流入量	最大越流量	累計雨量	特記事項
時刻	日 時	日 時	日 時	日 時	日 時～ 日 時	
数値	mm/h	m	m ³ /s	m ³ /s	mm	

※西暦で記載する。

別表第3(第23条関係)

年 月 日災害に際しての
ペーペナイ川の双葉ダムの操作について

- 1 概要
- 2 ダム操作状況について
 - (1) ゲート操作記録について
 - (2) ダム管理施設等と記録の信頼度について
 - (3) ダム操作状況について
- 3 ダム操作と水文状況について
 - (1) ダム上下流における降雨状況について
 - (2) ダム上下流における出水状況について
 - (3) ダム操作と水文状況について
- 4 水文資料の検討に基づくダム操作の適否について
 - (1) 水文資料による上下流の流出量の検討について
 - (2) ダム操作の適否について
- 5 その他の検討事項
通報、通知の確認について
- 6 添付資料
 - (1) ゲート操作記録
 - (2) 1/50,000 災害平面図
 - (3) 管理規程
 - (4) その他

別表第4(第26条関係)

臨時点検については、主に目視による外観点検(以下「一次点検」という。)及び一次点検後の詳細な外観点検と計測による点検(以下「二次点検」という。)に区分する。

地震発生後にそれぞれの時点で次の事項を電話等により速やかに報告すること。

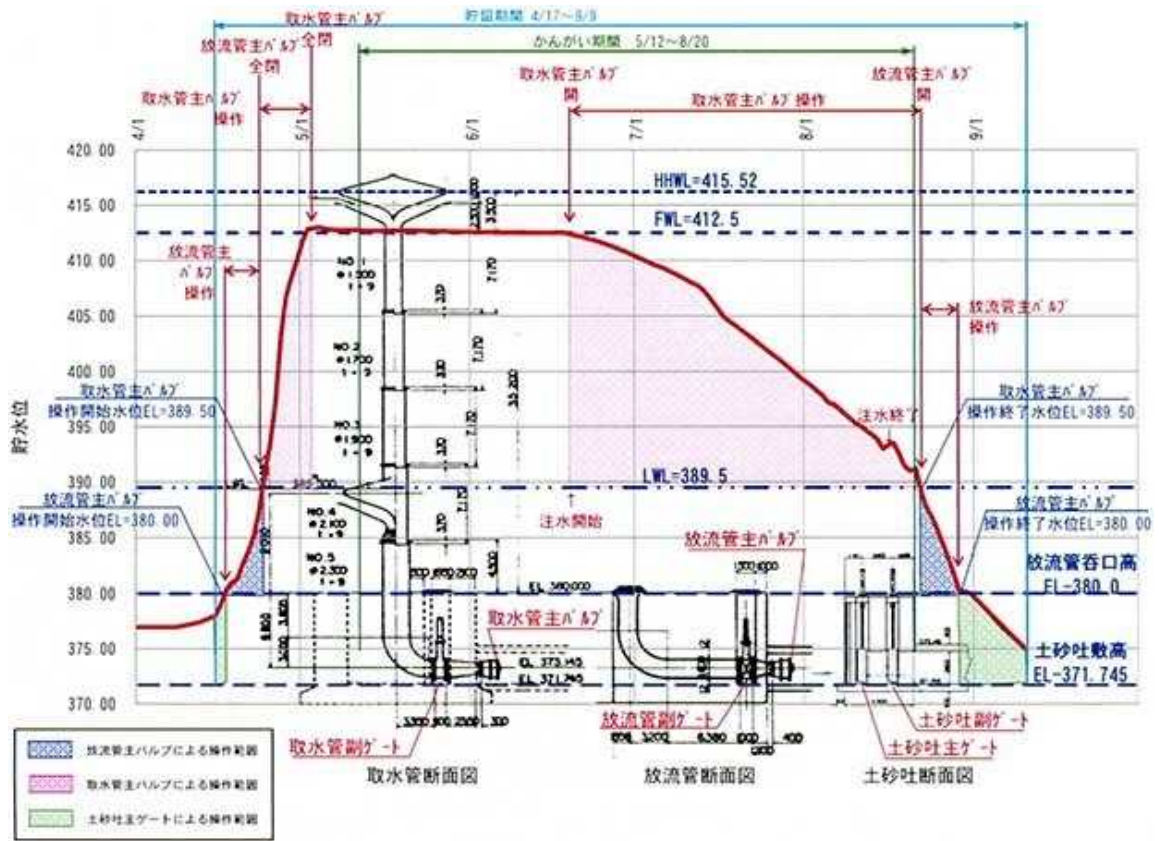
- I) 地震発生後おおむね1時間以内
 - a) 地震発生時間と最大加速度又は気象庁震度階
- II) 地震発生後おおむね3時間以内
 - a) 一次点検結果
 - b) 二次点検の実施時期
二次点検の実施が夜間に及ぶ場合には、一次点検において、被災が確認されない場合に限り、地震後の出水の可能性等に配慮しつつ、即時点検の必要性や夜間視認の不確実性を考慮の上、二次点検を翌日の早朝に実施することができるものとする。
- III) 地震発生後おおむね24時間以内
 - a) 二次点検結果

別記様式（第26条関係）

点検者名

点 検 年 月 日		※	年	月	日	
前 回 点 検 年 月 日		※	年	月	日	
点 検 区 分		定期 臨時	地震又は洪水の状況			
設備	点 検 項 目	状況				
ダム	漏 水					
	コンクリート 表面のひび割れ					
	表面遮水壁					
	そ の 他					
周辺地山 取付部	漏 水					
	亀 裂					
	崩 落					
	地 す べ り					
放流設備	漏 水					
	洪 水 吐					
	障 害 物					
	機 器					
記 事						
所 見						

※ 西暦で記載する



資料-25 水防協力団体

(1) 水防協力団体指定要領 (例)

倶知安町水防協力団体指定要領

1. 趣旨

倶知安町では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本町における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法36条第1項関係）

水防協力団体は、法第36条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法3条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法36条第1項・第3項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、倶知安町水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（倶知安町）（倶知安町□□課）に「倶知安町水防協力団体指定申請書」に「水防協力団体活動業務計画書」及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- (1) 水防管理者（倶知安町）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「倶知安町水防協力団体認定書」（4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

(2) 水防協力団体指定申請書様式 (例)

倶知安町水防協力団体指定申請書		年 月 日
倶知安町水防管理者 倶知安町長	様	
		住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
水防法第36条第1項及び倶知安町水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、倶知安町水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」を添えて申請します。		

(3) 水防協力団体協力活動業務計画書（例）

水防協力団体協働活動業務計画書

下記の倶知安町の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領3-(1)関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領3-(2)関係）
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領3-(3)関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領3-(4)関係）

- 1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領3-(5)関係）

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領3-(6)関係）

- 1 水防団が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

(4) 水防協力団体認定書様式(例)

倶知安町水防協力団体認定書		年 月 日
住所 (事務所所在地)		
団体の名称		
代表者	様	
		倶知安町水防管理者 倶知安町長
水防法第36条第1項及び倶知安町水防協力団体指定要領5の規定に基づき、貴団体を 倶知安町水防協力団体に指定します。		

(5) 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

倶知安町における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

倶知安町における水防活動は、倶知安町水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法38条関係）

水防法第36条及び倶知安町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体協働活動報告書」（6）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第40条関係）

水防管理者は、倶知安町水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体協働活動業務計画書」や前項の「水防協力団体協働活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

(1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。

(2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、 年 月 日から施行する。

(6) 水防協力団体協働活動報告書様式 (例)

倶知安町水防協力団体協働活動報告書

年 月 日

倶知安町水防管理者
倶知安町長 様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、倶知安町における水防協力団体との水防協働活動実施要領3の規定に基づき提出します。

資料-26 災害見舞金支給要綱

倶知安町災害見舞金支給要綱

平成20年8月1日
倶知安町要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、本町の住民が火災又は風水害により被害を受けた場合に当該被災した者に対して、町が見舞金を支給することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(見舞金の対象)

第2条 この要綱による見舞金の対象は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 火災により住宅(店舗、事務所及び車庫及び作業所を含まず住居として使用する部分に限る。以下同じ。)が半焼又は全焼したとき。
 - (2) 風水害により住宅が半壊又は全壊したとき。
 - (3) 前2号に掲げる災害により被災した者又はその家族が死亡したとき。
- 2 災害により被災した者又はその家族が死亡したときは、「見舞金」を「弔慰金」と読み替えるものとする。
- 3 第1項各号に掲げる被災の原因が被災した者の故意によるときは、見舞金の対象としない。

(支給対象者)

第3条 前条第1項各号に掲げる見舞金支給の対象となる者は、旅行者を除き、現に倶知安町に居住している者であって住民登録又は外国人登録の有無を問わない。

2 前条第2項の規定により弔慰金を支給する場合の支給対象者は、当該支給対象者の遺族とする。

(見舞金の額)

第4条 見舞金は、1件の被災について、10,000円とする。

2 見舞金を支給したときは、当該見舞金を受領した者から受領書(別記様式)を徴するものとする。

(特例)

第5条 町長は、この要綱の規定に係らず、災害の状況により特に見舞金の支給が必要と認めるときは、これを支給することができる。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

<p style="margin: 0;">受 領 書</p> <p style="margin: 0;">金 円也</p> <p style="margin: 0;">ただし、災害見舞金として</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">倶知安町資金前渡職員 様</p> <p style="margin: 0;">住所</p> <p style="margin: 0;">氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">(印)</p>
--

資料-27 特設公衆電話一覧表

箇所数	設置場所住所	施設名	電話番号
1	倶知安町南3条西4丁目	倶知安町総合体育館	0136-23-0741
	倶知安町南3条西4丁目	倶知安町総合体育館	0136-23-0742
2	倶知安町北6条西2丁目	北陽小学校	0136-23-4234
	倶知安町北6条西2丁目	北陽小学校	0136-23-4235
3	倶知安町北5条西2丁目	倶知安中学校	0136-22-0664
	倶知安町北5条西2丁目	倶知安中学校	0136-22-0665
4	倶知安町北4条東9丁目	東小学校	0136-23-1590
	倶知安町北4条東9丁目	東小学校	0136-23-1591
5	倶知安町南3条東4丁目	倶知安町文化福祉センター	0136-22-6138
	倶知安町南3条東4丁目	倶知安町文化福祉センター	0136-22-6139
6	倶知安町南3条東3丁目	倶知安小学校	0136-22-6143
	倶知安町南3条東3丁目	倶知安小学校	0136-22-6144
7	倶知安町南6条西3丁目	西小学校	0136-23-0189
	倶知安町南6条西3丁目	西小学校	0136-23-0190
8	倶知安町字樺山109番地	西小学校樺山分校	0136-23-1814
9	倶知安町南3条東5丁目	くっちゃん保育所ぬくぬく	0136-23-0091
	倶知安町南3条東5丁目	くっちゃん保育所ぬくぬく	0136-23-0092
10	倶知安町北7条西2丁目	倶知安高等学校	0136-23-3193
	倶知安町北7条西2丁目	倶知安高等学校	0136-23-3194
11	虻田郡倶知安町旭15	倶知安農業高等学校	0136-23-3548
	虻田郡倶知安町旭15	倶知安農業高等学校	0136-23-3549
12	倶知安町北3条東4丁目	保健福祉会館	0136-23-4173
	倶知安町北3条東4丁目	保健福祉会館	0136-23-4174

- ※ ①特設公衆電話セット（各施設に配置）の電話を専用モジュージャックに接続することにより使用することができる。（接続時点から通話可能）
 ②発信専用であり受信はできない。